

平成30年 第3回定例会

# 青木村議会会議録

平成30年9月11日 開会

平成30年9月20日 閉会

青木村議会

## 平成30年第3回青木村議会定例会会議録目次

### 第 1 号 (9月11日)

○議事日程	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	3
○開会の宣告	4
○議事録署名議員の指名	4
○会期決定	4
○村長挨拶	5
○報告第1号及び報告第2号の上程、説明	12
○議案第1号の上程、説明	13
○議案第2号の上程、説明	35
○議案第3号の上程、説明	37
○議案第4号の上程、説明	39
○議案第5号の上程、説明	40
○議案第6号の上程、説明	42
○議案第7号の上程、説明	44
○議案第8号の上程、説明	46
○社会福祉協議会会計決算の報告	47
○監査報告	49
○議案第9号の上程、説明	52
○議案第10号の上程、説明	53
○議案第11号の上程、説明	54
○議案第12号の上程、説明	54
○議案第13号の上程、説明	55
○議案第14号の上程、説明	55
○議案第15号の上程、説明	62

○議案第16号の上程、説明	63
○議案第17号の上程、説明	64
○散会の宣告	65

第 2 号 (9月13日)

○議事日程	67
○出席議員	67
○欠席議員	67
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	67
○事務局職員出席者	68
○開議の宣告	69
○議事日程の報告	69
○一般質問	69
宮下壽章君	69
堀内富治君	88
小林和雄君	103
坂井弘君	111
宮入隆通君	131
山本悟君	142
松澤正登君	151
○総括質疑	162
○委員会付託	162
○散会の宣告	163

第 3 号 (9月20日)

○議事日程	165
○出席議員	166
○欠席議員	166
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	166
○事務局職員出席者	167

○開議の宣告	168
○議事日程の報告	169
○委員長審査報告	170
○報告第1号の質疑	172
○報告第2号の質疑	173
○議案第1号の質疑、討論、採決	173
○議案第2号の質疑、討論、採決	174
○議案第3号の質疑、討論、採決	175
○議案第4号の質疑、討論、採決	175
○議案第5号の質疑、討論、採決	176
○議案第6号の質疑、討論、採決	177
○議案第7号の質疑、討論、採決	177
○議案第8号の質疑、討論、採決	178
○議案第9号の質疑、討論、採決	179
○議案第10号の質疑、討論、採決	180
○議案第11号の質疑、討論、採決	183
○議案第12号及び議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	185
○議案第14号の質疑、討論、採決	188
○議案第15号の質疑、討論、採決	205
○議案第16号の質疑、討論、採決	206
○議案第17号の質疑、討論、採決	207
○閉会の宣告	207
○署名議員	209

## 平成30年第3回青木村議会定例会会議録

### 議事日程(第1号)

平成30年9月11日(火曜日)午前9時開会

- 日程第 1 議事録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 報告第 1号 健全化判断比率について
- 日程第 4 報告第 2号 資金不足比率について
- 日程第 5 議案第 1号 平成29年度青木村一般会計決算の認定について
- 日程第 6 議案第 2号 平成29年度青木村国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第 7 議案第 3号 平成29年度青木村簡易水道特別会計決算の認定について
- 日程第 8 議案第 4号 平成29年度青木村簡易水道建設特別会計決算の認定について
- 日程第 9 議案第 5号 平成29年度青木村別荘事業特別会計決算の認定について
- 日程第10 議案第 6号 平成29年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第11 議案第 7号 平成29年度青木村介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第12 議案第 8号 平成29年度青木村後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第13 議案第 9号 青木村農村地域工業等導入地区に係る村税の課税免除に関する条例を廃止する条例について
- 日程第14 議案第10号 青木村地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例について
- 日程第15 議案第11号 寄附採納について
- 日程第16 議案第12号 教育委員会委員の任命について
- 日程第17 議案第13号 人権擁護委員候補者の推薦の同意について
- 日程第18 議案第14号 平成30年度青木村一般会計補正予算について
- 日程第19 議案第15号 平成30年度青木村簡易水道特別会計補正予算について
- 日程第20 議案第16号 平成30年度青木村別荘事業特別会計補正予算について
- 日程第21 議案第17号 平成30年度青木村介護保険特別会計補正予算について
- 日程第22 一般質問

出席議員（10名）

1番	宮入隆通君	2番	坂井弘君
3番	松澤正登君	4番	金井とも子君
5番	宮下壽章君	6番	沓掛計三君
7番	居鶴貞美君	8番	小林和雄君
9番	堀内富治君	10番	山本悟君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	北村政夫君	教育長	沓掛英明君
総務企画課長 兼事業推進室長	片田幸男君	参事兼 建設農林課長 兼農業振興 係長	花見陽一君
住民福祉課長 兼保健衛生係	小宮山俊樹君	教育次長兼 公民館長	横田孝君
保育園長	若林喜信君	会計管理者兼 税務会計課長	多田治由君
建設農林課長 兼補佐係長	宮下剛男君	商工観光移住 課長	新津俊二君
建設農林課長 兼上下水道係	横沢幸哉君	住民福祉課長 兼補佐係長 兼地域包括支 援センター長	宮澤章子君
住民福祉課長 兼住民福祉係	上原博信君	総務企画課長 兼補佐係長 兼総務係	稲垣和美君
税務会計課長 兼住民税係	早乙女敦君	総務企画課長 兼企画財政係	小林利行君
税務会計課長 兼資産税係	奈良本安秀君	総務企画課室長 兼事業推進係	塩澤和宏君
建設農林課長 兼国土調査係	小林義昌君	総務企画課長 兼庶務係	小林宏記君

商 工 観 光  
移 住 課  
商 工 観 光 移 住  
係 長

上 原 信 子 君

代表監査委員

内 藤 賢 二 君

---

**事務局職員出席者**

事 務 局 長

片 田 幸 男

事 務 局 員

稲 垣 和 美

開会 午前 9時00分

◎開会の宣告

○議長（沓掛計三君） 皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから平成30年第3回青木村議会定例会を開催します。

ここで、青木村には本年度大きな被害がなかったわけですが、本年7月に発生しました西日本豪雨災害と、9月4日に日本列島を縦断した台風21号、そして、9月6日に発生した北海道胆振東部地震により亡くなられた方々の御冥福を祈るとともに、御遺族に哀悼の意を表します。また、被災された皆様には衷心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興を御祈念申し上げます。

以上でございます。

---

◎議事録署名議員の指名

○議長（沓掛計三君） 日程第1、議事録署名議員の指名を行います。

会議規則第115条の規定により、2番、坂井弘議員、8番、小林和雄議員を指名します。

---

◎会期決定

○議長（沓掛計三君） 日程第2、会期の決定について議題といたします。

お諮りします。

去る9月5日、議会運営委員会において、本定例会の会期は本日11日から21日までの11日間と決定されましたが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 異議なしと認めます。

よって、会期は9月21日までの11日間と決定しました。

日程について、事務局より日程表をお配りいたします。

日程について申し上げます。

本日11日は開会、議案説明のみで散会といたします。12日水曜日は議案審査のため休会、13日木曜日は一般質問と平成29年度一般会計及び特別会計決算の総括質疑、委員会付託を行います。14日金曜日は社会文教委員会の委員会審議、15日と16日日曜日、17日月曜日は休日のため休会、18日火曜日は総務建設産業委員会の委員会審議を行います。19日水曜日は議案審議のため休会、20日木曜日は委員長報告、審議・採決、21日金曜日は審議・採決の日程といたします。

---

### ◎村長挨拶

○議長（沓掛計三君）　ここで、村長より挨拶があります。

北村村長。

○村長（北村政夫君）　皆さん、おはようございます。

本日、平成30年第3回の青木村議会9月定例議会を招集いたしましたところ、全議員の皆さんには御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

ことは災害受難の年となりました。災害レベルの猛暑、大阪北部地震、西日本豪雨、台風13、15、20、21号、そして9月6日発生の北海道胆振東部地震と、立て続けに発生し、人間の営みを麻痺させる夏でもございました。被害に遭われた皆さんに心からのお見舞いを申し上げたいと存じます。

さて、最近少し気になる新聞等の報道がされておりますので、議員の皆さんと情報を共有したいと思います。

日本は、2040年ごろ高齢化がピークを迎えると言われております。総務省の自治体戦略2040構想研究会は、行政サービスの維持に向けまして、地方の人口減少を見据え、7月の報告書で高齢化に伴う医療介護事業の増大、地方の学校数減少、インフラの老朽化、公共交通網の衰退、こういった各分野、行政分野での課題を列挙いたしまして、これらに対応するため市町村にかかわって圏域が主体となって行政運営をする手法の法制化や住民生活を支援する共助の仕組みづくりを提言いたしました。

政府はこの報告書を受けまして、第32次地方制度調査会を発足させまして、具体化に向けた議論に着手をいたしました。報告書の推計によりますと、中核市でも人口減少に伴い、医療や教育、商業施設の集積といった都市機能を維持できなくなるといたしまして、市町村が

全ての行政サービスを提供する、いわゆるフルセット主義から脱却する必要があると強調しております。

自治体間の連携に関する既存の仕組み、例えば、連携中枢都市圏、あるいは、定住自立圏といった制度はございますが、こういった施設の統廃合など、利害調整が必要な分野への対応は十分進んでないことといたしまして、このため現状の市町村ごとに取り組んでいる行政分野につきまして、圏域が主体となって調整、合意形成を促す新たな法的な枠組みの検討が必要となってきたとしております。

ある総務省の幹部は、圏域全体を効率的に運用するためには、小さな自治体の役割の縮小は避けられないだろうと語りまして、また、ある新聞社の社説では、観光振興や救急医療体制の構築など一つの自治体では限度がある施策があり、広域での連携は必要だろうが、それでも法制化といった画一的な圏域を一方向的に押しつけるやり方は拙速だと。独自に自治体間の連携のあり方などを考え、高齢化が進んでも住民生活が充実できる生活圏づくりを模索するといったような創意工夫を重視し、地域のことは地域が決めるといった姿勢が大切だと解説しております。

国が推進しました平成の合併に微動だにせず、結果といたしまして自主自立の村づくりに邁進しております当村にとりましては、この議論を今後注視してまいりたいと考えております。

ことしは、終戦の年から73回目の年を迎えました。昭和20年8月6日に広島へ、そして、8月9日に長崎へ原子爆弾が投下され、同年8月15日正午、昭和天皇はラジオを通じまして日本の降伏を国民に伝えました。満州事変、日中戦争、太平洋戦争へと拡大した戦争によりまして、戦死者は軍人・軍属230万人、民間人80万人とのことであります。私の小学校時代の同級生の中にこの大戦でお父さんを亡くされた方が4人もおりました。毎年8月は、平和のとうとさを実感するときであります。また、国の将来や方向性に目を凝らしていく必要があるとも考えております。

ことしの夏は、長期にわたって気温が異常に高く、気象庁から命の危険がある暑さと発表された日が幾日も続きました。青木小学校では教室内で35度を超える日もありました。体力が劣る子供たちに、この暑さの中でこれ以上我慢を強いることはできません。小学校・中学校のエアコンの設置につきましては、村行政の課題の中で最優先で解決してまいりたいと考えております。ただ、一斉にエアコンを導入するとなると、高額な予算が短期的に必要とされますし、しかも電気代が長期的にかかります。来年の夏には小・中学校に導入したいと考

えておりますが、既に村で次年度、補助要望しております国の財政支援のもととなります学校施設環境改善交付金の予算状況、機器の確保、工事店の受注量など総合的に判断いたしまして、来年夏には、未設置の教室全てか、あるいは一部に設置するかを、早期に改めて議会にお諮りをしたいと考えております。

また、ことしは災害の多い夏でもありました。6月18日に発生いたしました大阪北部地震では、女子児童が小学校のブロック塀の下敷きになるなど5人が死亡、435人がけがをし、建物も4万棟以上が被害を受けました。これを受け、安全性に問題のあるブロック塀の点検対策が全国的に実施されております。当村でも、通学路を中心に小・中学生も参加しての総点検を行い、必要な事項については改修等を実施しているところでございます。

7月上旬、西日本から東海地方を中心にいたしました平成30年7月豪雨で、大雨特別警報が運用開始以来最多の11府県に発表されました。甚大な被害を受けた広島県、岡山県、愛媛県の皆様には心よりお見舞いを申し上げます。

7月中旬以降は、北・東・西日本で災害レベルの猛暑となりました。月平均気温は1946年の統計開始以来、東日本で第1位、西日本では第2位となりました。7月23日は熊谷市で最高気温が41.1度となり、歴代の全国1位を更新いたしました。

また、7月末には日本列島を台風12号が襲いました。この東から西への異なったルートをとった台風は、各地に大雨と暴風をもたらしました。台風の日本への接近予想が週末だったこともありまして、7月28から29にかけて行う予定だった花火大会等のイベントの多くが時間短縮、順延、中止に追い込まれました。青木村でも7月28日に予定されました夏祭りが一部中止、会場変更となり、花火大会は翌日に順延となりました。

これら異常気象の背景といたしましては、地球温暖化に伴う気温の上昇と水蒸気量の増加が影響しているとのことでございます。

8月14日夕方、青木村では落雷が原因で殿戸区の五島慶太翁の生家が焼失しました。今年度、「誇らしきわが郷土再発見事業」といたしまして展開しようとしていたやさきのことです。この事業は、東京急行電鉄株式会社の創始者であり教育者でもある青木村が生んだ偉人、五島慶太の没後60年となる平成31年に、故人の功績をたたえとともに、生誕地青木村の知名度の向上と地域の魅力を再発見する観光振興事業を進めるというものであります。焼失した家屋の中でも、再利用できる部材をさらに何らかの形で生かして、歴史の証人として残せないかという声もあり、関係する団体など協力を得まして、対応を検討してまいります。

この日の雷雨は、役場の雨量計で16時30分からの20分間で28.5ミリを記録する激しいものでございました。一方、入奈良本ではほとんど降雨はありませんでした。このような狭い範囲内での降雨量に大きな差があるということは以前にもありましたが、防災の際には常に心がけておかなければならないと考えております。

この雷雨のため、村内各地で予定されていた夏祭りは中止となったり、屋外から屋内へ場所を変更したりと、関係者は対応に追われました。

また、降ひょうによりますリンゴ、ソバなど農作物への被害が発生いたしまして、被害総額は約134万円に上る見込みでございます。

9月6日明け方、北海道胆振地方を震源とする地震が発生し、厚真町で震度7を観測するなど、道内各地が強い揺れに襲われました。39人となっておりますが、けさの新聞では41人となっておりますが死亡が確認され、道内のほぼ全域で一時停電し、市民生活や経済活動に大きな影響を与えました。

8月5日、長野県知事選挙が投開票され、無所属で現職の阿部守一氏が当選されました。本年4月から、新たにスタートいたしました総合5カ年計画「しあわせ信州創造プラン2.0」の中には、国道143号青木峠新トンネルの事業化が含まれておりますが、この実現など県政全般にわたりまして積極的な取り組みを御期待しております。

なお、知事選の投票率は、県の平均が43.28%に対しまして、青木村のそれは62.12%と高く、大いに評価されるものでございます。

新しい道の駅あおきが完成してから、初めての夏を迎えました。おかげさまで、お盆前後の9日間、大変多くのお客様にお越しいただき、売り上げも大幅に伸びました。各施設で期間中一番売り上げた日は、農産物の直売所では8月12日、174万円、味処こまゆみでは8月15日、38万円でした。お盆の合計では約1万人の方に両施設を御利用いただきました。また、リフレッシュパークあおきに関しましても、前年度の売り上げは1.73倍、来場者数は1.93倍と、大健闘の夏でございました。

9月17日は敬老の日でございます。ことしは例年より多い53名の方が米寿を迎えられ、おめでたいことでございます。当日私は各家庭を訪問させていただき、お祝いを申し上げる予定となっております。

さて、8月29日公表の内閣府の月例経済白書によりますと、8月は景気は緩やかに回復している。先行きについては雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復がされることが期待される。ただし、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、

海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響等に留意する必要があるとのことであります。

さて、さきの6月定例議会後、本日までの主な行事の報告をさせていただきます。

6月17日に青木村消防ポンプ操法大会並びにラッパ吹奏大会が、7月1日には長野県上小消防ポンプ操法大会並びに上小ラッパ吹奏大会が開催されました。例年になく大変暑い中でのご覧でしたが、選手の皆さんの一生懸命さが、応援する私たちにも伝わってまいりました。特に、小型ポンプ操法の第2分団、ラッパ吹奏個人の部の玉島美絵さんの健闘が光りました。

6月20日に、安曇野市田尻営農組合の皆さんが視察に来村されました。この組合は、水田転作のソバ栽培を長い間積極的に行っている団体であり、栽培や排水など共通の苦労話をいたしました。

7月2日に、青木中学校姉妹校でありますオーストラリアマリスタ・サイオンカレッジの生徒17名の皆さんが来村し、役場を訪問されました。この交流が、多様な考え方、価値観を知り、自分の世界を広げる貴重なきっかけになればとの思いを改めて強く感じました。

7月24日、農業用排水のためのバックホーの納入式が行われました。青木村の水田は排水が悪く、特にソバの栽培には課題がありますが、このバックホーの活躍を大いに期待するところでございます。

7月28日は、青木村夏まつり・花火大会の日でございました。台風の影響によりまして、みこし、踊りは中止、アトラクションは小学校体育館へ会場を移しての開催となりました。花火大会は順延となり、翌日無事開催されました。寄附をしていただいた皆さんに感謝を申し上げます。また、開催に当たりましては商工会、特に青年部の皆さんには大変お世話になりました。ありがとうございました。

8月9日、国道143号青木峠新トンネル事業説明会が、入田沢地区木立公民館で行われました。初めての開催でございましたが、約30人もの御出席をいただき、ルート帯の説明、あるいは今年度の測定の説明が行われ、事業推進への大きな期待の発言をいただいたところでございます。

8月25日、軽井沢プリンスショッピングプラザにおきまして、長和町との協賛で「信州・小県ご当地蕎麦イベント」を行いました。ショッピングモールを訪れる県内外のお客さんに、青木村のタチアカネそばと長和町のダツタンそばを味わっていただき、相乗効果で知名度を高めていこうというこのイベントは、整理券配布の列も長蛇となり、大盛況のうちに終了い

たしました。

さて、本9月議会は決算議会でありますので、平成29年度の青木村決算状況について申し上げます。

一般会計につきましては、歳入総額35億2,980万1,000円、歳出総額の額は32億1,323万2,000円、歳入歳出差引額は3億1,656万9,000円となりました。

歳入の主なものについて申し上げます。

村税が4億620万3,000円で、歳入合計に対する構成比は11.5%、前年度より1,165万9,000円の増となりました。

地方交付税は、15億12万8,000円の構成比で42.5%、前年度より2,548万2,000円の減となりました。

国庫支出金は、2億2,695万9,000円で、構成比6.4%、地方創生加速化交付金は、農山漁村おみやげ農畜産物販売促進事業の完了等により、前年度より1億5,896万9,000円の減となりました。

主な内容につきましては、地方創生拠点整備交付金（繰越分）でありますけれども、5,495万1,000円、地方創生推進交付金3,778万7,000円、臨時福祉給付金支給事業補助金1,323万円。

村債は1億9,660万円で構成比5.67%、前年度比6,730万円の減となりました。

主な内訳につきましては、道の駅あおき包括的情報提供施設整備に係ります一般補助施設等事業債4,740万円、地域活性化事業債200万円、長和町と共同で進めております、し尿処理施設整備費用に一般廃棄物処理事業債6,720万円、臨時財政対策債8,000万円でございます。

ふるさと応援寄附金は、返礼品の返礼割合の見直しや人気のある農林産物の不作の影響により、前年度より1,734万円減の1,159万5,000円でございます。

歳出の主なものとしたしましては、地方創生推進交付金事業では、タチアカネ蕎麦推進プロジェクト1,133万5,000円、元気な企業づくり推進事業費6,424万円、授産所解体工事費等で1,016万5,000円、長和町汚泥再生処理センター建設負担金7,830万7,000円、地方創生拠点整備交付金事業、包括的情報提供施設建築工事1億1,959万9,000円、6次産業化推進拠点施設の建築の工事費1,382万4,000円、農山漁村振興交付金事業、地域食材供給施設建築工事2億2,847万4,000円、農産物加工施設建築工事4,227万1,000円、松くい虫防除策に係る保全松林健全化整備事業の衛生伐に2,611万4,000円、同伐倒駆除に2,001万8,000円、森

林づくり推進支援金事業といたしまして道の駅あおき、あずまやの整備工事に311万7,000円、積立金は、財政調整基金7,000万円、公共施設整備基金2億円の取り崩しを行いました。公共資金整備資金に1億円、青木村診療所施設等整備基金といたしまして3,000万円の積み立てができました。

なお、国民健康保険基金は3,000万円を取り崩し、国保会計に繰り入れましたが、同額を一般会計より基金に積み立てをしております。

特別会計につきましては、国民健康保険簡易水道特別会計等、特別会計につきましては、いずれも黒字の決算となりまして、健全な財政運営が堅持できました。

財政状況につきましては、国が定めました健全化判断比率並びに資金不足比率につきまして算定いたしましたところ、一般会計、特別会計、全て国の定めた早期健全化基準・経営健全化基準の基準内にございまして、償還金の程度を示す単年度の実質公債費比率は昨年と比べて0.2%減少し6.8%となり、3カ年平均では昨年と同じ7.0%と国の定めた基準内であり、資金不足も生じていないことから資金不足比率も問題ありませんでした。財政状況及び公営企業の経営状況ともに健全な財政運用がなされておりました。議員の皆さんの御協力をいただきましたことから、平成29年度全体といたしましても健全財政を堅持した決算とすることができました。ありがとうございました。

去る9月5日に、村の監査委員の内藤賢二代表監査委員、小林和雄監査委員から、平成29年度青木村会計歳入歳出決算について意見書をいただきました。この審査に当たりましては、監査委員の皆さんには長い時間をかけて慎重な審査をいただきますとともに、適切な意見をいただきました。まことにありがとうございました。今後は、いただきましたこの意見を職員ともども真摯に受けとめさせていただき、日々の業務の中に活かしてまいります。

次に、平成30年度一般会計補正予算（第2号）について申し上げます。

一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ1億1,644万6,000円を追加いたしまして、総額を27億9,747万1,000円とするものでございます。

今回の補正でお願いしている主なもの、歳入につきましては、くつろぎの湯の改修工事に伴いまして、公共施設整備基金繰入金3,000万円、青木診療所施設等整備基金2,800万円、前年度繰越金5,612万2,000円。

歳出の主なものにつきましては、美しい村づくり条例の制定支援業務委託料325万5,000円、五島慶太翁生家解体工事負担金100万円、障害者福祉費国庫事業確定に伴う返還金649万6,000円、くつろぎの湯天井等改修工事費3,963万6,000円、青木村診療所施設整備事業補

助金2,800万円、簡易水道特別会計への繰出金669万5,000円、若者定住促進応援補助金1,731万円、民間賃貸住宅入居者家賃補助に36万円を計上いたしました。

以上、提案をいたしました議案のうち、主な内容を説明させていただきました。

詳細につきましては、教育長並びに担当課長から御説明をいたしますので、御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

〔「上着を脱いでもよろしいでしょうか」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 前に言っているとおり、個人個人であとは判断してください。当初に、10月までは当初の挨拶のときだけ着て、あとは個人の判断でということになっておりますので。

村長の挨拶が終わりました。

---

#### ◎報告第1号及び報告第2号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第3、報告第1号 健全化判断比率について、日程第4、報告第2号 資金不足比率についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） それでは、報告第1号並びに第2号について御説明を申し上げます。

健全化判断比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成29年度の健全化判断比率について別紙のとおり報告する。

平成30年9月11日提出、青木村長、北村政夫。

裏面をお願いいたします。

平成29年度健全化判断比率報告書。

実質赤字比率については、普通会計を対象とした実質赤字となりますが、赤字額はなく、比率は算定されてございません。

次に、連結実質赤字比率につきましては、全ての会計を対象とした実質赤字となりますが、資金の不足が生じておりませんので、比率は算定されませんでした。

次に、実質公債費比率につきましては、普通会計が負担する元利償還金等の比率となりま

す。元利償還金の減額により、単年度では6.8%でございましたが、前年度から0.2%の減ということでございますが、指標となりますのは3カ年平均となります。こちらでは前年度と同じ7%となりました。

続きまして、将来負担比率につきましては、普通会計が将来にわたり負担すべき実質的な負債額に対して、地方交付税で措置される見込み額や財政調整基金積立金を初めとする充当可能財源額が将来負担額を上回ったため、将来負担比率は算定されませんでした。

なお、下段の部分になりますけれども、数値は早期健全化の基準を記載してございます。いずれの数値も早期健全化基準を下回っており、良好な状態でございます。

続きまして、報告第2号について御説明申し上げます。

資金不足比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成29年度の各公営企業における資金不足比率について、別紙のとおり報告する。

平成30年9月11日提出、青木村長、北村政夫。

裏面をお願いいたします。

平成29年度資金不足比率報告書。

公営企業の経営状況を判断する比率でございまして、青木村で対象となる会計は、簡易水道特別会計、簡易水道建設特別会計、特定環境保全公共下水道事業会計の3会計でございます。

いずれの会計におきましても、資金不足額は生じていないため、比率は算定されない結果となっております。

なお、備考欄に記載されております金額は、おのおのの会計における事業規模、主には料金収入額ということになってございます。

以上、報告第1号並びに第2号について御説明を申し上げます。御審議いただき、御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

---

#### ◎議案第1号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第5、議案第1号 平成29年度青木村一般会計決算の認定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

多田会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長（多田治由君） それでは、平成29年度各会計の決算の説明をさせていただきます。

一般会計、特別会計ともに数値の朗読をもつての説明は、記載のとおりになってございますので、できるだけ簡略化させていただきます。

また、決算書につきましては、見開きの2ページで1つの表となっておりますので、説明は左ページでお示ししますので、よろしく願いいたします。

それでは、目次の次のページ、一般会計、特別会計歳入歳出決算の総括表をお開きください。

平成29年度青木村全会計の総括表でございます。

各会計の歳入済額、支出済額の構成割合について御説明を申し上げます。

歳入の収入済額の構成割合は、一般会計65.2%になります。国民健康保険特別会計12.0%、簡易水道特別会計2.7%、簡易水道建設特別会計2.4%、別荘事業特別会計0.4%、特定環境保全公共下水道事業特別会計5.9%、介護保険特別会計10.4%、後期高齢者医療特別会計1.1%、収入済額合計54億1,245万7,648円は、前年度対比でプラス0.5%、2,856万5,469円の増になります。

次に、歳出でございますが、支出済額の構成割合は、一般会計が63.7%になります。国民健康保険特別会計12.5%、簡易水道特別会計2.8%、簡易水道建設特別会計2.5%、別荘事業特別会計0.3%、特定環境保全公共下水道事業特別会計6.1%、介護保険特別会計11.0%、後期高齢者医療特別会計1.1%、歳出済額合計の50億4,471万5,886円は、前年度対比でプラス2.5%、1億2,328万8,301円の増になります。

それでは、議案第1号 平成29年度青木村一般会計決算について御説明を申し上げます。

2ページをお開きください。

歳入の総括表でございますので、款の収入済額の構成割合を申し上げます。

村税11.5%、不納欠損額は41万7,330円、収入済額は1,171万4,795円でございます。地方譲与税0.8%、利子割交付金の構成割合は出てまいりません。配当割交付金0.1%、株式等譲渡所得割交付金0.1%、地方消費税交付金2.1%、自動車取得税交付金0.2%、地方特例交付金は構成割合が出てまいりません。地方交付税42.5%、交通安全対策特別交付金の構成割合は出てまいりません。分担金及び負担金0.6%、187万4,290円の収入未済額が出てまいりますが、保育料でございます。使用料及び手数料2.4%、892万1,000円の収入未済額が出

てまいりますが、通信放送サービスの利用料、住宅の使用料でございます。国庫支出金6.4%。

4ページにまいりまして、県支出金5.7%、財産収入0.2%、寄附金0.7%、繰入金7.7%、繰越金11.7%、諸収入1.7%、259万6,751円の収入未済額が出てまいりますが、老朽危険家屋の取り壊しに係ります解体費用の立てかえ分でございます。村債5.6%でございます。

収入合計35億2,980万1,328円、前年度対比でプラス3.3%、1億1,169万9,453円の増でございます。

6ページをお開きください。

歳出の総括表でございますので、款の支出済額の構成割合を申し上げます。

議会費1.2%、総務費19.9%、民生費22.2%、衛生費8.1%、農林水産業費20.1%、商工費2.2%、土木費9.6%、消防費3.4%、教育費6.7%。

8ページにまいりますが、災害復旧費については支出ございませんでした。公債費6.6%、予備費、支出はございません。

支出合計32億1,323万2,852円、前年度対比でプラスの6.9%、2億651万9,928円の増でございます。

歳入歳出の差引残高は3億1,656万8,476円、執行率が97%、収入総額に対します残高割合は9%になります。

12ページをお開きください。

歳入の決算事項の明細書になりますので、節の収入済額を中心に申し上げます。

款1村税、前年度対比プラス3%、1,165万8,320円の増でございます。現年・滞納繰越分合計での徴収率ですが、項1村民税が98.2%、収入未済額は136万3,288円の減でございます。

項2固定資産税95.8%、収入未済額は15万7,209円の増。

項3軽自動車税95.2%、収入未済額は6万4,000円の増。

項4村たばこ税、前年度より136万6,217円の減。

項5入湯税、前年度より21万750円の減となっております。

村税全体での徴収率は97.1%でございます。

款2地方譲与税、前年度対比マイナス0.6%、16万3,000円の減となっております。

項1地方揮発油譲与税は前年度より11万6,000円の減。

項2自動車重量譲与税は前年度より4万7,000円の減でございます。

款3 利子割交付金、前年度対比プラス70.0%、30万4,000円の増であります。

14ページです。

款4 配当割交付金、前年度対比プラス31.7%、42万5,000円の増。

款5 株式等譲渡所得割交付金、前年度対比でプラス146.6%、113万9,000円の増。

款6 地方消費税交付金、前年度対比でプラス2.1%、149万4,000円の増。

款7 自動車取得税交付金、前年度対比プラス42.4%、222万9,000円の増。

款8 地方特例交付金、前年度対比プラス26%、35万4,000円の増でございます。

款9 地方交付税は前年度対比でマイナス1.7%、2,548万2,000円の減であります。内訳は、普通交付税で3,394万3,000円の減となっています。

款10 交通安全対策特別交付金、マイナス3.9%、2万1,000円の減でございます。

16ページにまいります。

款11 分担金及び負担金、前年度対比でマイナス3.8%、89万205円の減でございます。

項1 分担金、目1 農林水産業費分担金は、当郷区中村水路の改修に伴うものでございます。

項2 負担金、目1 総務費負担金、節1 高速情報通信サービス負担金は、通信サービス加入負担金で2件、放送サービス加入負担金で5件分、節2 地方創生事業実施負担金は、蕎麦イベント等開催経費等に充てたもので、長和町からでございます。

目2 民生費負担金、節1 社会福祉費負担金は備考のとおりでございます。節2 児童福祉費負担金及び節3 の滞納繰越金は保育料で、合計では前年度より66万1,400円の減となっています。

収入未済額は現年・滞繰合わせて、通常保育料119万2,990円、早朝保育料1万3,350円、延長保育料32万2,480円、一時的保育料34万5,470円でございます。

款12 使用料及び手数料、前年度対比でプラス2.1%、170万6,737円の増でございます。

項1 使用料、目1 節1 総務使用料、村営駐車場使用料の内訳は、個人分が7台、12万6,000円、青木区、商工会、それぞれ2万9,115円となっております。村営バスの運行収入は前年度より17万1,930円の減でございます。

18ページでございます。

節2 現年度分高速情報通信サービス使用料、こちらにつきましては前年度より通信サービスで19万5,000円の減、放送サービスで1万5,000円の増でございます。節3 滞納繰越分の高速情報通信サービス使用料は、前年度より通信サービスで44万3,780円、放送サービスで3万3,000円、それぞれ増となっております。

なお、収入未済額の内訳は、節2 現年度分で通信サービス53万3,100円、放送サービスで15万9,000円、節3 の滞納繰越分は、通信サービス124万400円、放送サービスで26万4,000円でございます。節3 光ケーブル使用料は20万7,457円の増となっております。

目2 商工使用料、節1 観光施設使用料、キャンプ場使用料でございますが、前年度より19万300円の増、昆虫資料館の使用料は13万9,010円の増でございます。

目3 土木使用料、教員住宅、校長住宅、村営住宅、若者定住住宅に係るもので、前年度対比でプラス4.2%、147万6,200円の増でございます。

なお、前年度より収入未済額は144万9,100円の減でございます。

目4 教育使用料、節1 保健体育使用料、前年度より15万2,943円の減、節2 の会館使用料、前年度より4万2,883円の増、節3 美術館使用料は前年度より15万6,860円の減でございます。

項2 手数料、目1 総務手数料、節3 総務管理手数料、広告宣伝通信手数料は、情報電話に係るものでございます。節3 の戸籍住民基本台帳手数料は、前年度より14万5,140円の増でございます。

目2 衛生手数料、犬の新規登録手数料14頭分、注射済票の交付手数料は309頭分、また、一般廃棄物の処理業等許可申請手数料は5件分でございます。

款13 国庫支出金、前年度対比でマイナス41.2%、1億5,896万8,493円の減でございます。20ページでございます。

項1 国庫負担金、目1 民生費国庫負担金、節1 社会福祉費負担金、介護給付訓練等給付費負担金は329万2,400円の減、節2 児童福祉費負担金、児童手当負担金は97万8,333円の減です。節3 保険基盤安定負担金につきましては、国保税の軽減分のうち、2分の1を国で見えていただくものでございます。

目2 衛生費国庫負担金、未熟児療育医療事業負担金は20万6,252円の増となっております。

項2 国庫補助金、目1 総務費国庫補助金、節1 総務管理費補助金、備考欄上の社会保障・税番号制システム整備費補助金は、前年度より25万6,000円の減、総務省所管で、マイナンバー制度に向けてのシステム整備に対するもので、住民基本台帳及び税システム中間サーバー個人番号カード事業等整備に充てたものでございます。地方創生推進交付金は、タチアカネ推進プロジェクトに566万7,289円、元気な企業推進事業に3,212万円を充てたものでございます。繰越事業で、地方創生拠点整備交付金は、道の駅関連の包括的情報提供施設整備に4,745万1,825円、6次産業化推進拠点施設整備に750万円を充てたものでございます。節3

村営バス運行管理費補助金は、19万1,000円の減でございます。

目2 民生費国庫補助金、備考欄の臨時福祉給付金事業補助金ですが、臨時福祉給付事務費の補助金は、合計で前年度より1,019万4,000円の減、介護保険事業費の補助金68万円及び福祉介護職員処遇改善加算の取得促進特別支援事業補助金が4万7,000円、こちらにつきましては、税制改正に伴う電算システムの改修に係る補助で、単年のものがございます。

22ページです。

目3 衛生費国庫補助金、合併処理浄化槽設置補助金は、循環型社会形成推進交付金として交付されたものがございます。

目4 土木費国庫補助金、節1 土木費補助金、防災安全交付金は、前年度より1,921万3,000円の減、橋梁修繕2カ所の調査設計業務の委託に係るものがございます。

項3 委託金、目1 総務費委託金、節2 選挙費委託金は、昨年10月22日執行の衆議院選挙に係るものがございます。

款14 県支出金、前年度対比でプラス13.2%、2,342万9,390円の増でございます。

項1 県負担金、目1 民生費県負担金、節1 社会福祉費負担金、介護給付訓練等給付費負担金は、前年度より205万8,979円の減。

24ページですが、節4 保険基盤安定負担金、税の軽減分ですが、国保分は28万4,780円、後期高齢分は16万50円、それぞれ前年度より減となっております。

項2 県補助金、目1 民生費県補助金、目3 衛生費県補助金は、特に申し上げることはございません。

26ページです。

野生鳥獣被害総合対策事業補助金は189万7,000円の減、農山漁村振興交付金は、道の駅あおきの高機能拠点化施設整備に充てたもので、4,540万4,000円の増でございます。節2 林業費補助金、松林健全化推進事業補助金、伐倒駆除は339万5,000円の増、保全松林健全化整備事業補助金は248万6,000円の減でございます。

目11 総務費県補助金、節1 総務管理費補助金は、元気づくり支援金事業で、ふるさと公園を会場に実施した植花イベントの費用でございます。

項3 委託金は、目1 総務費委託金、節1 総務管理費委託金、市町村特例処理事務委託金は、県の委任事務の委託金でございます。節2 徴税费委託金、県民税の賦課徴収事務に対する委託金でございます。

28ページ、節4 統計調査費委託金は、前年度より27万7,100円の減でございます。

目2 民生費委託金、目3 農林水産業費委託金、こちらは特に申し上げることはございません。

款15 財産収入、前年度対比マイナスの8.9%、57万1,269円の減でございます。

項1 財産運用収入、目1 財産貸付収入は、N I S S I N A P S等への土地の貸し付け等に係るものでございます。

目2 節1 利子及び配当金は、基金の運用益でございます。

款16 寄附金、2,609万5,000円は、前年度対比マイナス14%、424万円の減でございます。

目1 節1 一般寄附金は、1,430万円の増でございます。ふるさと応援寄附金は、前年度より1,734万円の減で、868人分でございます。

款17 繰入金、こちらは皆増でございまして、内訳は備考欄のとおりですが、授産所基金については閉所に伴う精算でございます。

款18 繰越金、前年度対比プラス17.4%、6,109万6,297円の増でございます。

30ページへまいります。

款19 諸収入、前年度対比マイナスの11.8%、794万9,761円の減でございます。

項1 延滞金加算金及び過料、目1 節1 延滞金、前年度より11万7,100円の増。

項2 村預金利子、歳計現金の短期運用に係る利子分でございます。

項3 貸付金元利収入、備考欄、勤労者生活資金融資預託金元金は、長野県労働金庫上田支店への預託金でございます。商工預託金元金は、八十二銀行三好町支店と上田信用金庫川西支店へ750万円ずつ預託してございます。

項4 受託事業収入、前年度より219万277円の減ですが、授産所の閉所に伴うものでございます。

項5 雑入、目1 雑入、節1 市町村振興協会交付金は、市町村振興宝くじの売り上げから市町村へ配分されるもので、71万1,386円の減、節2 消防団員退職報償金、前年度より181万8,000円の減、節3 雑入、備考欄の雑入、986万7,348円の内訳につきましては、お手元に資料をお配りしてございますので、改めてごらんいただければと思います。

32ページです。

自治総合センター助成金は240万円の増、収入未済額259万6,751円は、危険家屋解体費の立てかえ分の受入金でございまして、債務者の経済状況から、本年度中に完済とならなかった分でございます。

款20 村債、前年度対比マイナス25.5%、6,730万円の減でございます。

項1 村債、目1 節1 臨時財政対策債、普通交付税の不足分を補填するもので、300万円の増。

目2 活性化事業対策債、節1 循環型社会形成事業債、130万円の減でございます。

目3 節1 一般廃棄物処理事業債は4,660万円の増で、長和町のし尿処理施設建設事業の負担金の一部に充てたものでございます。

目4 節1 一般補助施設整備等事業債は、道の駅の包括的情報提供施設等の建設に充てたものでございます。

以上、一般会計の歳入合計は、当初予算額が28億2,750万円、補正予算額が3億5,405万9,000円、繰越事業費、繰越財源充当額が1億3,020万1,000円、予算現計額が33億1,176万円、調定額が35億5,532万5,494円、収入済額が35億2,980万1,328円、不納欠損額が41万7,330円、収入未済額は2,510万6,836円でございます。

それでは、歳出のほうにまいりたいと思いますが、34ページをお開きください。

歳出の事項別明細書になります。

款1 議会費、前年度対比でプラスの6.0%、219万7,802円の増になります。前年度、定数より1名減の9名でしたが、4月執行されました選挙により定数の10名となったことによりまして、報酬等増額となったことが主な要因でございます。

項1 議会費、節1 報酬、10名分。節3 職員手当等、節4 共済費は、報酬に伴うものです。なお、議員共済負担金は、前年度より22万4,640円の減となっています。節7 旅費は、前年度とほぼ同額です。節10 交際費、議長交際費につきましては、前年より3,112円の減。なお、こちらにつきましてもお手元に資料が配付してございますので、ご確認いただければと存じます。節11 需用費です。印刷製本費は、議会だよりの印刷代でございます。節13 委託料は、議事録の作成に係るものでございます。

款2 総務費、前年度対比プラス8.1%、4,817万5,196円の増でございます。

項1 総務管理費、目1 一般管理費、節2 給料、特別職1名、一般職員9名でございます。特別職の減額措置が終了したこと、それから一般職の1名増員によりまして増額となっております。節3 職員手当等、節4 共済費につきましては、給料、賃金に伴うものですので、この後も出てきますが、特別なことがない限り説明は控えさせていただきます。

36ページです。

節7 賃金、臨時職員2名分が主なものでございます。節10 交際費、村長交際費、前年度より9万6,000円の減。節11 需用費、食糧費、前年度より55万5,067円の増でございます。節

13委託料、電算処理委託料628万7,316円、役場庁舎の宿直業務委託料223万8,500円が主なものでございます。そのほかに、弁護士相談業務の委託料、メンタルヘルスの業務委託料が  
ございます。節14使用料及び賃借料、使用料は電算システムの使用料880万5,024円が主な  
ものでございます。節19負担金補助及び交付金、負担金は県の市町村職員互助会の負担金  
51万7,967円、自治体情報セキュリティクラウドの利用負担金が93万3,024円、県の職員派  
遣に伴う負担金が947万3,030円、こちらが主なものでございます。補助金は、地区運営補  
助金283万8,900円が主なものでございます。節26寄附金5万円は、千曲高校の創立100周年  
記念事業に係るもので、実行委員会へ送ったものです。

目2文書広報費、節11需用費、消耗品費は、例規集等の加除120万4,112円が主なもので  
ございます。印刷製本費は、広報あおきの印刷代でございます。節13委託料、地区文書連絡  
員の委託料142万6,855円、例規システムの委託料が259万2,000円、特定個人情報の取り扱  
い  
点検業務の支援委託で305万6,400円を支出してございます。

目3財政管理費、平成28年度決算附属資料、それから平成30年度の予算書の印刷代でご  
ざいます。

目4会計管理費、節2給料は、一般職員2名分でございます。

38ページ、節11の需用費、印刷製本費は、平成28年度決算書印刷代が主なものでござい  
ます。

目5財産管理費、節11需用費、役場庁舎の管理に係る光熱水費が主なもので、修繕料は、  
庁舎の空調機器の修繕176万4,720円、リフレッシュパークの施設修繕に77万6,073円ほか、  
公用車の修理等でございます。節12役務費、保険料は、村有物件の災害共済分担金360万  
4,792円が主なものでございます。節13委託料、庁舎の清掃管理業務委託料264万600円、公  
共施設9カ所ございますが、警備業務の委託料169万4,868円、リフレッシュパークの管理  
業務委託料80万円、電算の基幹業務システム委託料が219万7,800円、こちらが主なもので  
ございます。なお、繰越事業の35万2,000円は、情報セキュリティ強化に係る電算機器の設  
定委託料でございます。節14使用料及び賃借料、賃借料は、運動公園、村営住宅等の公共施  
設の土地代に加え、公用車のリース代に係るものでございます。節15工事請負費、中挾防災  
研修センターの駐車場舗装工事139万3,200円、当郷第2組合駐車場舗装工事192万3,480円、  
診療所の医師旧家解体工事102万6,000円が主なものでございます。節18備品購入費、業務  
用パソコン4台68万400円が主なものでございます。節19負担金補助及び交付金、財産組合  
の負担金227万6,000円、マイナンバー制度の中間サーバープラットフォーム利用負担金が130

万2,000円を支出してございます。節25積立金、財政調整基金への運用利子434万3,000円、公共施設整備基金に1億円を積み立ててございます。

目6企画費、前年度比1,921万8,786円の減となっておりますが、地域おこし協力隊2名の減、ふるさと応援寄附金の減が主な要因でございます。節4共済費、地域おこし協力隊分でございます。節8報償費、ふるさと応援寄附者の謝礼712万3,090円、地域おこし協力隊の活動報償費2名分398万4,000円、そのほか観光サポーターズ倶楽部等の地域消費券等でございます。節11需用費、前年度実施しました長期振興計画及びそのダイジェスト版の印刷製本の減によりまして、411万296円の減でございます。節12役務費まで、地域おこし協力隊に係る公用車や住宅の維持管理に関する支出と、ふるさと寄附金に係る手数料が主なものでございます。節13委託料、備考欄の委託料は、空き家等対策計画策定業務の449万6,000円が主なものでございます。

40ページ、備考欄、ふるさと寄附金は、ウェブサイトの運用事業、それから返礼品の配送業務の委託料でございます。節14使用料及び賃借料、備考欄、賃借料は、地域おこし協力隊の住宅の借上料、車両のリース代が主なものでございます。節16原材料費、みんなの花壇プロジェクトで花の苗を購入したものでございます。節18備品購入費、蕎麦イベント用のネギカッターと、協力隊の使用しますカメラを購入したものでございます。節19負担金補助及び交付金、負担金は上田地域広域連合の負担金725万1,000円が主なものです。補助金は、青木村の村民活動支援事業の補助金2件39万4,000円、それから地域おこし協力隊の隊員の起業補助金が100万円でございます。

目7諸費、節1報酬、青少年補導委員6名分、節15工事請負費、道路反射鏡の設置工事73万4,400円が主なものでございます。節19負担金補助及び交付金、負担金は有料道路通行料の負担軽減事業負担金125万8,200円が主なものでございます。補助金では、夏祭りの補助金250万円、若者定住促進事業補助金727万円、オーストラリア姉妹校の国際交流事業補助金232万9,840円が主なものでございます。

目8情報通信サービス事業費、節1報酬、嘱託職員1名、節7賃金は、臨時職員1名分でございます。

42ページです。

節13委託料は、サーバー保守委託料949万3,200円が主なものです。節14使用料及び賃借料、使用料は、光ファイバーケーブルの電柱添架料294万419円が主なものです。節15工事請負費、情報通信センターのチップサーバーの更新事業1,474万2,000円が主なものでござ

います。節18備品購入費は、ONU10台を購入したものでございます。節25積立金500万円は、情報通信施設等整備基金の積み立てでございます。

目10地方創生プロジェクト事業費、節1報酬から4共済費は、嘱託職員1名、9月までにかかるものであります。節13の委託料、そばイベントの委託料216万円、タチアカネ蕎麦打ち倶楽部運営委託料149万円、同じくオーナークラブの運営委託129万6,000円、青木村PR放送の委託76万4,640円、自然エネルギー協議会運営委託料6,100万円、協議会の取り組みの記録番組の制作委託料324万円、アオキノコちゃんのぬいぐるみ制作委託料が54万円、こちらが主なものでございます。節18備品購入費、タチアカネそばのキッチンカーのベース車両465万2,078円、蕎麦打ち倶楽部のそば打ちセット20万2,176円、情報休憩施設内のサインエージシステム、こちらは113万4,000円が主なものでございます。

項2村営バス運行管理費、目2運行管理費、節1報酬、委員報酬は、地域公共交通会議の委員5名分、嘱託職員報酬は、運転手の3名分でございます。節7賃金は、代替運転手に係るものでございます。節11需用費は、光熱水費、バスターミナルに係るもの、燃料費は前年度よりも12万7,163円の増となっております。修繕料は、車両の車検、定期点検、修理等に係るものでございます。

44ページです。

節13委託料は、乗車予約受付業務委託料30万円、評価検証業務委託料が37万1,088円、こちらが主なものです。節15工事請負費33万4,800円は、村松と細谷のバス停の改修工事でございます。節19負担金補助及び交付金、地域路線バス維持対策負担金557万8,000円が主なものでございます。

項3徴税費、目1税務総務費、節2給料、一般職員3名分でございます。節7賃金、臨時職員2名分でございます。節13委託料89万5,490円は新規で、損害賠償請求の控訴事件に関する弁護士の相談業務委託料でございます。節23償還金利子及び割引料、住民税の還付金等で、前年度より67万1,787円の減でございます。

46ページです。

目1賦課徴収費、節11需用費の印刷製本費は、各種の納付書や窓あき封筒の印刷代が主なもので、節12の役務費、手数料は、指定金融機関の取扱手数料80万円が主なものでございます。節13委託料、電算処理委託料は総額で931万3,346円、電算以外の部分では、固定資産台帳の基礎資料整備業務が299万1,600円、課税客体調査896万4,000円を行っております。節14使用料及び賃借料、賃借料は家屋評価システムのリース料でございます。

項1 戸籍住民基本台帳費、目1 節1 給料、一般職員2名分。節13委託料は、印鑑、戸籍、住基の電算委託料でございます。節14使用料及び賃借料、賃借料は、戸籍総合システムのハードリース料413万2,944円、住基ネットワークのハードリース料97万1,222円でございます。

項5 選挙費、目1 選挙管理委員会費、節1 報酬、選挙管理委員4名分でございます。

目1 選挙啓発費は、支出ございません。

目3 村長、村議会議員選挙費、平成29年4月23日に執行された村長、村議会議員の選挙にかかわる経費でございます。

目30参議院議員選挙費、平成28年7月10日執行の選挙に基づく返還金でございます。

目40衆議院議員選挙費、10月22日執行されました衆議院議員選挙に係る経費でございます。

50ページです。

節18備品購入費31万6,800円は、開票用の計数機1台を購入したものです。

項6 統計調査費、前年度より30万480円の減となっております。これは、前年度経済センサスが終了したことによるものでありまして、本年度は就業構造基本調査、それから工業統計等を実施してございます。

項7 目1 監査委員費は、節1 報酬、監査委員さん2名分でございます。

款3 民生費、前年度対比プラスの4.9%、3,369万9,056円の増でございます。

項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費、節1 報酬、委員報酬は、民生・児童委員さん17名分、嘱託職員1名分でございます。節2の給料、一般職員3名分でございます。節8 報償費、出産祝金で、内訳は、第1子が7人、第2子が5人、第3子3人、第4子1人、第5子が2人、合計118名でございます。前年度との比較で、プラス2名となっております。節19負担金補助及び交付金、負担金で主なものとしましては、社会福祉協議会の負担金733万7,000円で39万5,000円の増となっております。節28繰出金、国保特別会計への繰出金で、法定外繰り入れを含めて5,915万2,365円、前年度より2,930万9,799円の増となっております。

目2の障害者福祉費、節12役務費、手数料は、福祉医療費事務取扱手数料228万5,400円が主なものでございます。節13委託料、電算委託料は127万728円が主なもので、福祉医療費の現物支給方式の導入システムの改修費も含まれております。節19負担金補助及び交付金、負担金は、相談支援事業の負担金207万5,000円が主なものでございます。節20扶助費、障害者医療給付費1,718万2,926円、障害者介護給付・訓練等給付費9,672万6,997円、障害者日常生活用具給付事業79万7,970円が主なものでございます。節23償還金利子及び割引料、

平成28年度の障害者自立支援給付費等国庫負担金の交付額の確定に伴いまして、返還金482万1,937円が主なものでございます。

目3 老人福祉費、節1 報酬、介護保険事業計画、老人福祉計画の策定委員9名分でございます。節8 報償費、高齢者祝金が主なもので、99歳以上12名、88歳の方31名分、その他でございます。節11 需用費、燃料費は、くつろぎの湯灯油代で、単価のアップ等あり前年度対比で243万7,034円の増でございます。節13 委託料、くつろぎの湯管理委託料850万7,000円、老人福祉センター管理委託料777万3,000円、高齢者生活福祉センター生活援助員設置事業委託料700万円、同センターの運営委託料168万2,000円、高齢者福祉計画・介護保険事業の計画の策定業務の委託料216万円、いきいき健診の委託料139万8,680円が主なものでございます。19 負担金補助及び交付金、負担金は、長野県後期高齢者医療広域連合負担金で6,421万887円、シルバー人材センターの負担金75万6,634円、こちらが主なものでございます。補助金は、老人クラブの補助金69万7,000円が主なものでございます。節20 扶助費、老人保護措置費1,084万2,870円、生活管理指導短期宿泊事業44万9,199円でございます。節28 繰出金、介護保険特別会計へ8,349万2,257円、後期高齢者医療特別会計へ1,593万3,118円を繰り出しております。

54ページ、地域包括支援センター費、節1 報酬、嘱託職員1名分、節2 の給料は、一般職員2名分、節7 賃金は、臨時職員2名分でございます。節13 委託料、介護保険サービス計画委託料252万9,100円が主なものでございます。

目2 国民年金費、節13 委託料、法改正後に伴うシステムの改修もありまして、前年度比31万4,280円の増であります。そのほかに申し上げることは、特にございませぬ。

目6 人権対策費、需用費の1万8,822円の支出は、3年に一度、小学校のほうで実施しております人権の花いっぱい運動に係る花の種代等でございます。

目7 臨時福祉給付金支給事業費、節11 需用費、節12 役務費は、申請書の発送等にかかった経費でございます。節13 委託料は、システム改修に係るものでございます。節19 負担金補助及び交付金、臨時福祉給付金経済対策分で、769名分に給付してございます。節23 償還金利子及び割引料、28年度精算の確定に伴いまして、国庫返還金でございます。

目8 地域少子化対策強化事業費、節8 報償費、講師の謝礼が1名分、委員謝礼は、子育てサポーター倶楽部の16名分でございます。節11 需用費、備考の印刷製本費は、子育てハンドブック500部の印刷代でございます。

項2 授産所費、目1 一般管理費、節2 給料、一般職員2名分、節7 の賃金は、臨時職員2

名分でございます。報償費 5 万 8,600 円は、授産所の閉所に伴います記念品代でございます。

57 ページ、節 15 工事請負費、授産所の建物解体工事 950 万 4,000 円、砕石工事が 53 万 1,360 円、街灯の設置工事が 38 万 7,720 円、こちらが主なものでございます。

目 2 保健厚生費については、特に申し上げることはありません。

目 3 事業費、節 7 賃金は、作業員の工賃、節 8 報償費は、作業員の手当分でございます。

目 4 福利費、節 19 負担金補助及び交付金、作業員の互助会の補助でございます。

項 3 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費、節 13 委託料、電算処理の委託料でございます。

目 2 児童措置費、節 20 扶助費、児童手当 6,257 万円、乳幼児・児童医療給付費 717 万 876 円でございます。

目 3 母子父子福祉費、節 20 の扶助費、母子・父子家庭の医療給付費でございます。

目 4 保育所費です。節 1 報酬、嘱託職員 5 名、嘱託の医師 2 名分、節 2 給料、一般職員 10 名分、節 7 賃金は、主に保育士 15 名、それから延長・早朝の保育士が 3 名、給食調理員 2 名でございます。節 11 需用費、賄い材料費は、前年度より 28 万 744 円の減、節 13 委託料、電算委託料で 36 万 2,880 円、検便・食品衛生微生物検査等 19 万 7,640 円が主なものでございます。節 15 工事請負費、給食室のフライヤーの入れかえ工事 46 万 9,800 円、給食室の戸、2 歳児室の照明の LED 化の工事 35 万 3,700 円でございます。節 18 備品購入費は、除雪機 1 台を購入したものでございます。節 19 負担金補助及び交付金、バスの定期代の村負担分 31 万 6,350 円が主なものでございます。

目 5 児童福祉施設費、児童センターに係るものでございます。節 1 の報酬、嘱託職員 1 名分、62 ページになりますが、節 7 賃金、臨時職員、主に 4 名分、節 8 報償費は、水曜クラブの講師謝礼でございます。節 11 需用費、修繕料、床暖房の修繕 9 万 5,396 円が主なものでございます。節 13 委託料は、警備委託料 11 万 6,640 円等でございます。

項 4 生活保護費は、支出ございません。

項 5 災害救助費、3 月 4 日、中村区で発生しました火災におけます炊き出しの支出でございます。

○議長（沓掛計三君） ここで暫時休憩といたします。

再開は 10 時 45 分といたします。

休憩 午前 10 時 31 分

再開 午前10時45分

○議長（沓掛計三君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長（多田治由君） それでは、先ほどの続きからになりますが、よろしくお願ひします。

款4の衛生費からになります。前年度対比で62.4%、9,943万9,422円の増でございます。

項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、節1報酬、委員報酬は12地区の衛生委員さん、それから保健補導員さん42名の分です。嘱託医師等報酬は、嘱託医師2名分でございます。節2給料、一般職員1名増で4名分、節7賃金、臨時雇い人料1名のほか、保健師、精神保健福祉士、保育士、栄養士と健診時の事務の雇い入れでございます。節8報償費、さわやか体力づくり講師謝礼、心配事相談の弁護士報酬等でございます。

64ページ、節13委託料、胃検診、肺がん検診を初め各種検診等委託料959万1,766円、保健センターの管理が74万1,070円、電算処理委託料が65万645円、こちらが主なものでございます。節19負担金補助及び交付金、負担金は、病院群輪番制運営負担金が113万2,000円、初期救急センター負担金88万7,643円が主なものでございます。補助金では、不妊治療費の給付金48万4,000円、保健補導委員会の活動助成金21万円が主なものでございます。節25積立金3,000万円は、診療所施設等整備基金の積立金でございます。

目2予防費、節11需用費、医薬材料費はワクチンの代金で、前年度より35万201円の増であります。節13委託料、主には予防接種の委託料574万7,514円、前年度より19万424円の増となっております。節19負担金補助及び交付金、人間ドック等受診補助金が主なもので、30名に補助をしています。

目3環境衛生費、節12役務費、資源物収集運搬費でございます。節13委託料、合併浄化槽法定点検検査委託料54万5,000円、合併浄化槽の保守点検業務委託料162万円、不法投棄のごみ処理委託料20万3,472円が主なものでございます。19負担金補助及び交付金、負担金は大星斎場の負担金118万5,000円が主なもの、補助金は、各区のごみ分別指導補助金79万9,991円等でございます。

項2清掃費、目1塵芥処理費、節11需用費、消耗品費は、村指定ごみ袋の代金等でございます。節12役務費、収集運搬費は、燃やせるごみの収集運搬費366万7,680円、燃やせないごみの収集運搬436万7,520円でございます。節13委託料、燃やせないごみの処理業務の委

託料でございます。節18備品購入費、ごみステーション2基の購入代金でございます。節19負担金補助及び交付金、上田クリーンセンターの負担金797万4,000円で7万9,000円の減、ごみ処理広域化推進事業の負担金が151万2,000円で12万1,000円の減、焼却灰のリサイクル処理負担金261万5,035円でございます。

目2し尿処理費、節19負担金補助及び交付金、清浄園の負担金640万7,000円で105万円の増、し尿前処理施設の経費負担金が7,830万6,752円、こちらを長和町に支払っておるものでございます。

項3上水道費、内訳は、簡易水道特別会計の繰入金4,276万1,000円で、前年度よりも781万8,000円の増でございます。

款5農林水産業費、前年度対比プラス19.1%、1億378万5,700円の増でございます。

項1農業費、目1農業委員会費、節1報酬、農業委員16名分、節7の賃金は、臨時職員1名分の4カ月分でございます。節13委託料、農業地図システム利用保守業務27万8,640円、農地台帳システムの保守委託45万3,600円でございます。

目2農業総務費、節1報酬、嘱託職員1名、節2給料、一般職員3名分でございます。

68ページ、節19負担金は、千曲川ワインバレー特区の協議会10万円が主なものでございます。

目3農業振興費、節7賃金は、臨時職員1名分、節13委託料、農業支援センターの委託料が195万5,000円、コンパラの冷凍保管料が8万8,715円、有害鳥獣駆除の委託料171万円、特別有害鳥獣駆除の委託料243万円が主なものでございます。節16原材料費は、コンパラの実の買い取り料でございます。節19負担金補助及び交付金、補助金では、農業生産者団体補助金、農技連補助金、農業経営基盤強化利子助成事業補助金、花卉野菜等栽培施設の設置事業補助金、共同利用施設の設置事業補助金、ライスセンターの計量器ですが、あとは学校給食の米粉パンの補助から農業生産加工施設の運営組合運営補助金等でございます。交付金では、中山間地域等直接支払事業の交付金1,388万737円、25地区が対象となっています。それから、有害鳥獣駆除対策協議会の交付金106万8,120円、多面的機能支払交付金は722万5,640円で、農地維持分8地区464万200円が主なものでございます。節21貸付金は、農業加工施設の運営組合に貸し付けたものでございます。

目4畜産業費、節18備品購入費は、乳用育成和牛の購入、節25積立金は、繁殖和牛基金に1頭分48万1,572円の返納分でございます。

目5農地費ですが、70ページにまいりまして、節13委託料、循環型社会形成事業1地区

の実施設計で21万9,240円が主なものでございます。節15工事請負費は、循環型社会形成事業で当郷中村水路225万7,200円でございます。節19負担金補助及び交付金は、補助金は村単土地改良事業補助金2件で、前年度より48万840円の減でございます。

目6生産調整推進対策費、節19負担金補助及び交付金、負担金は、農業再生協議会事務費の負担金でございます。補助金は、集落転作等推進補助金でございます。

目7山村振興費、特に申し上げることはございません。

目8国土調査費、節1報酬は、嘱託職員1名、節2給料、一般職員1名でございます。節13委託料は、地籍調査事業、認証案作成業務2地区、358万5,600円が主なものでございます。

目9高機能拠点施設、29年度への繰越明許で1億2,984万9,000円がございます。節13委託料、節15工事請負費は、地域食材供給施設建築工事、農産物加工施設建築工事、6次産業化拠点施設工事、包括的情報提供施設建築工事に係る設計委託料が主なものでございます。節18備品購入費、道の駅レストランの備品294万9,912円、農産物加工施設の厨房機器642万6,000円が主なものでございます。

項2林業費、目1林業総務費、節19負担金補助及び交付金、負担金は、みどりの基金負担金20万円、上小林業振興会議の会費が7万8,000円、補助金は、信州上小森林組合の育成事業補助金が26万円、こちらが主なものでございます。

目2林業振興費、節11需用費、修繕料は、林道の修繕等でございます。節13委託料、備考の委託料は、信州上小森林組合青木支所への林務委託料でございます。国庫補助事業委託料は、全て松くい虫対策でありまして、伐倒駆除は688万5,000円、衛生伐が2,611万4,400円、その他樹幹注入が133万3,800円、地上薬剤散布が84万2,400円でございます。

74ページです。

節15工事請負費、県補助事業工事請負費は、森林づくり推進支援事業で道の駅のあずまや建築工事319万6,800円、それから、村単工事につきましては、林道イノイリ線のコンクリート舗装工事でございます。節16原材料費、林道補修材料でございます。節18備品購入費、鳥獣保護用のくくりわな、それから捕獲おりの購入でございます。節19負担金補助及び交付金は、補助金は、森林造成事業補助金324万700円、樹種転換事業補助金52万2,700円となっています。

款6商工費、前年度対比でマイナス15.6%、1,302万7,166円の減となりました。

項1商工費、目1商工総務費、節2給料、一般職員2名分でございます。

目2 商工業振興費、節19負担金補助及び交付金、負担金で、上田地域定住自立圏事業負担金で25万6,793円を支出してございます。補助金では、地域消費券事業補助金470万1,104円、小規模事業振興補助金390万円が主なものでございます。節21貸付金、商工振興資金預託金原資として八十二銀行と上田信金にそれぞれ750万円、労働者生活資金融資預託金で、長野県労働金庫へ300万円を貸し付けでございます。

目3 観光費、節7賃金、臨時職員1名分のほか、おやきづくりや観光施設の草刈り、キャンプ場管理等が主なものになっています。節11需用費、印刷製本費は、観光のパフレット等印刷代です。修繕料は、十観山のバイオトイレの修繕、横手キャンプ場の宿泊棟ベランダ修繕等でございます。節12役務費は、広告料は雑誌等への掲載料、節13委託料は、駐車場のトイレ等清掃委託料が167万4,420円、ノベルティグッズの作成委託料が39万3,120円となっています。節19負担金補助及び交付金、負担金は、県の観光連盟等への負担金でございます。補助金は、産業祭、タチアカネ花・実まつりの補助金170万円、田沢・沓掛温泉旅館組合の補助金が50万円、観光事業推進協議会補助金50万円が主なものでございます。

目4 観光センター運営事業費、節13委託料は、体験館、観光センターの管理委託料でございます。

目5 昆虫資料館費、昆虫資料館の運営に係る経費を支出してございます。節1の報酬は、嘱託職員1名分、7賃金は、臨時職員1名分、節8の報償費は、イベント等や講演の謝礼です。節11需用費、印刷製本費は、パンフレット、それから官報、特別展のチラシ等の印刷代でございます。節13委託料は、消防設備の点検、周辺の草刈り等でございます。

款7 土木費、前年度対比マイナス13.5%、4,798万3,379円の減でございます。

項1 土木管理費、目1 土木総務費、節2 給料、一般職員2名分、節7 賃金、臨時職員1名分でございます。節13委託料、道路台帳の補正業務委託35万6,400円、橋梁台帳の補正125万2,800円が主なものでございます。

目3 公園管理費をお願いします。節13委託料、株式会社道の駅へふるさと公園の管理委託をしたものでございます。

80ページをお願いします。

項2 道路橋梁費、目1 道路維持費、節11需用費、消耗品費は、道路の融雪材や修繕材料に係るものでございます。節13委託料、備考欄の委託料は、除雪に係るもので68万8,258円の減、村単事業委託料は、村単の工事12カ所の実設計分でございます。節14使用料及び賃借料、賃借料は、建設資材の支給事業に係る重機等の借上料でございます。節15工事請負費

は12カ所で、前年より1,920万8,680円の増。節16原材料費、建設資材の支給事業で、3地区109万7,723円となっています。そのほかにつきましては、村営の直営工事の資材等でございます。節17公有財産購入費、当郷室賀線の拡幅工事に伴います用地代3名分でございます。節18備品購入費、除雪機の購入1台、こちらにつきましては、辺地地区が対象で30%の負担をお願いしています。節19負担金補助及び交付金、除雪機の購入補助で2台分、辺地以外の対象の分でございます。

目2道路新設改良費、節2給料、一般職員1名分。

82ページですが、節13委託料、村単分が、村松の国道北2号線、それから入田沢の上木戸に係るものでございます。

目3橋梁維持費、節13委託料は、防災安全交付金事業で、中村、それから下奈良本の2カ所の工事に係るものでございます。

項3住宅費、目1住宅管理費、節11需用費、修繕料は67件、村営住宅、教員住宅等に係るもので、前年度より230万2,194円の増でございます。節13委託料、公営住宅管理システムの電算委託料が主なものでございます。

目2住宅建設費、節19負担金補助及び交付金、住宅リフォーム補助金13件分で、前年度より36万7,000円の増でございます。

款8消防費、前年度対比マイナスの12.3%、1,512万3,690円の減でございます。

項1消防費、目1常備消防費は、上田広域消防に係る村の負担分で、前年度より127万3,348円の減でございます。

目2非常備消防費、節1報酬、団員報酬として、消防本部76万8,500円、本部班24万5,100円、女性班5万9,100円、各分団分で243万7,200円、自動車ポンプ班の報酬が58万5,000円、消防委員報酬が3名で4万150円でございます。節8報償費ですが、退職報償金20名分で753万4,000円が主なものでございます。節11需用費ですが、消耗品が団員のはっぴ、作業服、ヘルメット等です。それから、節12役務費は、保険料は、消防福祉共済掛金235名分。

84ページになりますが、節19負担金補助及び交付金は、負担金は、退職者報償掛金384万円、消防団員公務災害補償掛金58万5,200円、消防本部運営補助金47万円等でございます。補助金は、分担運営補助金133万926円、地域消費券購入補助66万9,750円が主なものでございます。

目3消防施設費、節11需用費、修繕料は、積載車の車検代、ポンプ、その他の修理等でご

ございます。節13委託料は、非常通報装置の保守委託料でございます。節15工事請負費、各地区の公民館へAEDの格納箱を取りつけたもので27万円を支出してございます。節18備品購入費、消防のホース格納箱、小型ポンプが1台、それから防災備品の物置56万1,600円の支出をしてございます。

款9教育費、前年度対比でマイナス0.9%、155万8,076円の減でございます。

項1教育総務費、目1教育委員会費、節1報酬、教育長代理、教育委員3名分。

目2事務局費は、節1報酬、スクールカウンセラーとして嘱託職員1名と子ども・子育て会議の委員6名分でございます。節2給料、特別職1名、一般職3名分でございます。

86ページです。

目3教育指導費、節8報償費、保・小・中一貫教育の委員謝礼ほか、小学校では農村体験、スキー・スケートの学習支援の謝礼等支出してございます。節9旅費、普通旅費、小学校の算数講師の旅費、武蔵野美術大学の黒板ジャックの学生の旅費等を支出してございます。節13委託料、AET派遣委託料でございます。節19負担金補助及び交付金、負担金は、定住自立圏の事業負担金、補助金は、私立幼稚園の就園奨励補助金3名分でございます。小学校負担金、児童災害共済負担金が12万5,990円、給食輸送費の負担金が14万9,218円、中学校の負担金も同額でございまして、これらが主なものでございます。節20扶助費、準要保護で小学校21名、中学校8名、特別支援で、小学校7名、中学校1名でございます。節28繰出金、奨学基金への繰り出しでございます。

88ページをお願いします。

項2小学校費、目1学校管理費、節1報酬、嘱託職員報酬は、メディアコーディネーター1名、非常勤講師、それから給食技師の分でございます。校医は5名分でございます。節7賃金、図書館司書、それから庁務員、給食調理員ほかでございます。節11需用費、修繕料は、校舎屋根のとい及び軒の修繕代109万8,000円、給食室の給湯器交換工事117万6,228円が主なものです。節12役務費は、手数料は食品等検査、それからプールの水の水質検査等でございます。節13委託料、校内ネットワークシステムの保守委託料54万円が主なものでございます。節15工事請負費、ランチルームの無線ネットワーク整備137万3,760円、給食の回転窯の入れかえ工事129万6,000円が主なものです。節18備品購入費、楽器の購入で23万3,280円、大判プリンター26万7,840円が主なものでございます。

目2教育振興費、節19負担金補助及び交付金、バスの定期代補助で村負担分12名分でございます。

項3 中学校費、目1 学校管理費、節1 報酬、嘱託職員報酬は、非常勤講師2名、嘱託職員4名、図書館司書1名、給食調理員1名でございます。相談員の報酬は、特別支援2名分でございます。校医は5名でございます。節2 給料、一般職員1名、節7 賃金は、代替の給食調理員でございます。

90ページです。

節11 需用費、修繕料は、教室の壁紙の張りかえ46万4,760円、教室棟の屋根の修理51万3,000円が主なものでございます。節13 委託料、校内ネットワークシステム保守委託料54万円が主なものでございます。節18 備品購入ですが、ジェットヒーター25万円、図書館の図書等が主なものでございます。

目2 の教育振興費は、特に申し上げることがございません。

項4 社会教育費、目1 社会教育総務費、節1 報酬、社会教育委員3名の分です。節11 需用費は、生涯学習カレンダーの印刷代47万5,200円が主なものでございます。

目2 公民館費、節1 報酬、公民館運営審議会の委員9名分、分館主事12名分でございます。節7 賃金は、スポーツ推進委員の活動、それから公民館行事等開催にかかわります臨時雇い人料でございます。節8 報償費、子どもはつらつネットワークのコーディネーター、あおきっこ寺子屋の講師、あおきっこ合宿の協力学生、調理ボランティア、それから総合文化祭の出演者に支払ったものが主なものでございます。

92ページです。

節19 負担金補助及び交付金、補助金は、分館活動補助金64万9,999円が主なものでございます。

目3 文化会館費、節1 報酬、嘱託職員1名分、節7 賃金、文化会館の宿日直3名分で172万3,238円が主なものでございます。節13 委託料、文化会館の清掃委託料213万4,080円が主なものです。節15 工事請負費、こちらは駐車場に設置しました街灯の設置代18万9,000円でございます。

目4 文化財保護費、節1 報酬、文化財専門審議委員5名分、節7 賃金は、古文書整理等賃金1名分でございます。

94ページです。

節19 負担金補助及び交付金、民俗芸能補助金が8団体、56万円、義民顕彰会の運営補助金10万円等でございます。

目5 青少年健全育成費、節8 報償費、スポーツ少年団指導者謝礼134万2,500円、小・中

学校のクラブ活動指導者謝礼21万3,200円でございます。節19負担金補助及び交付金、補助金は、育成会活動補助金が40万6,000円、その他、夏祭りの参加補助、スポーツ少年団活動補助等でございます。

目6美術館費、節1報酬、嘱託職員2名分、節7賃金は、臨時職員3名から5名分、節15工事請負費は、トイレの便器の交換工事でございます。節16原材料費、喫茶室で提供します商品の原材料でございます。

目7図書館費、節2給料、一般職員1名分、節7賃金は、臨時職員3から6名分、節11需用費は、消耗品費で図書館で提供します月刊誌の支出でございます。節13委託料、図書館ネットワークシステム維持管理業務委託料85万2,379円が主なものでございます。節18備品購入費、図書購入代が153万9,895円、木製の本棚13万円でございます。節19負担金補助及び交付金、図書館ネットワーク運営費の負担金が110万5,000円でございます。

目8歴史文化資料館、節7賃金、資料館の説明者賃金1名分、その他でございます。

目9民俗資料館費、特に申し上げることはございません。

項5保健体育費、目1保健体育総務費、節1報酬、スポーツ推進委員10名分でございます。

目2体育施設費、節7賃金、総合体育館の管理人賃金58万8,945円、プールの管理人が97万6,255円でございます。

98ページです。

節11需用費、光熱水費、体育館・グラウンドの照明の電気代、プールの水道料等でございます。修繕料では、体育館床の修理が72万9,216円、プールのろ過機の修繕51万5,160円が主なものでございます。医薬材料費は、プールで使用します次亜塩素酸ソーダ等でございます。節13委託料、備考欄の委託料は、総合体育館と運動公園等の清掃委託料で171万4,800円、体育施設の器具の点検等で39万1,824円が主なものでございます。節19負担金補助及び交付金は、入奈・夫神・村松のマレットゴルフ場の整備補助でございます。

款10災害復旧費は、支出ございませんでした。

それから、款11公債費ですが、前年度対比でマイナス1.4%、308万4,937円の減でございます。

項1公債費、目1元金で80万957円の減、目2利子で228万3,980円の減となっています。

款12予備費ですが、支出はございませんでした。

一般会計の歳出総額は、当初予算額28億2,750万円、補正予算額3億5,405万9,000円、繰越事業費繰越額1億3,020万1,000円、予算現額で33億1,176万円、支出済額が32億1,323万

2,852円、翌年度繰越額が、繰越明許費で2,443万1,000円、不用額は7,409万6,148円でございます。

以上、議案第1号 平成29年度青木村一般会計決算について御説明申し上げました。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いを申し上げます。

---

### ◎議案第2号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第6、議案第2号 平成29年度青木村国民健康保険特別会計決算の認定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

多田会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長（多田治由君） それでは、ページで104ページでございますが、青木村国民健康保険特別会計の決算について御報告を申し上げます。

まず、歳入の総括表でございますので、収入済額の構成割合から申し上げたいと思います。

国民健康保険税13.9%、使用料及び手数料は率が出てまいりません。国庫支出金19%、県支出金4.1%、療養給付費交付金0.3%、前期高齢者交付金28.6%、共同事業交付金18.2%、繰入金13.7%、繰越金2.0%、諸収入が0.1%。前年度対比で4,641万1,710円の増、7.7%の増でございます。

続きまして、106ページ、歳出でございますが、支出済額の構成割合を申し上げていきます。

総務費0.9%、保険給付費60.1%、後期高齢者支援金費等10.4%、前期高齢者納付金等、構成割合は出てまいりません。老人保健拠出金、こちらも率が出てまいりません。介護納付金3.5%、共同事業拠出金18.8%、保健事業費0.8%、諸支出金0.7%、基金積立金4.8%。前年度対比でプラスの6.67%、3,930万74円の増でございます。

歳入歳出の差引残高は2,057万7,274円、執行率は99.12%、残高割合は3.25%でございます。

続いて、110ページ、歳入の明細になりますが、よろしくお願ひします。

款1項1目1 一般被保険者国民健康保険税ですが、プラスの35万4,793円、0.4%の増でございます。2の退職被保険者等国民健康保険税ですが、こちらにつきましてはマイナスの127万233円、72万3,904円となっています。3の国庫支出金でございますが、1億2,329万

227円は、前年度比でプラスの0.65%、78万7,818円の増でございます。

112ページまいりまして、県支出金でございますが、2,670万8,369円は、マイナスの8.3%、241万49円の減でございます。

款5の療養給付費交付金につきましては、178万1,000円で、マイナスの34%、345万7,000円の減でございます。

114ページです。

款6前期高齢者交付金、こちらにつきましては、前年度比で16.1%の増、2,573万613円の増でございます。制度の振りかえによるものでございます。

繰入金につきましては、8,915万2,365円、プラスの123.8%でございます。節1の保険基金安定繰入金につきましては、国保税の軽減分に係るものでございます。

それから、項2の基金繰入金ですが、3,000万円、こちらにつきましては法定外繰り入れということで計上してございます。

9の繰越金ですが、1,346万5,638円は、66.4%の減。

款10諸収入ですが、61万8,471円、こちらはマイナスの2.3%になってございます。

116ページになりますが、一番下の段を見ていただいて、歳入合計が、当初予算額で6億5万3,000円、補正予算額で3,383万2,000円、現計額で6億3,388万5,000円、収入済額で6億4,888万8,109円、不納欠損額が20万5,100円、収入未済額は1,281万526円となっております。

118ページ、歳出になりますが、お願いいたします。

款1総務費ですが、558万448円、前年度比でプラスの32.3%、136万3,344円の増でございます。13の委託料につきましては、電算の委託料が主なもので、275万5,944円でございます。

それから、款2保険給付費ですが、前年度比でプラスの2.8%、1,015万720円の増でございます。

120ページお願いします。

一番上になりますが、13の委託料、こちらにつきましては、123万1,004円ですが、国保連のレセプト等の審査委託料でございます。

項2高額療養費については、4,599万8,183円ということで、プラスの3.3%でございます。

項4葬祭諸費でございますが、18万円の支出でございます。負担金9名分でございます。

続いて、124ページをお願いしたいと思います。款8保健事業費になります。

支出済額で506万7,646円、16万2,120円の減でありまして、この中の19負担金補助及び交付金につきましては人間ドックの補助でありまして、人間ドック97名分の支出でございます。

続いて、126ページですが、項2特定健康診査等事業費ですが、特定健診の委託料353万2,272円を支出してございまして、鹿教湯病院等へ委託したものでございます。

一番下のところになります。13の基金積立金につきましては、節25の積立金で3,000万円積み立てを申し上げてあります。

歳出の合計ですが、当初予算額で6億5万3,000円、補正予算額で3,383万2,000円、現計で6億3,388万5,000円、支出済額で6億2,831万835円、不用額は557万4,165円となっております。

以上、議案第2号 平成29年度青木村国民健康保険特別会計決算の認定について御説明申し上げます。よろしく御審議いただき、御決定いただきますようお願いを申し上げます。

---

### ◎議案第3号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 続きまして、日程第7、議案第3号 平成29年度青木村簡易水道特別会計の決算の認定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

多田会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長（多田治由君） それでは、簡易水道特別会計の決算について御報告を申し上げます。

ページで130ページをお開きいただきたいと思います。

歳入の総括表でございまして、収入済額から構成割合を申し上げます。

分担金及び交付金0.89%、使用料及び手数料60.16%、繰入金30.66%、繰越金3.65%、諸収入0.9%、村債3.72%。収入済額の1億4,524万7,070円は、前年度比でプラスの6.49%、885万5,072円の増でございます。

132ページですが、歳出の総括表をお願いいたします。

1の運営管理費ですが、支出済額が6,304万7,009円、構成割合は45.32%、公債費が7,606万4,842円、構成割合は54.68%でございます。前年度対比でプラスの6.12%、802万5,603円の増でございます。

歳入歳出の差引残高は、613万5,224円、執行率で97.24%、残高割合は4.29%でございま

す。

続いて、136ページ、歳入について申し上げます。

款1 分担金及び交付金ですが、収入済額129万6,000円は、前年度対比でプラスの32万4,000円となっています。分担金の節1 新設分担金ですが、一般分で12件の収入となっています。

款3 繰入金でございますが、4,453万4,143円は、プラスの22.9%、829万5,423円の増でございます。

款4 繰越金でございますが、530万5,755円は、プラスの55.7%、667万9,718円の増でございます。

款5 諸収入ですが、こちらにつきましては皆増でありまして、133万5,035円であります。

138ページになりますが、款7 項1 村債でございますけれども、540万円皆増でございます。公営企業会計への適用債でございます。

歳入合計ですが、当初予算額で1億3,481万1,000円、補正予算額で825万3,000円、予算現額で1億4,306万4,000円、収入済額で1億4,524万7,070円、収入未済額は945万2,731円でございます。

140ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1の運営管理費6,304万7,004円、前年度対比で8.8%のプラス、512万5,296円の増でございます。2の給料につきましては、職員1名分でございます。7の賃金につきましては、臨時職員1名の半年分でございます。節13委託料でございますが、検針作業の委託料のほか、電算のシステムの委託料でございます。

一番下の欄になりますが、2の施設管理費でございますが、5,063万7,950円は、前年度比7.8%の増、368万563円の増でございます。

目1の維持管理費でございますが、11需用費の備考欄、消耗品費は、薬品代でございます。それから、修繕料につきましては、施設内の修理等でございます。その他でございますが、メーター、それからメーターボックス等の取りかえに係る費用でございます。13の委託料1,292万7,956円でございますが、水質検査の委託料512万1,600円、それから草刈り、それから資産調査についての委託が支出してございます。15の工事請負費でございますが、村単事業工事請負費669万6,000円でございますが、滝川浄水場の制御盤等の工事でございます。

款2 公債費でございますが、7,606万4,842円、前年度比で290万307円の増でございます。

歳出合計でございますが、当初予算額で1億3,481万1,000円、補正予算額で825万3,000

円、予算現計額で1億4,306万4,000円、支出済額が1億3,911万1,846円、不用額は395万2,154円となっております。

以上、平成29年度青木村簡易水道特別会計の決算について御報告申し上げます。よろしく御審議いただき、御決定いただきますようお願い申し上げます。

---

#### ◎議案第4号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 続きまして、日程第8、議案第4号 平成29年度青木村簡易水道建設特別会計決算の認定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

多田会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長（多田治由君） それでは、青木村簡易水道建設特別会計の決算について御説明を申し上げます。

146ページをお願いいたします。

歳入の総括表でございますが、収入済額の構成割合から申し上げたいと思います。

国庫支出金17.9%、村債68.3%、繰越金3.5%、諸収入10.3%、収入済額合計の1億2,810万4,659円、こちらにつきましては、前年度比でマイナスの54.9%、1億5,613万1,722円の減でございます。

148ページをお願いします。

歳出の総括表でございますが、建設事業ということで支出済額が1億2,810万4,659円、前年度比でマイナスの54.2%、1億5,166万7,841円の減でございます。工事の関係が決着したということで、歳入歳出差引残高はゼロでございます。

それでは、152ページをお願いします。

収入の部でございますが、款1国庫支出金、項1国庫補助金、目1簡易水道費国庫補助金でございますが、2,300万、前年と同額でございます。

款3の村債でございますが、8,750万円は、前年度比でマイナスの60.8%となっております。

款6繰越金については、446万3,881円で、前年度比53.5%の減、513万485円の減でございます。

諸収入につきましては、1,314万778円は、こちらについては前年度比で229.8%の増、915万6,763円の増でございます。

款 8 県支出金については、歳入ございません。

歳入合計ですが、当初予算額で 1 億 2,522 万 9,000 円、補正予算額で 287 万 6,000 円、現計額で 1 億 2,810 万 5,000 円、収入済額は 1 億 2,810 万 4,659 円となっております。

154 ページをお願いいたします。

歳出になってございますが、建設事業、支出済額が 1 億 2,810 万 4,659 円でございます。11 の需用費については、事務用品、13 の委託料については、設計業務の委託料となっております。15 の工事請負費ですが、国庫補助事業の工事請負費については、市ノ沢の配水池の配水管布設工事、村単の事業につきましては、施設周辺の附帯工事でありまして、フェンス、門扉等の工事になってございます。

一番下になりますが、歳出合計であります。当初予算額で 1 億 2,522 万 9,000 円、補正予算額で 287 万 6,000 円、現計額で 1 億 2,810 万 5,000 円、支出済額は 1 億 2,810 万 4,659 円、不用額は 341 円となっております。

以上、議案第 4 号 平成 29 年度青木村簡易水道建設特別会計決算について御説明を申し上げます。よろしく御審議いただき、決定いただきますようお願いを申し上げます。

---

#### ◎議案第 5 号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 続きまして、日程第 9、議案第 5 号 平成 29 年度青木村別荘事業特別会計決算の認定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

多田会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長（多田治由君） それでは、青木村別荘事業特別会計について御説明を申し上げます。

158 ページをお願いいたします。

歳入の総括表でございますが、1 の財産収入については、収入ございませんでした。2 の繰越金ですが、20.87%、3、別荘管理収入 79.1%、受託収入についてはございません。諸収入 0.2%。

収入済額が 2,121 万 9,454 円、前年度比でプラスの 6.5%、129 万 2,000 円の増でございます。

続いて、160 ページ、歳出でございますが、事業費のみでございます。支出済額が 1,595 万 5,272 円、前年度比でプラスの 2.7%、42 万 1,405 円の増でございます。

歳入歳出差引残高につきましては、526万4,182円でございます。

続いて、164ページをごらんいただきたいと思います。

歳入の明細書でございますが、1の財産収入については、ございませんでした。

2繰越金であります。439万3,254円、前年度比でプラスの38.4%、121万9,983円の増でございます。

款3別荘管理収入ですが、収入済額で1,678万1,200円、不納欠損額が47万8,200円で、収入未済額は278万1,800円でございます。収入済額の前年度対比ですが、プラスの0.5%、プラスの7万7,800円でございます。

一番下の諸収入でございますが、雑入で1のテニスコート使用料が4万5,000円収入となっております。

歳入合計でございますが、当初予算額で1,591万2,000円、補正予算額で350万円、予算現計額で1,941万2,000円、収入済額は2,121万9,454円、不納欠損額で47万8,200円、収入未済額は278万1,800円となっております。

166ページをお願いいたします。

歳出の明細書でございますが、事業費の支出ということで、1の報酬につきましては、非常勤職員、嘱託ですが、所長1名分、7の賃金については、臨時職員1人分、週3日の勤務でございます。節11需用費ですが、修繕料につきましては、別荘内道路の修繕、それから管理事務所の床等の修繕の費用でございます。13の委託料でございますが、夜間パトロール週4日で29万1,600円、除雪作業で73万4,850円の支出をしてございます。節15工事請負費でございますが、村単事業工事の請負費で178万4,160円支出してございまして、落石防止工事等3カ所の工事でございます。

歳出合計でございますが、当初予算額1,591万2,000円、補正予算額で350万円、予算現計額で1,941万2,000円、支出済額1,595万5,272円、不用額は345万6,728円となっております。

以上、議案第5号 平成29年度青木村別荘事業特別会計決算の認定について御説明を申し上げます。よろしく御審議いただき、御決定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（沓掛計三君） ここで昼食のため暫時休憩といたします。

午後1時から再開いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

○議長（沓掛計三君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

---

◎議案第6号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第10、議案第6号 平成29年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

多田会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長（多田治由君） それでは、議案第6号 平成29年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計決算について御説明を申し上げます。

決算書の170ページをお願いいたします。

歳入の総括表になってございますので、収入済額の構成割合から申し上げたいと思いますが、お願いします。

分担金及び負担金2.3%、使用料及び手数料20.6%、国庫支出金5.3%、繰入金67.7%、繰越金2.8%、諸収入は、構成割合は出てまいりません。村債1.1%、収入済額合計で3億1,820万4,801円、こちらについては前年度対比でプラスの10.6%、3,044万9,786円の増でございませぬ。

172ページをお願いします。

歳出の総括表となつてございませぬが、歳出済額ですけれども、下水道費28.5%、公債費71.5%でございませぬ。支出済額の合計が3億885万7,412円、前年度対比で10.8%の増、3,013万3,808円の増でございませぬ。

歳入歳出の差引残額ですが934万7,389円、執行率は97.9%、残高割合で2.9%でございませぬ。

176ページをお願いいたします。

歳入の明細でございませぬが、款1 分担金及び負担金ですが731万円については前年度対比で21.4%の増、129万円の増となります。分担金で、下水道費の分担金であります、受益者分担金17件の43万円分でございませぬ。

使用料及び手数料につきましては6,562万8,284円、49万270円の増で、プラス0.8%でございます。

続いて、款3国庫支出金でございますが1,700万円は前年度との対比で209.1%、1,150万円の増でございます。

繰入金につきましては2億1,556万2,000円で、前年度対比6.2%の増。

繰越金につきましては903万1,411円、プラスの11.1%でございます。

村債につきましては、公営企業会計の適用債で350万円見込んでございまして、皆増となっております。

歳入合計でございますが、当初予算額で3億2,277万5,000円、補正予算額でマイナスの723万5,000円、予算現計で3億1,554万円、収入済額が3億1,820万4,801円、収入未済額は462万6,599円となっております。

180ページをお願いいたします。

歳出でございますが、下水道費、項1公共下水道建設費ですが156万8,589円は、マイナスの52.1%でございます。

節19の負担金補助及び交付金でございますけれども、負担金が46万810円、宅内工事分5件であります。補助金については利子補給分、それから区域外の補助となっております。

項2公共下水道管理費、目1公共下水道管理費でございますが、節2給料、一般職職員1名分でございます。節7賃金ですが90万2,440円は、臨時の職員1名分でございます。節11需用費でございますが、消耗品費は薬品代、それから光熱水費は浄化センターの電気、水道についての支払いでございます。12の役務費、通信運搬費でございますが217万7,519円は、電話等の通信料と汚泥の収集運搬費になってございます。また、13の委託料につきましては5,853万597円ということになっておりますが、浄化センターの維持管理に係る委託料、それから水質検査、汚泥処理等の支出となっております。

182ページをお願いしたいと思います。

14使用料及び賃借料については、NHKの受信料、それから有料道路の使用料となっております。節18備品購入費でございますが、除雪用の排土板を購入した代金でございます。

歳出合計でございますが、当初予算額3億2,277万5,000円、補正予算額がマイナスの723万5,000円、予算現計額で3億1,554万円、支出済額で3億885万7,412円、不用額は668万2,588円となっております。

以上、議案第6号 平成29年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計の決算について

て御説明を申し上げました。よろしく御審議いただき、決定いただきますようお願いを申し上げます。

---

◎議案第7号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 続きまして、日程第11、議案第7号 平成29年度青木村介護保険特別会計決算の認定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

多田会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長（多田治由君） それでは、186ページをお願いいたします。

青木村介護保険特別会計の決算でございますが、歳入の総括表になってございます。

収入済額の構成割合から申し上げます。

保険料19.0%、使用料については割合は出てまいりません。国庫支出金23.7%、支払基金交付金25.8%、県支出金14.1%、繰入金14.8%、繰越金2.5%、収入合計が5億6,353万3,089円、前年度対比でマイナスの3.12%、1,813万3,983円の減でございます。

続いて、188ページをお願いいたします。

歳出の総括表でございますが、支出済額の構成割合から申し上げます。

総務費2.5%、保険給付費92.9%、地域支援事業2.9%、諸支出金1.7%、支出合計が5億5,385万1,672円、前年度対比でマイナスの2.4%、1,355万7,996円の減でございます。

歳入歳出の差引残高ですが968万1,417円、執行率につきましては98.4%、残高割合は1.7%でございます。

192ページをお願いいたします。

歳入の明細でございますが、款1 保険料、収入済額が1億725万3,980円、前年度対比でマイナスの4.4%、490万2,990円の減でございます。保険料でございますが、収納率につきましては98.4%となっております。

款3 国庫支出金でございますが1億3,336万1,366円につきましては、マイナスの1.17%、マイナス157万7,408円でございます。

款4 支払基金交付金でございますが1億4,550万4,000円でありまして、マイナスの4.7%となっております。

款5 県支出金でございますが、194ページになります。収入済額の7,965万7,682円、マイ

ナスの7.94%でございます。

款6繰入金でございますが、8,349万2,257円はマイナスの8.46%になってございます。

次、196ページになりますが、目5の低所得者保険料軽減繰入金でございますが、こちらにつきましては55万4,040円でございますけれども、一般会計からの繰り入れで、国が2分の1、県が4分の1、村が4分の1という負担割合でございます。

198ページ、最後になりますが、収入合計で当初予算額5億6,811万9,000円、補正予算額でマイナスの551万1,000円、予算現計額で5億6,260万8,000円、収入済額が5億6,353万3,089円、収入未済額は171万1,780円でございます。

200ページをお願いいたします。

歳出の明細でございますが、1の総務費につきましては、節11需用費につきましては消耗品で、トナー、それから参考図書等の支出でございます。

項2介護認定審査会費、目1認定審査会共同設置等負担金でございますが72万4,000円で、介護審査会、広域連合のほうで開催してございますが、そちらの負担金でございます。

款2保険給付費でございますが、支出済額で5億1,434万9,443円は前年度比でマイナスの2.9%でございます。この中の地域密着型介護サービス給付費につきましては2,842万8,615円でございますけれども、マイナスの9.4%、グループホーム等の関連についての通所サービスの給付分でございます。

次、204ページをお願いしたいと思いますが、目7介護予防サービス計画給付費でございますが252万500円の支出でございますが、前年度比でマイナスの11.6%、要支援1か2についてのケアプランの作成についての給付費でございます。

その他、特に申し上げることはございませんが、最後、212ページをお願いしたいと思います。

歳出合計で5億6,811万9,000円、補正予算額でマイナスの551万1,000円、予算現計額で5億6,260万8,000円、支出済額が5億5,385万1,672円、不用額は875万6,328円となっております。

以上、議案第7号 平成29年度青木村介護保険特別会計決算の認定について御説明を申し上げます。よろしく御審議いただき、御決定いただきますようお願い申し上げます。

◎議案第8号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第12、議案第8号 平成29年度青木村後期高齢者医療特別会計  
決算の認定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

多田会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長（多田治由君） 216ページをお願いいたします。

青木村後期高齢者医療特別会計の決算でございます。

歳入の総括表でございますが、収入済額の構成割合から申し上げたいと思います。

後期高齢者医療保険料71.8%、使用料及び手数料については構成割合は出てまいりません。繰入金27.7%、諸収入についても構成割合は出てまいりません。繰越金0.3%、収入済額ですが5,745万9,138円となっております。

218ページをお願いします。

歳出の総括表でございますが、支出済額、1の後期高齢者医療広域連合納付金100%でございます。金額につきましては5,729万1,338円、前年度対比でプラスの7.7%でございます。

歳入歳出の差引残高は16万7,800円となっております。

それでは、222ページをお願いします。

歳入でございます。

款1 後期高齢者医療保険料4,133万7,620円は、前年度対比でプラスの11.8%、435万320円の増でございます。

款2 使用料及び手数料につきましては、前年度対比でマイナスの55.1%。

款3の繰入金でございますが、マイナスの1.3%でございます。

繰入金の節1 保健基盤安定繰入金でございますが、保険料の現年分でございますが、国が2分の1、県と村で4分の1ずつという負担割合になっています。

一番下、収入合計でございますが、当初予算額5,340万2,000円、補正予算額で389万3,000円、予算現計額で5,729万5,000円、収入済額は5,745万9,138円でございます。収入未済額は271万380円でございます。

224ページ、歳出でございます。

款1 後期高齢者医療広域連合納付金、支出済額で5,726万5,238円はプラスの7.8%でございます。説明としては特に申し上げることはございません。

歳出合計でございますが5,340万2,000円、補正予算額が389万3,000円、予算現計額で5,729万5,000円、支出済額は5,729万1,338円、不用額は3,662円でございます。

以上、議案第8号 平成29年度青木村後期高齢者医療特別会計決算の認定について御説明を申し上げました。よろしく御審議いただき、御決定いただきますようお願いを申し上げます。

---

### ◎社会福祉協議会会計決算の報告

○議長（沓掛計三君） それでは、続きまして、日程議案にはありませんが、平成29年度青木村社会福祉協議会会計決算について報告をいただきます。

別冊になるかと思えますけれども。

会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長（多田治由君） それでは、青木村社会福祉協議会の会計の決算について御報告を申し上げます。

2ページをお願いします。

歳入の総括表になってございますので、収入済額の構成割合について申し上げます。

補助金21.5%、配分金2.8%、事業委託金47.8%、使用料及び手数料17.8%、繰越金9.8%、諸収入0.3%、収入済額合計で3,406万6,711円、前年度対比でプラスの15.5%、52万914円の増でございます。

4ページをお願いいたします。

歳出の総括表でございます。こちらについては、構成割合についてはちょっと割愛させていただきますが、支出済額で合計2,952万2,677円、前年度対比でマイナスの2.2%、67万5,195円の減でございます。

歳入歳出の差引残額が454万4,034円、執行率は92.1%、残高割合につきましては14.2%でございます。

8ページをお願いいたします。

歳入の明細でございますが、款1補助金でございますが、収入済額733万7,000円は、前年度対比プラスの5.7%、39万5,000円の増でございます。

款3事業委託金でございますが1,628万円、こちらは前年度対比でマイナスの0.3%、4万5,000円の減でございます。

款4使用料及び手数料でございますが605万3,493円は、前年度対比マイナスの1.1%、マ

イナスの6万8,449円でございます。

款5繰越金でございますが、こちらは334万7,925円、前年度対比のプラスの6.7%、21万866円の増でございます。

歳入合計でございますが、当初予算額で3,153万9,000円、補正予算額で50万円、予算現計額で3,203万9,000円、収入済額が3,406万6,711円、収入未済額はゼロでございます。

歳出にまいります。

10ページをごらんください。

款1事務費でございますが622万2,511円、こちらは前年度対比の2.3%増、14万2,101円の増でございます。節1の報酬につきましては、会長1名、理事が3名、評議員は5名、嘱託職員が1名の報酬となっております。節19の負担金補助及び交付金でございますが、県社協の負担金、それから東御、奈川、青木の結婚相談員さんの連絡会の負担金が主なものになってございます。

款2事業費でございますが2,330万166円、こちらは前年度対比マイナスの3.4%、81万7,296円の減でございます。

項1援護費、目1援護費、節20の扶助費でございますが13万3,000円の支出がございますが、両親・片親のいない家庭への歳末慰問に関する支出でございます。23名分でございます。

項3助成金、目1助成金、節19負担金補助及び交付金でございますが、補助金で110万円、前年度同額でございますが、高齢者クラブ連合会の補助金29万円、身体障害者福祉協会40万円、赤十字奉仕団11万円、ボランティアの会25万円が主な支出となっております。

12ページをお願いいたします。

項5老人センター費でございますが747万1,009円、こちらの支出につきましては、前年度対比、プラスの2.3%、16万6,288円の増でございます。職員手当については通勤手当2名分、7の賃金につきましては臨時職員4名分でございます。

項8くつろぎの湯運営費でございますが1,359万9,963円、前年度対比でマイナスの7.0%、102万1,653円の減でございます。運営費の中の1の報酬につきましては嘱託職員1名分、それから、14ページにまいりまして、7の賃金につきましては臨時職員2名分でございます。節13の委託料でございますが、貯湯槽の清掃作業、それから草刈り、レジオネラ菌の検査等の委託でございます。それから、節14使用料及び賃借料でございますが、賃借料は、温泉の貸付料が30万円、駐車場用地の借り上げが540円になってございます。節18備品購入費につ

きましては、高圧洗浄器 8 万 8,560 円、業務用の掃除機が 9 万 5,000 円でございます。

項 9 地域支え合い福祉計画事業費でございますが、支出済額 20 万 1,600 円で、前年度比マイナスの 1 万円でございます。節 19 の負担金補助及び交付金につきましては、9 団体に対してそれぞれ 2 万円の補助をしてございます。

項 10 結婚推進事業費でございますが、支出済額が 40 万 2,500 円、前年度対比同額でありまして、報酬、結婚相談員報酬で 34 万円、4 人分でございます。節 11 需用費であります。2 万 5,000 円、食糧費でございます。6 月 25 日に実施いたしました婚活ミニイベントの飲食代でございます。節 19 負担金補助及び交付金につきましては、負担金で 3 万 7,500 円、3 市町村の結婚相談員さんの連絡会の研修会負担金でございます。

16 ページをお願いいたします。

節 11 需用費であります。消耗品費、食糧費ありますが、こちらにつきましては、9 月に行いました災害ボランティアセンター設置訓練、それから 11 月に行いました上小社協災害時応援協定の費用となっております。

支出合計でございますが、当初予算額 3,153 万 9,000 円、補正予算額 50 万円、予算現計額で 3,203 万 9,000 円、支出済額が 2,952 万 2,677 円、不用額は 251 万 6,323 円となっております。

以上、平成 29 年度の青木村社会福祉協議会の決算について御報告を申し上げます。よろしくをお願いいたします。

---

### ◎監査報告

○議長（沓掛計三君）　ここで、監査委員より監査報告があります。

内藤代表監査委員さん、お願いします。

○代表監査委員（内藤賢二君）　それでは、平成 29 年度青木村各会計歳入歳出決算審査結果について報告申し上げます。

なお、皆様には、既に審査意見書が配付されておりますので、時間等の関係もありますので、内容をかいつまんでの報告とさせていただきます。

審査の期間と場所は、平成 30 年 8 月 17 日から 8 月 23 日までの間、役場第 2、第 3 会議室及び現場にて実施させていただきました。

審査に当たっては、全国町村監査委員評議会編著の統一的な監査基準にのっとり、次の

ことに重点を置いて監査いたしました。

村長から提出されました各会計歳入歳出決算書等の書類が関係法令に準拠し調製されているか、決算の計数は適正か、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、予算の執行が最少の経費で最大の効果を上げるよう効率的に執行されているかに主眼を置き、関係諸帳簿、証拠書類等の照合を実施し、必要と認めるときは関係者の出席を求めて審査を実施いたしました。

平成29年度一般会計決算は、歳入で35億2,980万1,000円、歳出で32億1,323万2,000円、歳入歳出差引残高は3億1,656万9,000円となりました。

歳入については、支出済額が35億2,980万1,000円であり、予算現額に対する決算の比率は106.6%となり、適正と認めました。

歳出については、平成29年度支出済額が32億1,323万2,000円、予算現額に対する執行率は97%となっており、適正と認めました。

歳入歳出全般を見て、当初計画どおり事業が執行されており、例月の出納監査を通じて、支出負担行為や支出命令伝票への記載、添付書類等整備されており、問題は見受けられませんでした。

なお、特別会計についての細部に関する事項等は記載してあるとおりですので、ごらんいただきたく省略させていただきます。

以上のとおり、審査に付されました一般会計、特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び公有財産に関する調書は法令に準拠し作成しており、決算計数は関係諸帳簿及び証拠書類等照合した結果、誤りのないものと認めました。

各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と照合し、誤りのないものと認めました。

限りある財産の有効利用を図り、経費の削減に努めた点を評価し、前年の指摘事項についての措置は改善の方向に努力していることを確認いたしました。

なお、全体としての審査意見は次のとおりであります。

まず、歳入では、地方交付税の減額が続いていおります。算定基礎である人口の減少が大きな要因ですが、過度に依存することなく、国の動向を注視してください。料金の未収については、新たな滞納者を出さないために、初期段階での折衝を強化され、公平性の観点からも引き続き滞納額の縮減に努めてください。

歳出を見ますと、国土交通省重点道の駅あおきは、地方創生拠点整備交付金事業、農山漁村振興交付金事業の国庫補助を財源とし、包括的情報提供施設、6次産業化推進拠点施設、

地域食材供給施設、農産物加工施設を整備いたしました。高機能化拠点施設プロジェクトは28、29年度の大規模大型事業であり、計画的に、短期集中的に達成されたことを評価いたします。また、施設オープン以降、来客数、売り上げが前年より増加しているのを受けました。農産物の生産体制を強化するなど、今後の事業展開に期待をしております。

公共施設の経年に伴う大規模修繕費用の増加が見込まれます。村営住宅は耐用年数を迎えています。村営住宅の更新には民間活力を活用するなどの検討をしてください。

小学校では、現場調査の際、冷房機器設置の要望を受けました。ことしの夏のような猛暑が児童の体調管理、安全面からも早急な整備を要望いたします。

くつろぎの湯は、入場者数では減少したものの、利用料は微増でしたとの説明を受けました。老人センターを含め、イベント企画などで利用者の誘客を図ってください。

一方で、各種基金の積み立てや、有利な資金運用を行うなど、堅実な財政運営に努められたことも確認をいたしました。財政の健全化指数の実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに黒字で、国が示す基準を下回っており、健全でした。実質公債費比率は、単年度では0.2%改善されましたが、過去3年間の平均値で前年度数の7%と、早期健全化比率25%を下回っているため問題なく、将来負担比率についても健全な数値であることを確認いたしました。

職員の給与水準及び定数管理については、給与水準を示すラスパイレス指数について、平成29年4月1日時点で98と、前年から1.3ポイントの改善が見られました。近隣市町村、類似団体に比較して、職員数が少ない中、幾多の事業を確実に実施されたことに敬意をあらわします。

平成29年、当村では大きな災害もなく、平穏な年でありました。しかしながら、いつどこで起こるか分からない自然災害に日ごろから防災意識や地域のつながりが重要と思われれます。防災対策のさらなる拡充に努めてください。

以上、平成29年度一般会計、各特別会計の歳入歳出決算審査の報告とさせていただきます。

○議長（沓掛計三君） 代表監査委員より監査報告が終了しました。

ここで暫時休憩いたします。

1時55分から再開いたします。

休憩 午後 1時47分

再開 午後 1時55分

○議長（沓掛計三君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

---

◎議案第9号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第13、議案第9号 青木村農村地域工業等導入地区に係る村税の課税免除に関する条例を廃止する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

新津商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（新津俊二君） 御説明いたします。

議案第9号 青木村農村地域工業等導入地区に係る村税の課税免除に関する条例を廃止する条例（案）。

平成30年9月11日提出、青木村長、北村政夫。

1ページ、ごらんください。

青木村農村地域工業等導入地区に係る村税の課税免除に関する条例を廃止する条例。

次に掲げる条例は廃止する。

青木村農村地域工業等導入地区に係る村税の課税免除に関する条例（平成19年条例第16号）。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

裏面をごらんください。

概要でございますけれども、農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律が今年の6月2日に公布され、7月24日に施行されました。こちらの改正の内容は、かつて雇用吸収力の高かった工業等の5業種に限って立地促進を図っていたという法律の内容が、対象がサービス業等にも拡大されたものでありまして、法律の題名も農村地域への産業の導入の促進等に関する法律と改められた改正でございました。

このときに伴いまして、地方税の課税免除、または不均一課税に伴う基準財政収入額の調整措置という規定が廃止になりましたので、このたび、当該条例及び施行規則を廃止するものでございます。

以上、御説明申し上げます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

---

◎議案第10号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第14、議案第10号 青木村地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

新津商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（新津俊二君） 議案第10号 青木村地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例（案）。

平成30年9月11日提出、青木村長、北村政夫。

おめくりいただきまして、1ページ目、2ページ目が条例の案文でございます。説明は3ページで説明させていただきます。ごらんください。

3ページの、まず、この条例制定の趣旨でございます。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律、長い法律ですので、地域未来投資促進法という略称がついておりますけれども、こちらが平成29年7月31日に施行されまして、地域内の事業者への経済的波及効果をもたらす事業、地域経済牽引事業と呼ばれますが、そうした事業に対して補助金や課税の特例等の支援措置が講じられたところでございます。

当青木村におきましても、事業者が新たに土地や建物等を取得した際に、固定資産税を免除する条例を制定いたしまして、村の地域の強みを生かした先進的な事業に必要な設備投資を強力に後押ししたいという趣旨でございます。

一番下に、参考というところがございますけれども、地域未来投資促進法で事業者が優遇を受けるときの手順を示してございます。

法律では、国の基本方針に基づいて市町村及び都道府県が、まず、基本計画を策定し、国が同意をするという手順があり、事業者はその後、地域経済牽引事業計画という計画を策定して、都道府県知事に承認をしてもらいます。

国は、地方公共団体及び地域経済牽引事業者を補助金や税制により支援するという手順になりまして、当上田地域におきましては、基本計画を昨年12月22日に策定をし、国から同意を得ているところでございます。

上の段、2、内容というところですが、条例で定めていく内容でございます。事業

者が、都道府県知事に承認されるべく地域経済牽引事業計画というものをつくって、それに沿って新たに土地や構築物、土地・建物を取得した場合に固定資産税を3年間免除していくというものです。この固定資産税の課税免除をした分は、国の交付税で補填をされるという仕組みでございます。

3、施行期日ですが、交付の日でお願いしたいと思います。

以上、御説明申し上げました。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

---

#### ◎議案第11号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第15、議案第11号 寄附採納についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） それでは、議案第11号 寄附採納について御説明申し上げます。

次のとおり、寄附の申し出があったので、採納することについて議会の議決を求める。  
記。

1、寄附者 青木村大字殿戸618番地、上野チエ氏、寄附金額3万円、一般寄附金として。  
平成30年9月11日提出、青木村長、北村政夫。

御本人様の意向によりまして、消防団の活動に役立ててほしいということでございますので、非常備消防費のほうに充当をして、活用させていただきたいと考えております。

以上、議案第11号について御説明いたしました。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

---

#### ◎議案第12号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第16、議案第12号 教育委員会委員の任命についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

北村村長。

- 村長（北村政夫君） 議案第12号は、教育委員会委員の任命についてでございます。人事案件でございますので、慣例に従いまして、最終日に改めて提案をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。
- 

◎議案第13号の上程、説明

- 議長（沓掛計三君） 日程第17、議案第13号 人権擁護委員候補者の推薦の同意についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

北村村長。

- 村長（北村政夫君） 議案第13号 人権擁護委員候補者の推薦の同意について。これも同様に人事案件でございますので、最終日に改めて提案をさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。
- 

◎議案第14号の上程、説明

- 議長（沓掛計三君） 日程第18、議案第14号 平成30年度青木村一般会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

歳入については片田総務企画課長より一括説明をいただき、歳出については、各担当課長及び教育長よりお願ひします。

片田総務企画課長。

- 総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） それでは、議案第14号について御説明申し上げます。

平成30年度青木村一般会計補正予算（第2号）。

平成30年度青木村一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,644万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億9,747万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月11日提出、青木村長、北村政夫。

7ページ、8ページをごらんください。

歳入につきましては、一括して御説明を申し上げます。

款13国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金ですが、36万6,000円を追加し、229万9,000円とするもので、節1社会福祉費補助金の介護保険事業補助金は、当初予算化しておりました介護報酬改定等に伴うシステムの改修費用に対しまして、国の補助金をいただけることとなりましたので、ここで補正をお願いするものでございます。

続きまして、款14県支出金、項2県補助金、目3農林水産業費県補助金ですが、147万9,000円を追加し、5,798万8,000円とするもので、節1農業費補助金の「地域発 元気づくり支援金」で65万2,000円が第2次の募集で採択となりましたので、ここで補正をお願いするものでございます。節2林業費補助金の森林づくり推進支援金事業補助金82万7,000円は、森林税を活用した事業で認証材を使用した木製ベンチやパネル等の作製に対する補助金が交付決定となったものでございます。

続きまして、款16寄附金、項1寄附金、目1一般寄附金は3万円を追加し、1,513万1,000円とするもので、節1一般寄附金は議案の中でも御説明申し上げましたとおり、住民の方から寄附がございましたので、ここで計上させていただいてございます。

続きまして、款17繰入金、項1目1基金繰入金ですが、5,800万円を追加し3億7,545万円とするもので、節1基金繰入金の公共施設整備基金3,000万円は、くつろぎの湯の改修工事に、青木診療所施設等整備基金2,800万円は診療所整備事業補助金にそれぞれ充当いたします。

続きまして、款18項1目1繰越金ですが、5,612万2,000円を追加し、2億433万6,000円とするもので、節1前年度繰越金が見込みより増でございます。

続きまして、款19諸収入、項5雑入、目1雑入ですが、44万9,000円を追加し、2,586万円とするもので、節3雑入は消防団員公務災害等保障等共済基金による安全装備品整備等助成事業に手を挙げましたところ、このほど採択となりましたので非常備消防費に充当して使用するものでございます。

続きまして、9ページ、10ページをごらんください。

歳出につきましては、担当課ごとに御説明を申し上げます。

初めに、総務企画課関係でございますが、款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費は132万2,000円を追加し、6,865万8,000円とするもので、節12役務費の保険料52万8,000円は村有物件災害共済分担金が共済基準の平米当たり単価の見直しによりまして、44万5,000円の増、また自動車保険料8万3,000円につきましては、このほど導入したキッチンカーに係る保険料でございます。節18備品購入費79万4,000円は、サーバ及びパソコン購入費で、ノートパソコン1台分の購入費用として18万9,000円。007の備品購入費60万5,000円は第4次L G W A Nへの移行に伴います接続ルーター2台分の購入に伴うものでございます。

続きまして、目6企画費ですが425万5,000円を追加し、3,542万7,000円とするもので、節13委託料325万5,000円は美しい村づくり条例（仮称）、景観条例の策定に向けた支援業務委託料としてお願いするものでございます。節19負担金補助及び交付金の負担金、五島慶太翁生家解体工事負担金100万円は、このほど被災された五島慶太翁の生家の解体に当たり、木材等一部復元利用できるように丁寧に解体していただくための負担金で、通常の解体費用との差額分を村が負担するものでございます。

続きまして、目7諸費ですが48万6,000円を追加し、1,205万7,000円とするもので、節15工事請負費の防犯灯設置工事は、先般8月14日の雷雨の際に倒伏した防犯灯一基の交換とその後の点検で倒伏のおそれがあると思われる村管理の防犯灯4基の交換費用をここでお願いするものでございます。

続きまして、ページが飛びますが、13ページ、14ページをお願いいたします。

款18項1消防費、目2非常備消防費ですが、6万円を追加し、2,533万6,000円とするもので、節19負担金補助及び交付金の負担金で、滋賀県で開催されます全国女性消防団員活性化大会への参加負担金として6万円をお願いするもので、女性消防団員2名と本部役員1名、事務局1名、計4名の参加を予定しております。

以上、議案第14号について、歳入全体と歳出の総務企画課関係について御説明申し上げました。御審議いただき、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（沓掛計三君）

小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（小宮山俊樹君） それでは、住民福祉課関係について御説明申し上げます。

9、10ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目2障害者福祉費649万6,000円を追加し、1億3,768万

7,000円とするもので、節23償還金利息及び割引料、国庫負担金返納金は障害者医療、障害者自立支援給付及び障害児入所給付に係るもので、前年度の交付分を精算により返納するものでございます。

目3 老人福祉費4,002万2,000円を追加し、2億7,062万5,000円とするもので、節13委託料は後期高齢者医療電算委託料で、広域連合との情報自動連携システムを構築するためのものでございます。節15工事請負費、村単工事請負費は、くつろぎの湯改修工事にかかわるもので、老朽化した浴場の天井の張りかえ、ほかでございます。

別刷りの資料、こちらでございますが、くつろぎの湯工事期間中の営業形態（案）、こちらをごらんください。浴場の平面図でございます。まず、A工区で薄色をつけた男女のバーデゾーンと書かれているところの部分でございますが、こちらのほうを施工し、完成後B工区で薄色をつけた男女浴室を施工いたします。B工区るときには、バーデゾーンに仮設のカーテン等で一旦浴場に整備することで、最低限浴場として利用できるようにいたします。そのことによって、長期休暇はせずに実施することができるものとも考えております。工事は年内を目途とし、年明け早い時期から本格営業できる段取りで考えております。

節28繰出金、介護保険特別会計へ繰り出すものでございます。

目5 国民年金費12万7,000円を追加し、97万2,000円とするもので、節13委託料、国民年金の制度改正に伴うシステム改修費でございます。

児童福祉費は飛ばしまして、款4 衛生費、項1 保健衛生費、目1 保健衛生総務費2,800万円を追加し、1億1,114万6,000円とするもので、節19負担金補助及び交付金、青木診療所整備事業補助金でございます。

医療機器導入分といたしまして、超音波診断装置、エックス線撮影診断装置、エックス線画像処理装置、それから施設改修分といたしまして建物の雨漏り対策、内外装補修、空調関係等でございます。超音波の納期は11月中を目途、それ以外の納工期は年内を予定しております。

目3 上下水道費、上水道費669万5,000円を追加し、5,178万5,000円とするもので、簡易水道特別会計へ繰り出すものでございます。

以上、住民福祉課関係の補正予算を御説明申し上げました。慎重審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（沓掛計三君）

花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長兼農業振興係長（花見陽一君） それでは、建設農林課関係について御説明申し上げます。

11ページをお願いします。

款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費161万7,000円を追加し、5,776万円とするものでございます。節9旅費から節14使用料及び賃借料につきましては「地域発 元気づくり支援金」を活用し、信州青木村魅力発見事業を推進するものでございます。内容につきましては、当村と包括連携協定を締結した東京農業大学の学生の皆さんが青木村の農家やグループなどと交流し、青木村の魅力を再発見し「青木村の宝箱」として小冊子にまとめ、信州青木村セミナーの開催をいたします。また、11月には、東京農大世田谷キャンパスで開催される収穫祭にも参加をする予定です。節11需用費での印刷製本費74万4,000円では、青木村で発見したことのポスター作成に25万3,800円、また調査・実績集の冊子印刷費として39万4,200円が主なものです。この事業に伴う補助金は8割を充当する予定でございまして、節19負担金補助及び交付金、水田営農推進機械施設等導入事業補助金79万9,000円につきましては、ロータリー1台、播種機1機の導入に伴い3割の助成をするものでございます。

項2林業費、目2林業振興費115万7,000円を追加し、6,763万3,000円とするもので、節15村単工事請負費27万5,000円につきましては、林道湯の入線舗装工事を当初予定しておりましたが、コンクリート資材等の高騰により費用を増額するものでございます。節18備品購入費88万2,000円につきましては、森林づくり推進支援金を活用し、木製ベンチ8台、木製パネル2枚分を計上しております。

款7土木費、項2道路橋梁費、目1道路維持費220万円を追加し、5,966万7,000円とするものでございます。節13委託料100万円につきましては、村道改良工事に伴いまして市の沢立道線、青木宿街道落合線等、境界復元調査が必要となり計上いたしました。節18備品購入費120万円につきましては、除雪用トラクター中古物件1台分を計上いたしました。

以上、建設農林課関係の補正予算を御説明いたしました。御審議いただき、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（沓掛計三君）

新津商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（新津俊二君） それでは、商工観光移住課関係の御説明いたします。

11ページ、12ページをごらんください。

款6項1商工費、目5移住定住促進費でございまして、1,767万円を追加し、2,828万円と

するもので、節19負担金補助及び交付金で、定住促進応援補助金を1,731万円増、民間賃貸住宅家賃補助事業補助金を36万円増とするものです。

まず、この定住促進応援補助金でございますが、こちらは定住される目的で村民が住宅を新築したり、購入した場合に最大100万円の補助をしているわけでございますけれども、来年度の消費税増をにらんでか、非常に建築購入が好調でございますして、既に16件の相談が寄せられているところでございます。相談に対応したいということで、このたび増額の補正をお願いするものでございます。

民間賃貸住宅家賃補助事業補助金でございますが、こちらは新しい制度を構築したいと考えているところでして、今現状、村営住宅の入居募集をかけますと必ず募集があり、倍率が高いときもありまして、常に村営住宅の需要が高い状況が続いているところでございます。

こうしたニーズに応えるために、新たな村営住宅を建設するとなりますと多額の経費が必要となりまして、また、既存の村営住宅においても、老朽化に伴う補修経費の負担も増加しているところでございます。こうした課題を解決するために、民間事業者の力をかりまして、民間の賃貸住宅を村営住宅として活用する新たな制度を設けたいと思っております。

具体的には、直近に建設しました青木中央第2団地というのを見ますと、私ども建てたとき平成24年、25年建築をしまして、5世帯だったのですが総事業費が8,922万1,000円かかりました。1世帯当たりですと、約1,800万円ほどの経費がかかっておりまして、こうした経費を初期投資として用意するのは大変なことでございます。そうしたところを一定の要件を備えた民間の賃貸住宅、こちらを村営住宅として活用するというので、経費を抑え、村民のニーズに応えられる制度をつくりたいと思っております。

今回、補正をお願いしている36万円でございますけれども、こちらの根拠としますと民間住宅の家賃補助を行いたいと思っております。村の若者定住促進住宅2LDK相当のものを近隣の上田市内の住宅で調べますと、想定される家賃が6万円程度になりまして、村の村営住宅に入っていらっしゃる方4万5,000円の負担をしていらっしゃるので6万円相当から4万5,000円相当の入居者負担ということで、1世帯1万5,000円を補助したいと、それを6世帯の4カ月程度ということで算出をいたしまして、このたび36万円の補正予算案として計上させていただきました。

次に、目6道の駅関連施設運営費でございます。こちら129万6,000円を追加しまして、2,111万1,000円とするもので、節11需用費の道の駅関連施設修繕料が129万6,000円の増でございます。こちらは、村の農産物加工施設のボイラーが故障しておりまして、ボイラーの

改修費用に充てたいというものでございます。

次に、款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費でございます。こちら30万円を追加し、2億1,693万2,000円とするもので、節19負担金補助及び交付金、こちらのブロック塀等撤去費補助事業でございます。こちらは大阪北部地震でも問題となりました危険な箇所のブロック塀の撤去を促進するために、さきに村で緊急に実施した通学路の点検等に基づきまして危険箇所のブロック塀の撤去を促進するための補助金を創設するというものでございます。

次に、項3住宅費ですが、次の13ページ、14ページにかけてでございます。13ページお願いします。

目2住宅建設費、60万円を追加し260万円とするもので、節19負担金補助及び交付金で、住宅リフォーム補助金60万円を追加でございます。こちらは、リフォーム補助金最大20万円の増加をするものでございますが、こちらリフォーム好調でございまして、事業者等に聞き取りまして、今後5件ほどの追加を見込んでおりまして、不足する財源60万円をこのたびお願いしたいと考えているところです。

以上、商工観光移住課関係の款を説明いたしました。よろしく御審議のほど、御決定いただきますようお願いいたします。

**○議長（沓掛計三君）**

沓掛教育長。

**○教育長（沓掛英明君）** 教育委員会関係についてお願いします。

9ページをお開きください。

款3民生費、項2児童福祉費、目5児童福祉施設でございますが、16万6,000円を増額して1,097万7,000円といたしました。節11需用費の増はエアコンの修理代でございます。節12役務費の増はパソコンの更新手数料に係る費用でございます。

次に、13ページをお願いします。

款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費でございますが、9万3,000円を増額して合計4,537万9,000円といたしました。節11需用費の増は小学校の給食室のエアコンの修理にかかる費用でございます。

続いて、項3中学校費、目1学校管理費でございますが98万3,000円を増額し、合計6,978万7,000円といたしました。節11需用費の増は音楽室の天井の修理、それから体育館のステージのどんちょうと暗幕の修理、給食室のボイラーと食洗器の修理にかかる費用でござ

ございます。

次に、項4社会教育費、目1社会教育総務費でございますが、3,000円を増額して、115万7,000円といたしました。節19負担金補助及び交付金の増で、これは創造館の運営に係る負担金の増によるものでございます。

次に、目3文化会館費でございますが73万5,000円を増額して、1,321万6,000円といたしました。節15工事請負費の増ですが、教育委員会で使用している電話機4台の更新工事に係る費用でございます。

項5保健体育費、目2体育施設費でございますが216万3,000円を増額して、2,124万7,000円といたしました。節11需用費の増で、内訳は消耗品費の増はテニスコートの東側の芝生と総合グラウンドに入れる砂の費用であります。修繕費の増は村営プールに入れる塩素をためておくタンクが壊れてしまいましたので、その交換、修繕費用であります。医薬材料費の増は村営プールに投入するハイクロンや塩素、私たち塩素と言っていますが正確には次亜塩素酸ソーダの購入費用でございます。

教育費は、以上でございます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

---

#### ◎議案第15号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第19、議案第15号 平成30年度青木村簡易水道特別会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長兼農業振興係長（花見陽一君） それではよろしくお願ひします。

議案第15号 平成30年度青木村簡易水道特別会計補正予算（第2号）。

平成30年度青木村簡易水道特別会計補正予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,183万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,158万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月11日提出、青木村長、北村政夫。

8ページをお願いします。

2、歳入。

款3繰入金、項1一般会計繰越金669万5,000円を追加し、5,178万9,000円とするもの  
でございます。見込みより増とするものです。

款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金513万5,000円を追加し、613万5,000円とするもの  
で、前年度繰越金見込みより増とするものでございます。

10ページをお願いします。

3、歳出。

款1運営管理費、項1総務費、目1一般管理費7万円を追加し、1,326万7,000円とする  
ものがございます。節9旅費につきましては、水道技術管理者資格の取得に伴います実務研  
修先として、上田市水道局へ依頼をしてございます。その事務所ですが上田市役所内から真  
田地域自治センターに移動したために交通費の増額をするものです。

項2施設管理費、目1維持管理費1,176万円追加し、9,008万6,000円とするものでござい  
ます。節15工事請負費1,176万円につきましては、配水池ポンプ室の監視装置の更新を順次  
計画的に進めておりましたが、役場中央監視装置のふぐあいが多くなるために、前倒しで主  
要箇所11カ所の整備を行うものです。今まで役場監視室での確認でしたが、クラウド化によ  
りまして、タブレット・携帯で常時水位、流量等確認できるために、現場での作業でも効率  
よい維持管理が進められるところでございます。

以上、簡易水道関係への補正予算を御説明いたしました。御審議いただき、御決定いただ  
きますようよろしく願いいたします。

---

#### ◎議案第16号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第20、議案第16号 平成30年度青木村別荘事業特別会計補正予  
算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 議案第16号について御説明申し上げます。  
平成30年度青木村別荘事業特別会計補正予算（第2号）。

平成30年度青木村別荘事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,995万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月11日提出、青木村長、北村政夫。

7ページ、8ページをお願いいたします。

2、歳入についてでございますが、款2項1目1繰越金に100万円を追加し、410万円とするもので、節1前年度繰越金が見込みより増となりました。

続きまして、9ページ、10ページ、3、歳出について御説明申し上げます。

款1事業費、項1目1別荘事業費は100万円を追加し、1,945万7,000円とするもので、節15工事請負費の村単工事費ですけれども、青木の森1号線の道路修繕工事で路盤が軟弱で路面が下がってしまうことから、凝固剤により路盤を固める工事が必要となりまして、その費用が見込みより増となったものでございます。

以上、議案第16号について御説明申し上げます。御審議いただき、御決定いただきますようお願いいたします。

---

#### ◎議案第17号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第21、議案第17号 平成30年度青木村介護保険特別会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（小宮山俊樹君） それではお願いいたします。

議案第17号 平成30年度青木村介護保険特別会計補正予算（第1号）。

平成30年度青木村介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,027万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月11日提出、青木村長、北村政夫。

7、8ページをお願いいたします。

2、歳入。

款6繰入金、項1一般会計繰入金、目4その他一般会計繰入金15万9,000円を追加し、1,804万8,000円とするもので、節1事務費等繰入金は、この後、歳出で御説明申し上げますが、その歳出に当たるためのものがございます。

9、10ページをお願いします。

3、歳出。

款5地域支援事業、項3包括的支援事業・任意事業費、目4任意事業費15万9,000円を追加し、771万3,000円とするもので、節13委託料、介護予防・地域支え合い事業の増でございます。外出支援のため委託先のレポートあおきに貸与していた軽自動車1台が廃車せざるを得ない状態になりまして、その代替車両のリース費用が生じたことによるものがございます。

以上、介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。慎重審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

---

### ◎散会の宣告

○議長（沓掛計三君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会といたします。

なお、議員の皆様は、この後、全員協議会を開きますので、議員控室のほうへ移動願います。

散会 午後 2時38分

平成30年第3回青木村議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成30年9月13日(木曜日)午前9時開議

日程第 1 一般質問

出席議員(10名)

1番	宮入隆通君	2番	坂井弘君
3番	松澤正登君	4番	金井とも子君
5番	宮下壽章君	6番	沓掛計三君
7番	居鶴貞美君	8番	小林和雄君
9番	堀内富治君	10番	山本悟君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	北村政夫君	教育長	沓掛英明君
総務企画課長 兼事業推進室長	片田幸男君	参事兼建設農林課長 兼農業振興係	花見陽一君
住民福祉課長 兼保健衛生係	小宮山俊樹君	教育次長兼公民館長	横田孝君
保育園長	若林喜信君	会計管理者兼 税務会計課長	多田治由君
建設農林課長 兼補佐係	宮下剛男君	商工観光移住課長	新津俊二君
建設農林課長 兼上下水道係	横沢幸哉君	住民福祉課長 兼補佐係 地域包括支援 センター	宮澤章子君
住民福祉課長 兼住民福祉係	上原博信君	総務企画課長 兼補佐係 総務係	稲垣和美君

稅務會計課 住民稅係長	早乙女 敦 君	總務企畫課 企畫財政係長	小 林 利 行 君
稅務會計課 資產稅係長	奈良本 安 秀 君	總務企畫課 事業推進室長	塩 澤 和 宏 君
建設農林課 國土調查係長	小 林 義 昌 君	總務企畫課 庶務係長	小 林 宏 記 君
商工觀光課 移住觀光移住係長	上 原 信 子 君		

---

**事務局職員出席者**

事 務 局 長	片 田 幸 男	事 務 局 員	稻 垣 和 美
---------	---------	---------	---------

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（沓掛計三君） 皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（沓掛計三君） 本日は平成30年第3回青木村議会定例会の中で、一般質問日となっております。7人の議員が一般質問を行います。終了後、総括質疑、委員会付託を行い、散会といたします。

---

◎一般質問

○議長（沓掛計三君） 質疑の方法は、質問者の希望により一括質疑方式及び一問一答方式で行ってください。

質問者並びに答弁者をお願いいたします。質問、答弁ともに簡潔明瞭に行い、議論を深めてください。また、一問一答方式の際は必ず議長の指名を受けてから発言してください。

質問時間は40分を超えることはできませんので、御承知おきください。

では、質問に入ります。

通告順に登壇をお願いいたします。

---

◇ 宮 下 壽 章 君

○議長（沓掛計三君） 5番、宮下壽章議員。

宮下議員。

〔5番 宮下壽章君 登壇〕

○5番（宮下壽章君） 議席番号5番、宮下壽章です。

さきに提出いたしました通告に基づきまして、2問について質問させていただきます。村長並びに教育長、担当課長さんの御答弁をよろしくお願いたします。

それでは、第1問目でございますが、教育環境の再考をということで、教育現場に関する質問をさせていただきます。

防犯対策で、保育園、小・中学校の安全対策について伺うわけでございますが、都市部の小学校、中学校、高校等は、また、幼稚園、保育園などもそうなんですが、周囲にフェンスがめぐらされております。

校門についても、生徒登校後は門が閉められ、外部からの侵入を防ぐ対策がとられているのが現状ですが、青木村の保育園については、園児が勝手に外に出ないようにということもありまして、周囲が囲まれているわけでございます。小学校、中学校においては、周囲どこからでも自由に入りができる状態にあるのが青木村の状態です。

過去では、日本では子供に危害を加えることは到底考えられることはなかったわけでございますが、大阪の池田小学校のことや、また、アメリカなどでは校内においての銃の乱射は日常茶飯事化しているというのが現状です。子供を守ることを真剣に考えていかなければいけない時代に来ているのかなというふうに思うわけでございますが、先般、小・中学校では集団下校をし、通学路の安全チェックが行われたということをお聞しております。

通学路にはいろいろブロック等があるわけでございますが、先日、東信ジャーナルさんのほうの部分では、上田市の補正予算の中で民間のブロック塀で道路に面したものや安全面で問題のあるものの撤去に補助率2分の1、上限10万円の補助を行うということが記事に載っております。

集団下校をしたときのこともありますけれども、課題ありとして上げられた場所と問題点、それから対応についてはどういうふうにお考えになりますか。お聞きしたいですが、よろしくお願いたします。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 7月10日に小・中学校の合同下校指導を行いまして、7月19日にその結果を受けて、警察、行政、学校関係者が集まって検討会を行いました。

生徒たちからは、街灯の増設、道の狭さ、ガードレールの必要性、カーブミラーの方向、危険な交差点等、子供目線での課題が出されたところでもあります。その提案を受けて、検討会では緊急性・妥当性の観点から、即時に対応する箇所と、今後対応を検討する箇所を分析

いたしました。

最も危険と思われた箇所は、村松地区を走っている旧道の4カ所の交差点であると判断し、8月21日には本田酒屋さんの交差点にカラー舗装を実施いたしました。また、危険と思われる塀については、家主さんに撤去をお願いしたり、鉄筋の検査を実施したりしたところがあります。鉄筋は8本と、しっかり入っているということが確認できたところがあります。

今後は、トンネルの開通もありますことから、その将来も見据えて、危険箇所等の対応について、大変、非常に有効な会だというふうに判断しましたので、この会を毎年継続して実施して、計画的に対応をしてまいりたいと考えております。

○議長（沓掛計三君） 宮下議員。

○5番（宮下壽章君） ブロック塀の倒壊の可能性がある危険箇所、これは、個人宅での対応での困難さもあるかと思うわけですが、民間での撤去と補助についてはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 新津商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（新津俊二君） ブロック塀の撤去に関してですけれども、今、教育長から答弁申し上げましたとおり、緊急の通学路の安全対策を行いましたので、そこで発見をされました危険と思われる箇所について早急に撤去をしていただくような、そういう手はずを整えられるように、今回、補正予算で30万円の補助を、促進を促すための費用として計上させていただきます。

以上です。

○議長（沓掛計三君） 宮下議員。

○5番（宮下壽章君） 先ほど、教育長のほうから、4カ所というふうに御説明があったと思うんですが。

○議長（沓掛計三君） 新津商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（新津俊二君） 危険箇所ですと特に危険なところは4カ所という話でしたが、ブロック塀に関して撤去を検討されたほうがよいというところが3カ所と……。

すみません、点検でおもわれましたのが役場のすぐそばで2カ所ございます。それから、想定でもう1カ所、中村地区なんですけれども、申し出がちょっとあるところがありまして、そこも人通りがありますので、危険な箇所ということで、想定3カ所を考えております。

○議長（沓掛計三君） 宮下議員。

○5番（宮下壽章君） 今、30万円という補助ということですが、ほかにはそういう箇所はな

いですか。1カ所当たり、最高どのくらいの金額になっているのか。

○議長（沓掛計三君） 新津課長。

○商工観光移住課長（新津俊二君） まず、今回計上している30万円ですが、1カ所10万円というふうに考えております。

それから、ほかの箇所につきましては、今回の通学路の点検の中では見当たらなかったわけですが、通学路点検等、これからも行われると思います。これから平成32年までの間で、住宅の耐震化を集中的に行うという計画ができてございます。その住宅の耐震化の終了までにブロック塀の危険箇所の撤去もあわせてやっていただきたいというのが、来年度以降、計画を立てていきたいと考えております。

○議長（沓掛計三君） 宮下議員。

○5番（宮下壽章君） 先日も、北海道での地震、台風は事前にわかるわけですがけれども、地震はもう当日その場でないとわからないというのが地震なんで、いつどこで子供たちが通学しているのか下校しているのかもわからない状態のときに起こるわけでございますので、極力、いつ何時でも、安全で登下校できるような状態を保っていただければありがたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 宮下議員。

○5番（宮下壽章君） 次にお聞きしますけれども、前回、3月議会で同僚議員の質問があったわけですが、防犯カメラの設置についての問いに対しまして、小学校では3カ所、中学校では1カ所のセンサーライトが設置されており、これで対応したいという答弁でありました。

この質問に対して、私はちょっと疑問に思ったわけでございますけれども、センサーライトというのは、光による反応なんですね。子供たちが学校にいる間は明るいので、センサーが働かない状態なんですね。何のためにこのセンサーをつけてあるものなのか、本当に子供たちの安全を願うものであったならば、そういう下校して子供のいない状態のときに働いても、これは無意味だなと。放火だとか、そういう面では犯罪防止ということで有効かもしれないんですが、子供の外部からの犯罪防止には余り有効とは思えないなと思いました。

道の駅には12台設置されているということでございます。それと、子供を守る上からも、他の犯罪防止からも、小学校の入り口の信号機とか、それから、中学校の信号機の入りに等々にカメラを設置するように希望いたすわけでございます。

文科省からも、平成30年6月22日付の「登下校防犯プランにおける文部科学省の取組について」ということの中に、環境の整備・改善の項目に、「防犯カメラの設置に関する支

援・防犯まちづくり推進」と記されているわけでございます。そういう支援の制度を活用しながら、問題が起きる前に安全対策の一環として取り組みをお願いしたいと思うわけでございます。村長と教育長の考え方をお聞きしたいと思いますが、よろしく申し上げます。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） センサーと違いまして、通常言われております防犯カメラの設置とその目的は、1つは、防犯・防災・交通安全、それから、災害現場の検証、3つとして行方不明あるいは家出などの捜査の場合の必要性、それから不法投棄、それから個人の財産または身体を守ると。こういったことが多目的に活用できるかというふうに考えております。最近では、警察の捜査とかいろいろなところで、特に都会ではそういった効果が発揮されているというふうに承知しております。

たくさん防犯カメラがあるということにこしたことはありませんけれども、それなりのお金等がかかりますので、財源の確保をしなければなりませんし、また、優先的に効果的にする場所について、どこにするかというような選定も、今後、検討していかなければならないと思っております。安全・安心なまちづくりのためにも、警察など関係機関と相談いたしまして、今、御質問の中にありましたように、教育機関を最優先して設置していきたいというふうに思っております。

それから、これは公にできないんですけれども、司法関係といいたししょうか、そういうところでは、うわさでは村内にも設置してあるというふうに聞いております。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） ほぼ同様な答えになると思うんですけれども、7月31日付で文部科学省から「登下校時における児童生徒等の安全確保について」という調査が届きました。内容は、関係機関が集まって合同点検を実施して結果の報告を求めるというものでありましたが、青木はもうやってしまった後だったんですが、その中に、防犯カメラの必要設置台数を回答する項目があったことから、早速警察の方と相談をしたところ、防犯カメラが現在必要と思われる箇所というのは、公園のトイレの入り口であるという結論に一応なりました。

学校の信号機に防犯カメラを設置するという話をいただいたところですが、防犯カメラについては、今、村長さんもちらっとお話しされましたが、警察署が非公開で設置しているということもあるというふうにお聞きしておりますので、回答が若干難しいところもありますけれども、今回は御意見としていただき、今、村長のお話があったように、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 宮下議員。

○5番（宮下壽章君） わかりました。

青木村は、児童センターが小学校に併設されていることもあるわけですが、多くの児童が下校時間を過ぎても学校の周辺におるのが現状です。

我々が子供のころは、学校に週番という制度がありまして、生徒による見回りで生徒の下校を促していました。ある先生に、これは小学校の先生ですが、学校に赴任したときに、青木の子供は下校時間が過ぎてもたくさんの子供が学校に残っているということでびっくりしましたというお話をお聞きしました。

ちょっとそこでお聞きしますが、まず1つ、下校時間はどうなっているのか。犯罪から守るためにも、一定時間以降は、児童センターの中でも校庭で遊ぶとか、そういうことでなく、待機をするというような決まりはどうなのか。これは、家の人が迎えに来るまで子供たちは児童センターにいるわけですが、その辺のところはどういうふうにお考えになっているかお聞きしたいんですが。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 下校後にもたくさんの子供が残っているという、そういうふうに思われたということで、調べてみました。そうしたところ、ことしは小学校に新しく来られた先生が本当に多くいまして、放課後、図書館と低学年の学習室を使って地域の方たちが行っている寺子屋についての理解が、当初先生方に理解がきちっと行き届いていなかったということがわかりました。寺子屋で宿題や勉強をしていた子供たちが下校を過ぎても校舎内を行き来していたということでありました。今は、放課後寺子屋のシステムが子供たちや先生、地域の方たちで共通理解できておりまして、図書館内や学習室で落ちついて学習しているという状況になっております。

一方、下校なんですけど、学校や児童センターのルールでも、4時30分の下校時刻までは歩いて帰宅するというようになっております。児童センターでは、4時半を過ぎた場合は家庭のお迎えということになっております。このルールは徹底していきたいというふうに考えております。

○議長（沓掛計三君） 宮下議員。

○5番（宮下壽章君） わかりました。

通学路には、ところどころに安心の家という旗が掲げられております。有事の際に駆け込めるように家をお願いしているわけですが、しかし、その不審者が走ったり自転車

やバイク、また車でということで追いかけてその家まで子供の足で逃げるということは非常に困難かなと思われるわけでございます。

そこでお聞きするわけでございますが、青木村では「村の子は村で育てる」という標語がございますが、「村の子は村で守る」ということで、近くのどこの家でも駆け込めるように全戸に呼びかけて子供たちを常に守れる状態にしたらどうかと思うわけですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 7月19日に行われました通学路検討会において、保護者の方から、情報通信で見守りを呼びかけてほしいという依頼がありました。そこで、2学期が始まる8月22日から6時の放送のときに、村民の皆様には、子供たちの安全のため、「登下校時の見守りをお願いします」と全村に呼びかけるようにしたところであります。今は5時にこの放送が流れております。

また、10月のはつらつネットワーク通信には、「子供たちの安全を守る」として特集を組む、その計画でおります。合同下校の様子だとか、検討会の結果をまとめて、全村に子供たちの安全を見守っていただくよう呼びかける予定でおります。広く村民の皆さんに子供たちの見守りをお願いすること、それから、今、議員がお話しされたように、非常時には、安心の家でなくても受け入れていただくように呼びかけていきたいと考えております。このような事件、それから災害を機に、多くの方たちに子供たちの安全を見守っていただきたいと考えております。

○議長（沓掛計三君） 宮下議員。

○5番（宮下壽章君） よろしく申し上げます。

議会開催初日の村長の挨拶の中でも、小・中学校のエアコン設置について、村行政の中でも最優先で解決していきたい。導入については、金額的なこと、電気代についてなどコメントされておりました。既に考えられていることに大変感謝いたしておるわけでございますが、私も、通告いたしましたとおり、私の立場として御質問いたします。保・小・中、児童センターも含めての質問になりますが、その辺のところ、よろしく願いいたします。

近年、地球温暖化の影響かと思われる異常気象で、かつてでは考えられない高温が各地で続いているのが現状です。小学校の夏休み中のプール使用も、高温のため中止ということで、情報電話で幾度か流されておりました。かつては、1933年に山形市で記録した40.8度というのがずっと最高記録で残っていたわけですが、昨年、四万十市で41度で記録更新し、こと

しは埼玉県熊谷市で41.1度ということで、記録が2年立て続けで塗りかえられました。青木村では、私たちの子供のころは三十二、三度が最高だったかなというふうに思うわけですが、教室へのエアコン設置について、最近はメディア等の報道や知事選挙でも取り上げられておりました。私が役場へ用事で来たりとか、それから教育委員会に行ったりしますと、エアコンが設置され、大変職員の皆さんはよい環境で職務をされていて、大変涼しいなというふうに感じておりました。相当の費用がかかると思うんですけども、園児・生徒にも環境を整えてやらなければいけないなと思うわけですが、お聞きしますけれども、保育園、小・中学校での現在の設置状況はどうなっておりますでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 数でお答えします。保育園ですが、今、全ての教室が12です。設置済みが11です。未設置が1、これがリズム室であります。小学校が保有教室が28、設置済みが11、未設置が17、中学校は保有室が31、設置済み数が15、未設置が16あります。児童センターもですが、児童センターは6室ありまして、設置済みが4、未設置が2ということになっております。

○議長（沓掛計三君） 宮下議員。

○5番（宮下壽章君） わかりました。

教室への設置は、家庭用のエアコンとは違いまして業務用でございます。かなり大型なものになりますので、大変費用的にも高額なことになるかなというふうに思うわけですが、単年度では予算等のこともあるので難しいと思いますが、最低限、今現在必要な教室はどのぐらいありますでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 基本的なところでありますので、少し時間をいただきまして私のほうから答弁させていただきたいと思っております。この後、また議員さんから質問がありますけれども、冒頭、当議会の挨拶の中で申し上げましたように、財源等もありますけれども、子供たちには、来年夏にはある程度クーラーの効いた教室で授業をしていただきたいのが基本的な考え方です。

私も、小学校に何回か行きまして、先生たちが教室を、全部温度計をとって持って、全部チェックしてデータをとっておられました。1階、2階、3階、それぞれありますけれども、基本的には上のほうが暑いのが普通でしたけれども、日によって、あるいは時間によって、1階も照り返しがありまして、結構、35度を超えるような教室もままありました。それから、

風を入れてというのをやったんですが、なかなか立派な窓でして、窓の開閉が大変難しかったり、あるいはちょっとしかあかなかつたりというようなことでありますので、まず、基本的にクーラーでやりたいというふうに思っております。

これは、いろいろ所見をまた後ほど申し上げる機会があるかと思っておりますけれども、今検討中でありまして、今、この9月13日の段階で考えらえるものということで御理解を、答弁をさせていただきたいというふうに思っております。

御質問の最低限必要な教室についてでありますけれども、小学校は、今、教育長のほうから17というふうに申し上げましたけれども、最低でも来年度は普通教室12、それから3組と4組、これで普通教室が14になろうと思っております。特別教室は音楽室、理科室をどうするかというちょっとまだ議論もありますけれども、今の段階では入れて16というふうに思っております。図工室は外にあって、先生たちとも少し議論したんですけれども、ふだんも余り使わないんですけれども、2カ月間使わないことも大丈夫なので、独立した部屋で非常に効率も悪いものですから、これは行わないでいきたい。今考えられますのは、最低でも小学校については普通教室14、特別教室16というふうに考えてございます。

それから、中学校は未設置が16ありまして、最低、それからできれば我慢してもらって、この3段階に分けて答弁をさせていただきますけれども、最低でも普通教室が2、それからC組とD組で4になります。それから、できればということでもありますけれども、普通教室が6、C組、D組で8、それから多目的ホールをどういうふうにするか、夏場はどういうふうにするかということもありませんけれども、使わない方法、あるいは他の教室でやる方法もありますけれども、これもできればということで9、それから、ふだん余り使わない生徒会室だとか、そういうところは我慢してもらって7ということになります。

繰り返しますが、中学校では未設置が16ありますけれども、最低でも4やりたい。できればやりたいのが9、それから我慢してもらっていいでしょうか、この2カ月間余の間はほかのところを使ったりして我慢してもらって7ということになります。

それから、保育園はリズム室と言って、体育館的な大きい部屋が1つありますけれども、ここは、見積もりをとりましたら、700万円を超えるような額なんですよね。ほかの部屋は全部入っておりますので、そこを利用させていただくということで、ここは、必要ならば冷風機をつけて、子供たちが走り回ってちょっと暑いときに、ほかの教室に行く前にそこで当たってもらうようなことを考えております。

それから児童センターは、図書室にはクーラーを入れたいということで考えております。

したがいまして、児童センターは遊戯室があるんですけれども、あそこは考えてみれば体育館的などころでありますので、これは設置しないということであります。

今の段階ということで御理解を、答弁をさせていただきたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 宮下議員。

○5番（宮下壽章君） ありがとうございます。

設置する小学校、中学校、保育園、それから児童センターということで、設置するための費用は、見積もりはしてあるわけでしょうか。また、もしあるとしたらどのくらいの金額になるか教えていただければ。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 見積もりと同時に、どういう条件で設定するかというのが、いろいろの人の意見、あるいは業者の意見がちょっと違うところがありまして、本当のところはどうなんだろうというのを、今精査中でございます。

1つは、高圧受電施設、キュービクルとこう言われておりますけれども、小学校に、これが増設が必要なのか、改修が必要なのか、人によっては、何とかもつだろうというのと、だめだろうというのと、ちょっとクエスチョンマークかなというので、この容量の必要性について今検討しております。

それから、クーラーの設置、今申し上げましたように、今回の、来年度の夏に向けてやることと、それから最終的にはどこまでやるか、その容量によって、またキュービクルのものも変わってくるかと思えます。

それからもう一つ、床暖房を特に小学校でやっているんですが、これが大変経年劣化してまいりまして、床暖房もいずれ変えなければならぬ時期もそう遠くない時期に来るだろうと、こういうふうに言われておりまして、私どもも思っております。

この際、その暖房機能を兼ねたクーラーを入れるかどうかというのを議論・検討しております。こうすると、それも寒冷地仕様にしたほうがいいのか、寒冷地仕様にしなくてもいいのかということも考えておりまして、これによっても条件が変わってくるかというふうに思っています。

金額を言うのはちょっと勇気が要するというのは、ひとり歩きしてしまいますので、御質問ですから答弁申し上げますけれども、これは今の段階でというふうに御理解をいただきたいと思っておりますけれども、七、八千万ぐらいかかるのかなと、大変高額な額になるわけでありまして。私どもも勉強しておりますし、ほかにも見積もり依頼をしているところがございます。

見積もりと同時に、その時期とか、今の状況の中にありますのは、補助のつきぐあい、国・県の補助のつきぐあいはどうなんだろう。議会の冒頭で申し上げましたように、学校施設環境改善交付金についてでありますけれども、ことし30年度、これは、クーラーだけではなくてほかの事業、学校施設いろいろありますけれども、長野県では十幾つ手を挙げましたけれども、内示はゼロだったというふうに聞いております。それから、来年度に向けまして、長野県から国に要望しつつある数は300半ばと聞いておりまして、全国からこれが集まったら、国では三、四倍の額を文科省から財務省に申請するというふうに新聞記事がありましたけれども、本当にこれで足りるのかな、つくのかな、どのくらいつくだろうというのが気になっております。

それからもう一つ、その見積もりをする条件として、エアコンの機器が、いつごろ発注すれば本当に来年の夏に間に合うか、恐らく、九州、四国、西日本全体が、用意ドンでやりますから、なかなかその来年の夏にはクーラーの中で授業をしてもらうために、もう一方では、補助金というのは年度内が多いですから、来年度に向けてどのくらいつくだろうかと、この相反する両面のことを議論しております。

それからもう一つは、この上田小県、あるいは東信地区も、保育園含めて、幼稚園含めて各自治体が一緒にやりますので、工事会社の施工能力といいたいでしょうか、そういうこと、それから、工事と授業の関係、これは、教室内の工事もありますので、授業をどのくらいの間でやればいいのか、春休みならば理想的ですけれども、来年度当初予算でいいとすれば、5月の連休で済むのかどうか、そういったことを総合的に判断して、繰り返しになりますけれども、来年夏には未設置の教室、必要と思われるところには設置したいというふうに考えて今見積もりをとっている最中でございます。

今後早い時期に、学校と協議しながら、私どもの方向を一定の方向を出して、また議会の皆さんにお諮りをして御相談申し上げたいというふうに考えております。

○議長（沓掛計三君） 宮下議員。

○5番（宮下壽章君） 本当に、長野県、信州は涼しいというイメージがありまして、昔はどこの家庭に行ってもエアコンが入っているうちなんてほとんどなかったわけですが、近年はそういうわけにいかなくなってきております。それについては、やはり、先立つものは費用ということになってくるかと思うわけですが、阿部知事が8月20日に文科省を訪問して学校へのエアコン設置に対して国への財政支援を求める緊急要望書というものを林大臣宛てに提出したと報道されておりました。

ここには、子供の健康を守るためには空調設備の設置を早急に進める必要があると強調し、市町村立の小・中学校への設置支援も行われておりました。

東京都では、もともと暑いので99.9%と、神奈川県では79%というものが設置済みでありますけれども、国では、設置支援の方向でと、7月24日に発表されたというふうに、前向きにお願いしたいということでありました。新聞でもそういう緊急支援要望のことも載っておるわけでございますけれども、お聞きいたしますが、いずれにしても先立つものは資金でございますので、財源というものが大変かなと思っております。国・県の補助を含め、財源はどのように考えておられるのか、ちょっとお聞きいたします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今、宮下議員の質問の中にもありましたように、学校施設環境改善交付金というのを、国はこのクーラーに対しては補助金を持っているわけですが、三、四倍の額を文部科学省は財務省に予算要望をしたというふうに聞いております。また、今の御質問にありましたように、知事も緊急要望したということでもあります。

この交付金は、県内自治体から今年度14事業要望してゼロ回答だったと。それから、これは少し前の一月ぐらい前のデータでありますけれども、31年度要望に向けて、県内から346の事業のこの交付金の要望があったというふうに聞いておりますので、先ほどの答弁で申し上げましたように、なかなかつきが厳しいだろうというふうに思っております。

補助金の有無と、それから片方では、来年夏にはクーラーの効いたところで授業をさせたいと、こういう大変はざまにいるわけでありまして、補助金の確保についてアンテナを高くしていく一方、どうしてもだめな場合には単独費でもお願いしたいということを考えてございます。冒頭、議会の際に申し上げましたように、他の事業に優先してこれは考えていきたいというふうに思っております。どうしてもない場合には単独費を相当部分使わせていただきたいというふうに思っております。

○議長（沓掛計三君） 宮下議員。

○5番（宮下壽章君） いずれにしましても、先立つものでございますので、国・県もそういう動きできていますので、村長が行って、いいお金を引っ張ってきていただけるようによろしくお願いたします。

電気代も業務用のものでもかなりワット数が高いわけございまして、業務用になると、かなり5,000ワットとか、1基当たりそういう単位で、そういう電気代がかかると思うんです。電気代についても本当にままならないなと思っておりますけれども、小学校、中学校のと

ころにも屋根貸しで貸してあるわけですが、小学校のグラウンド側のほうは非常に向きがいいので、また、太陽光パネルの設置ということも一つの考え方かなとも思っております。

エアコンの使用時間については、ちょうど太陽光が一番働いている時間なんですね。ことしも電力会社で電気不足が起きなかったのは、各皆さんの太陽光パネルの働きかなというふうな記事が載っていたわけですが、私の家でも個人的なことになりますが、太陽光パネルを設置してあります。おかげさまで、ことしの夏はクーラーを使ってもそれほど電気代が高くなったわけでもない、太陽光のほうからの電気で賄えたということが現実ありますので、太陽光パネルを設置するのも一つの考え方かなと。エアコンを使わないときは、小学校でも中学校でも通常の電灯、照明等に使うことも可能ですので、そういうことも一考かなと思うのでありますので、提案として受けとめていただきたいと思うわけですが、よろしく願いいたします。

続いて、学校での視聴覚検査についてお伺いいたします。環境に関することではないんですが、教育関連ですので、よろしく願いいたします。

体重測定とか身長測定とか、定期的に行われて通知表等で各家庭に伝えられています。視覚に関して、近視・遠視は検査されておるようでございますが、近年は、色覚検査というものは、15年ほど前から各学校の任意で行われているということでございます。青木の小・中学校では行われているのかどうかお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 色覚検査ですけれども、以前は全員に実施されておりました。しかし、みんなの前で行っていたために、異常があると判断された児童・生徒が悲しい思いをすることがあったと。そこで、全国的に任意の調査になったというふうに認識しております。青木小学校では4年生の希望者に今個別に実施しております、ほぼ全員が受けております。青木中学校では1年生の希望者に行っていて、去年は約半数の生徒に実施をいたしました。生徒たちには、将来の職業も視野に入れて色覚の重要性を説明しております。

○議長（沓掛計三君） 宮下議員。

○5番（宮下壽章君） 色覚検査というのは大変重要でありまして、どの検査とも同様に、早期発見、それから早期治療が大切だなと思っております。

例としまして、私の友人が、それまで私もわからなかったわけですが、山のほうを指さし

て、あそこに松くい虫の茶色くなったのがあるよねという話をしたら、その人は茶色がわからなかったんですね。全部同じ色に見えるという答えだったんです。そういう状態ですと、色覚検査というのは、車の運転もしかり、信号がありますね。そういったもの、本人の自覚としては通常に見えているので、いきなりきょうから見えなくなったというのなら判断がつくかと思うんですが、将来、色によるいろいろな作業やいろいろなあると思うんですが、そういったことも、自動車の運転も識別が大切ですし、早期発見と早期治療ができますように改善いただきたいと思うわけですが、教育長の観点はいかがでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 考え方としては、インクルーシブですね。共生の考え方が重要ではないかというふうに考えています。

色覚に問題があるという、その割合ですが、男性で5%、女性で0.2%と言われております。色覚に問題がある場合、先天性のものであるとすると、それは遺伝的なものなので、早期治療が有効でないというふうに教えられました。一方で、これは例え話なんですけど、血液型でいうと、日本はA型が多いんですよ。AB型が少なくてAB型の人10%なんですけど、AB型は、10%で少ないから異常ということは言いませんよね。インクルーシブの考え方が広まってくるにつれて、周りの配慮が重要であるという流れになっていると考えています。

例えば、現在使っている教科書では、緑と茶色、青と紫など、混同しやすい色は使われていないような、色覚異常に対応した教科書になっております。また、チョークもダイダイ色など、対応したものが用意されています。現在、青木村では学年に1名程度、軽度な障害であるというふうにお聞きしていますが、明るいところで授業をすとか、赤いチョークは使わないなど、そういう配慮をして対応しております。今後、色覚障害対応のチョークを使用するなど、学校と相談をして対応を進めていきたいというふうに思っています。ただし、職業選択など、将来には大きな課題があることから、養護教諭が話をしたり、プリントで説明したりするなどの対応を行っているところであります。その子の自尊感情が低くならないようにすることが重要だと考えております。

○議長（沓掛計三君） 宮下議員。

○5番（宮下壽章君） これからの将来を控える子供たちにとって、スマホやパソコン、こういうものはブルーライトを発するわけでございますけれども、目に悪影響を与える機会が大変多いわけでございます。読み書きについても、一定の距離を置いて読み書きをする指導をしていただいて、近視対策、いろいろ色のこともありますけれども、目というのは非常に大

切な器官でございますので、目を守ることの重要性を考えるので、また一段と取り組みをよろしくお願いいたします。

第2問目に入りますが、これからの農業のあり方についてということで御質問いたします。

青木村の主幹産業の一つである農業が、ここ10年、20年、30年と顧みますと、農業のあり方が大きくさま変わりしているのが現状であります。かつて、我々が若いころや子供のころには、養蚕や白菜栽培、それから葉たばこの栽培などが盛んで活気があったというふうに思っておりますが、これは、農家の数が多かったというのもあるわけでございますが、各家庭に田んぼや畑を所有しているにもかかわらず、田んぼなんかは機械作業受託組合に耕作依頼し、畑は耕作放棄で原野化しているのが現状であります。

まれに、地権者が耕作しておっても、高齢者が管理で後継となる若い人たちは余り目にすることはないわけでございます。一番には、苦勞しても、農業では生活ができる収入につながらない。飯が食えないという状態ですね。それとあと、基幹となる作目がない。30年ほど前には、エノキ農家が26件ありました。私も、その当時はエノキ農家としてやっておったわけでございますが、26件の総売上は、青木村の米の販売額を上回る金額ということで、「キノコの村青木村」ということでうたい文句でやっておりました。現在、エノキ農家はゼロ。ほかのキノコをつくっている方が4件ということで、大変衰退しております。

そこでお聞きいたしますが、この状況を村はどういうふうに考えているのか。地権者の耕作放棄の状況と今後の働きの施策や田畑の耕作者の確保、また、米作中心からの生活の成り立つ作目の探求ということについてお考えがありましたらお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長兼農業振興係長（花見陽一君） ただいまの御質問についてお答えさせていただきます。

今、お話がありましたように、キノコの関係でございますが、平成17年、今から約10年前ごろまでにつきましては、キノコが青木村農業産出額のコウセキの約50%以上を占めておりましたが、その後、急激に減少となってございます。また、農家につきましても、やはり、ただいま担い手の問題などいろいろある中で、いろいろ大変苦勞しているところでございます。

1点目としまして、地権者の耕作放棄の状況ということでございますが、青木村におきましては、村全体の農地の約4分の1、118ヘクタールが耕作放棄地と今見ております。

地権者別の耕作放棄地の状況ですが、形態では、畑が田の2倍、面積では畑が田の約4倍

多い状況となっております。農業者の高齢化にもよりまして、土地持ち非農家の耕作放棄地は増加傾向にある状況でございます。今後の働きかけ方ですが、特に耕作放棄地の発生抑制と賃借による農地集積を図る観点から、リタイアする農家から円滑に農地を継承するための取り組みをさらに積極的に進めていきたいというふうに考えております。

また、2点目ですが、田畑の耕作者の確保ということでございますが、地権者内での担い手への利用集積、村内等の新規就農者への利用集積、また、企業的農業法人への集団的利用集積での検討も考えられます。

地権者の所有権を把握しまして、地元の方とも協力をいただく中で、農地中間管理機構を利用して担い手への利用集積も円滑に実施することも必要と考えられます。

3点目ですが、米作中心から生活の成り立つ作物の探求という点でございますが、以前のようなキノコ系のようなスーパー作目の探求は簡単ではないと認識しております。やはり今後、6次産業化やマーケットインの視点からさまざまな取り組みを支援していきたいというふうに考えております。

また、道の駅農産物直売所を軸とした地産地消農業経営、青木村の標高差を生かしたリレー産地出荷体制、ハウス等施設を活用した冬春野菜の取り組みなどを積極的に検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（沓掛計三君） 宮下議員。

○5番（宮下壽章君） 近年は、田んぼの転作作目として、麦、ソバの作付が機械産業受託組合の皆さんを中心として行われております。しかし、これも補助金があるので収入面を補っているのが現状であります。麦・ソバの単品だけの販売収入だと採算は合いません。耕作が行われなくなり、荒廃の一途をたどる要因にもなるかなと思います。

8月7日に開催されました青木村農業再生協議会でも、経営所得安定対策、それからブロックローテーション、耕作放棄地再生利用交付金事業、農地中間管理事業というような事業計画がなされ、取り組んでおります。今後、どこまでこういう制度が継続するのか、また、なくなったとしたら、村はどういうふうに考えるのかお聞かせいただきたいとも思います。

○議長（沓掛計三君） 花見課長。

○参事兼建設農林課長兼農業振興係長（花見陽一君） 米政策につきまして、ことし平成30年度からですが、国によるハイフの取りやめ、直接支払交付金が廃止された状況でございます。そもそも、米の転作、減反は、米の消費と需要との需給バランスの解消施策でもあり、米

の消費量が大幅に増加するなどの変化がない限り継続するものと理解しております。これに伴う助成金制度もさらに継続されるものと、村としては期待しております。なお、国の動向を注視しつつ、農家にとって不利益にはならぬよう、的確に対応することをさらに努めてまいりたいと考えております。

○議長（沓掛計三君） 宮下議員。

○5番（宮下壽章君） 耕作しなくなった農家の耕作地や空きハウス、それからトラクター等の農機具、それからリンゴ等の果樹、新規就農者に振り向けてもらうなど、今後につなげるように努力いただきたいと思います。

例えば、新規就農者が村に入ってきて果樹栽培を行いたい、リンゴ栽培を行いたいというのであれば、新しく苗木を植えつくと5年も6年も向こうへいかないと収益が得られない状態ですけれども、現在耕作している人で、私の親戚は青木にあるわけではないんですが、そのうちの御主人が昨年亡くなりまして、結局はリンゴの木を全部伐採してしまったということでございますので、そういったものを新規就農者に向けてもらうような施策をとっていただきたいなと思うわけでございます。

そこでお聞きしますけれども、空きハウスの状況と冬野菜の生産につなげる策や、トラクターなどの使われなくなった農機具やリンゴの木は伐採せず、新規就農者などに継続栽培するようにできないものなのか、お考えをお聞きいたします。

○議長（沓掛計三君） 花見課長。

○参事兼建設農林課長兼農業振興係長（花見陽一君） こちらのほうで、空きハウスの状況でございますが、使用が可能であろうと思われるものにつきましては、村内パイプハウスが9棟あるかなというふうにつかんでおります。また、冬春野菜の栽培の可能性ということの点でございますが、道の駅農産物直売所と同時に、農技連と一緒にいろいろと栽培の可能性を研究しております。

また、この冬、農技連のほうでもいろいろ冬春野菜はどうかということは試験的に栽培を試みましたが、経過的には、パイプハウスがあれば、無加温でも冬春野菜の栽培の可能性が見られましたので、これにつきましては、データを道の駅にも提供し、その中で、今後農家の皆さんにも普及させたいなというふうに考えております。

なお、冬春野菜につきまして、村の支援策でございますが、その冬春野菜の苗の補助金、また、冬春野菜の栽培用のトンネル設置、また、ハウス簡易修繕補助金につきましても助成金がございますので、また相談していただければというふうに考えております。

また、トラクターにつきましては、やはり、高齢農業者のリタイアに伴いまして、今後、そのような機械などの農機具が出るかと思われます。その中につきましても、把握状況をつかみながら、新規農業者などに随時情報提供をしまして、また展開を図っていければと思っております。

また、果樹園などにつきましても、やはり、遊休化しないためには、JAさんとも相談しながら、また事前にこちらのほうでも農家のアンケートをもとに新規就農者希望者に情報提供し、有効に活用させていただければというふうに考えております。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 補足して答弁申し上げますけれども、新規農業者の課題としては、やはり、技術的なフォローをしなければならないということと、これは今課長が言いましたように、JAと今やりとりをしております。

それからもう一つは、やはり冬場の現金収入が大変だということがありますので、村内の企業に相談しまして、その期間は1週間のうちの相当数をその企業で働かせていただくということもできるというふうなことにして、ホームページでも流しております。

それから、何もずっと冬以外でも、余っている時間をその工場で働くということも可能になっておりますので、技術的なこと、それから当面の現金収入、そういうことをフォローしていきたいと。そういうシステムをつくりつつございます。

○議長（沓掛計三君） 宮下議員。

○5番（宮下壽章君） あと、地域おこし協力隊制度などを活用しまして、一応任期は3年ということになっているわけですし、年間で200万、200万、計400万円の賃金といたしますか、それといろいろな活動に対する補助ということで年間400万円を各3年間やっていって、総務省のほうから来るわけでございますが、そういう皆さんを、3年間が準備期間ということですね。先ほど答弁していただきました、その空きハウスですとかトラクター等を上手に利用していただいて、3年間に自立できるような状況をつくっていただくようにして、地域おこし協力隊などは、また後は村にも定住していただけるようにもなるかと思っておりますので、人口増ということも考えられますので、そんな情報発信ができればなと思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 花見課長。

○参事兼建設農林課長兼農業振興係長（花見陽一君） 今後やはり、青木村におきましても、高齢農業者のリタイアが見込まれる中、将来における青木村農業を支える人材となる新規就

農者を育成・確保することは重要な課題と認識しております。議員さんのおっしゃられました地域おこし協力体制度を青木村での新規就農を目指す人の準備期間に活用する方法も一案と理解しております。

新規就農者につきましては、やはり、今現在もそうですが、いろいろな国のほうの助成制度もございまして、農業次世代人材投資事業の活用など、実際運用しているところもございまして、いろいろトータル的に含めまして、いろいろな情報を、また村の情報発信としましてホームページ等でも流してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（沓掛計三君） 宮下議員。

○5番（宮下壽章君） 私自身、かつては農協勤務からキノコ栽培、キノコ農家として生活をしてまいったわけでございます。そこで、現在の青木村での農業のさま変わりというものに、日常からこれは何とかしていかなきゃいけないなというふうに危惧しているところでございます。

竹チップに関しても、粉碎機の活用から竹林の整備、それから田んぼや畑への堆肥化で還元する。タケノコの製品化というのを先駆けをしている中川村へも8月20日に視察に行つてまいりました。また、田んぼも自作する方が減少しております。耕作を依頼しているのが現実で、傾斜地の多い青木村では、草刈りも回らない状態であります。作業の軽減も視野に入れなければならないなと思ひまして、8月29日に北御牧へ、イタリア製の250万円という大変高額ではありますけれども、リモコンで操作できる草刈り機も見に行つてまいりました。私が見ましたところ、青木村で活用するにはちょっと困難があるかな、これからの研究課題かなというふうに思つたわけでございます。さま変わりしていく青木村の農業が潤いを持った将来を見据えた取り組みで農村青木村となるようにさらなる御尽力をいただきまして、私の質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（沓掛計三君） 5番、宮下議員の一般質問は終了しました。

ここで暫時休憩といたします。10時10分から再開いたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時10分

○議長（沓掛計三君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

◇ 堀内富治君

○議長（沓掛計三君） 9番、堀内富治議員の登壇を願います。

堀内議員。

〔9番 堀内富治君 登壇〕

○9番（堀内富治君） 9番、堀内富治でございます。

きょうは、3件について一問一答方式で質問してまいりますので、村長並びに担当課長の答弁をよろしく願います。

私ごとでございますけれども、ちょっと声帯を患っておりますので、お聞き苦しい点があるかと思いますが、よろしく願いをします。

それでは、まず第1点でありますけれども、ふるさと納税についてということで、大分以前にも質問した経過があるわけでございますが、非常に最近内容的に変化が生じておりますので、そんな点を中心にお伺いをしたいというふうに考えております。

この制度の趣旨でありますけれども、大都市と地方の税制の格差是正、これが問題が1つございますし、もう一つは、お世話になりました自治体の発展のために支援、応援のできる内容で、地方創生の実施にも役立てていただきたいというような面もかなりあるわけがございます。青木村を思い、今後青木村の活性化のために頑張ってくださいというような激励もあるわけがございます。そんなことを含めていろいろと整理をしてみたいというふうに考えております。

村長にお伺いをしたいと思っておりますけれども、きのう、きょうの新聞にも大きく載っておりますけれども、いろいろとこの辺で変化があるかというふうに感じておるわけでございますが、この制度全体に村長のお考えがありましたらお伺いをします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） ふるさと納税、大変時宜を得た本日の御質問というふうに思っております。

今、まさしく3割にする、あるいは地元産にするということが議論されて、私はそのとお

りだと思えますけれども、もともと、もっと根本的な議論がありまして、税制が地方と都市、あるいは国と地方のそこからこの問題はひもといていくべきだ、解決すべきだというふうに思っております。今、堀内議員がおっしゃった後段のふるさと、あるいは関係する自治体に応援するという趣旨は当然それはいいんですけれども、基本となりますもう少し豊かなところと豊かでないところ、あるいは返礼品のあるところとないところ、そういった議論をちゃんとしていただきたいというふうに思っております。

東京都と北海道の税収は、2ないし3倍ぐらいの差があったというふうに記憶しておりますけれども、税収規模が最も大きい東京都と小さい沖縄県の1人当たりの税収入はおおよそ2.4倍の差があるということでもありますので、こういうことをちゃんとすべきであろうというふうに思っております。

けさの某新聞の社説に、非常によくまとまっておりますけれども、ここでふるさと納税返礼品は直ちに廃止をとという話がありまして、よくまとまっていると思いますが、1点だけ、地方税収の公平な分配の仕組みは自治体で議論し、築くべき課題のはずだというふうにあります。ここは私は否というふうに申し上げたいと思うんです。これはもう国が法律として決めてしまって、それを分配と、言葉は悪いんですけれども、市町村に、あるいは自治体に配付といいましょうか、交付税とか交付金とかいろんな形で来ます。ということがまず1点の考え方でございます。

それから、私どもは、愚直にこの3割を守ってまいりました。それからもう一つは、自分のところでできたものということを守ってきました結果、ふるさと納税そのものは減ってきておりますけれども、ただ本当に青木村のものが欲しい、青木村のことを思っただけのPRを含めての温かい気持ちというのはそれなりにたくさんいただいているというふうに承知しております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 25年ぐらいから調べてみたわけですが、青木村の実績でございます。25年は個人で51件、112万8,000円というような数字が出ておりますし、それから26年は97人、303万5,000円、それから27年は359人で691万5,000円、それから28年でありまして、2,893万5,000円、大きく伸びております。それから29年は大幅に減収ということでございまして、1,159万5,000円ということでございます。28年は、2,800万円のころはとにかく5,000万円を目指して頑張ろうじゃないかと、こういうような意欲もあったわけですが、前年は1,100万円ということで、28年の40%、このような金額に下がってお

るわけでございまして、本当に残念なことだというように考えております。

なお、それから、返礼品の金額とも調べてみますと、おおむね先ほど村長から話がありましたように、36%から37%ぐらい、余り変化はない、非常に堅実な仕事をされておるといふふうに考えておるわけでございます。

昨年の内容につきましては、マツタケの不作が大きな原因だといふふうに私も考えておりますけれども、これは非常に残念なことでございます。青木村として今後どういうふうに見えるか、いろいろと検討事項が多いというふうにも考えておるわけでございます。

村長、先ほどの話のとおり、本年はしっかりと期待してよろしいですか。お伺いします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） マツタケってすごいなと思ったのは、20箱を夜の12時にセットしましたら、明け方6時にインターネットを開いたらもう売り切れていました。あの時間、誰が起きてどうやって買ってくれているのかなというふうに思いましたけれども、マツタケの人気はすごいなというふうに思いました。

それからもう一つ、リンゴなんですけれども、少し遅くなって50箱用意しました。これも数日間の間に売れてしまったということで、やはり特徴のあるものをお返しとして出す必要があるのかなというふうに思いました。

一定しない生産量のマツタケに頼ることではなくて、その村に合った地道なことをやっていきたいというふうに思っております。今、私どもで考えておりますのは、ソフトの部分、例えばお墓の掃除とか、そういうようなケアの管理、まさしくふるさとの気持ちをこういう形で受け入れられないかというふうに考えております。しかし、このお墓の掃除を誰がするかとか、空き家を誰が行ってどう見るかなど、まだ課題があるわけでありまして、わずかな職員しかいないところで、今いろいろ悩みをしているところでございます。

それからもう一つ、最近の観光とか、外国人を含めて国内も含めて観光は、一つは体験ということが大きく言われております。都会の人が農家の体験をする。稲刈りをする。あるいは山へ登る。そういうことがありますので、ええっこ村さんと、大変ええっこ村さんには大きな経営母体を持っていらっしゃいますので、こことできないだろうかということで、私どもが委託しております会社とええっこ村さんと3者で協議をしているところでございます。

いずれにいたしましても、ふるさと納税本来の趣旨に沿って、額も大事ですけれども、気持ちをいただくということで視点を置いて頑張りたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） ただいま村長からもいろいろとお話がありましたけれども、非常にいろいろと御苦労されておるとい内容がうかがえるわけですが、私は、非常にやっぱり基本となるものは生産対策、この生産対策を真剣にやっぱり取り組むことが重要な事項ではないかというふうにも考えておるわけであります。前にもこんな話をしたことがあったわけですが、下伊那の豊丘村、青木村よりも若干大きいくらいの村でございますけれども、非常に農業の盛んな地域でございます。その横が高森町でございます、干し柿の産地でございます。非常に熱心に両方とも頑張っておられるわけですが、豊丘村につきましては6億2,128万4,000円と、こういうような実績が昨年の実績として挙がっております。非常に顕著に伸びております。また、高森町につきましても、5億2,800万円と、こういうような金額になるわけですが、こういう産地の内容をつぶさに検討してみると、リンゴ、桃、梨、ブドウ、お餅、豚肉、マツタケ、そこへもってきて市田柿、こういうような本当に全国の特産品になっているような、そういうような人気のある品目ばかりでございます、こういうような生産対策も含めて農産物をどういうように確保するか、重要な事項だというふうに私は考えております。

農業振興につきましては、先ほども同僚の宮下議員からあったわけですが、青木村としても、もっとやはり農業振興対策をしっかりと進めていく必要があるだろうというふうに考えております。

村長にこの事業を今後どういうふうと考えていくか、先ほども若干触れられたわけですが、もっと積極的な案がございましたらお伺いをします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） さきの宮下議員のところでも議論になりましたし、御質問あり、答弁させていただいたところであります。

私も、リンゴの木がある日突然切られてしまったという話を聞いて愕然としました。これは最近の話であります。そのためにも、今あるものを、リンゴの木、あるいはブドウを何十年もかかってあそこまでしたものを切る前に相談してほしいということをお願いしております。

それから、ハウスもそう簡単にほかすことじゃなくて再利用したいということで、村のホームページに新規農業のことをお願いしております。高額のトラクター、農機具しかりでございます。

どうやって今の堀内議員の御質問のように生産体制をつくるかは、詰まるどころこれだけ

の施設だとか気候だとかの地があるわけですから、整った環境があるわけですので、つくり手をどうやってふやしていくか、つくり手をどうやって確保するかが一番課題だというふうに思っております。まだ公にするまではいきませんが、若い人たちがたくさんいる組織といえましょうか、そこにも声を投げかけて、地域おこし協力隊の話、あるいは農協の新規農業の補助等々を提示しながら、若い人たちに農業を継続してやってもらう、そんなことを今第一の目的として、主眼として取り組んでおります。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 先ほどもちょっと村長、新聞の内容について触れられましたけれども、私もいろいろ考え方はありますけれども、国も非常に高圧的だなど、こういうふうには私に考えておるわけでございますが、きょうの新聞の中では、もう品物のお返しは廃止をすると、それからきのうの新聞の内容につきましては、制度から除外をしてもらうと、こういうようなはっきりとした意見があったわけでございます。内容をもっと検討してみると、やはり真面目な産地は真面目なりにしっかりと仕事をやっておるわけでありますから、こういうようなことでなくて、制度としても考えなければいけませんけれども、今後しっかりと産地を見直しながら取り組みをしていくことのほうが重要ではないかというふうに私は考えておりますが、村長、いかがですか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 振り返ってその2年前、あるいは1年前を見ますと、やはり金券、例えば青木のディーファームでやっていた地域おこし商工会の商品券、それから、一番響いたのは旅館の宿泊券、これが金券だということで国からストップをかけられました。本当にうちでは貴重なふるさと納税の財源でしたけれども、ここをとめられたというのは非常に水道の蛇口を閉められた思いがするところでございます。

いろいろ工夫をしながらこの制度にのっとったすばらしい制度であります。それともう一つは、対象を大きな不特定多数のところを対象と今しておりますけれども、ある程度の絞りまして、例えば災害所協定を結んでいるところだとか、友好関係にあるところだとか、そういう団体だとか、そういうところに積極的に、不特定多数の1億何千万に声をかけるんじゃないで、もう少し限定されたところにこれのターゲットを絞ってPRしていくという方法を今後とっていきたいというふうに考えています。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 青木村も大分軌道には乗ってきておりますけれども、今日までの経過

の中では、いろいろと御苦労もあったというふうに私は思うわけでございますが、この制度について、実際にやってきてこういう問題が改善をされればなというような点がありましたら伺いたしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） この制度ができてまだ間もないんですけれども、それぞれの自治体は、それぞれ工夫をして、製品を新たにつくったり、あるいはそういったルートを開いたり、それぞれ国の枠内でありましてけれども、許容範囲の中で工夫をしてきました。朝令暮改で、こういうふうなところは言いませんけれども変わってしまうということと、それから正直者は損をするような、もう少し制度をきちっとしたものに、不変のものにしてもらいたいというふうに思っております。

おおむね国の考え方、それから世の中での感覚といたしましてか意見、大体集約していると思いますので、こういう中で青木村では今あるものを売り込む、あるいは少しでも付加価値あるものを売り込む、そんなことを考えていきたいというふうに思っております。

今年度は、焼酎だとか、そばセットだとか、ある果樹園の加工品だとか、春巻きだとか、グラタンだとか、木のおもちや、これは移住された方がされているものですが、こういったものを追加して、青木村らしさをPRしていきたいというふうに思っております。そういう制度をちゃんと受けていただくような制度といたしまして、村の立場、考え方、行動を受けていただくような制度を堅持して、不変のものにしていただきたいというお願いをしたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 次に、企業版のふるさと納税方式、これも今注目されておるところでございますけれども、村としても3年ぐらい前から取り組みを始めておったかというふうに私は思いますが、この運営、あるいは振興策、こういうようなものが大事だというふうに私は考えておりますけれども、長野市、あるいは松本市は、今後検討していきたいと、こういうような判断をされておるようでございますが、青木村としてどう考えて、これからの進め方はこういうふうにしていきたいというようなお考えがありましたら伺います。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） この制度ができたとき、大変いいものができたな、本社を置かないところが対象になるということですから、近くは上田とか、従業員が行っている上田の企業だとか、そういうところがいいし、それから企業にとりましても、損金算入、あるいは税控除

で今までの通常の減税効果の場になるわけでありますので、そういったところというふうにして手を挙げましたけれども、なかなかハードルが高いんです。国のほうが会社のこと、それから我々が、地方公共団体が地方版総合戦略の中にちゃんと位置づけてどういうふうにしていくかと、大変ハードルが高くて、長野県内でも私どもが承知しているのは13の団体しかやっていないというふうに承知をしております、全国的にも大変制度はありますけれども、企業とか我々が見てもいい制度だと思うんですけども、なかなか地方創生応援税制という企業版ふるさと納税につきましては、その後進展していないのが実態であります。

村にもいろいろ新たな課題も発生いたしましたし、そういうことのためにもこういうことは使いたいと思いますが、なかなかハードルが高いというのが現状であります。そうは言いながらも、税収を確保するためにも、これはいろいろ先例を見ながら前向きに検討していきたいと考えております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 村としてもいろいろと取り組みをする方向で進められてきたかと思いますが、特にこういう点はこうだというようなお考えがあったら再度お伺いをしたいと思いますのですがどうでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 十幾つの実態とか、ホームページだとかを見ると、目的がちゃんとしていなくてはならない。我々もちゃんと目的はしているつもりなんですけれども、どうも国から見るとまだまだ希薄だというようなことを言われます。私どもの議会でも課題になりましたような幾つかのことがありますので、その総合戦略、地方公共団体の青木村の地方版の総合戦略の中身をもう一度精査しながらこれに取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） わかりました。

内容を検討してみれば、非常に難しい部分もあるわけでございますけれども、やはり小さい村は小さい村なりに結束をしながらしっかりと頑張っていかなければいけないというふうに私は考えておるわけであります。

問題事項等につきましてはどんどん出していただきまして、解決をしながら進めていくことが重要ではないかというふうに思います。

次に、森林整備と災害対策ということで質問をしてみたいです。

森林整備の関係につきましては、いろいろテレビ等で災害の内容を見ますと、本当に重要

なポイントかなというふうに私は考えておるわけでありまして。青木村も森林面積につきましては、村全体の総面積の約8割と言われておるわけでありまして、非常に重要な山林であるというふうに考えております。水源の確保や大気保全、山の土砂流出の防止等々非常に数多くあるわけでありまして、森林の公益的な効果につきましても、青木村としては約130億円の試算がされておるといふふうにも聞いておるわけでありまして、こういうような豊かで、大変重要な森林を持っておるわけでありまして、村長、一言で言ってどんなような感じでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 先日の北海道の地震を見ましても、やはり山というのは大事な、中国の防災の関係でも台風の関係でもしみじみ思ったわけでありまして。今山に植わっている木、あるいは森につきましては、先輩たちが、先人たちが大変な努力をされてこういう形になっているということに感謝を、まず敬意を表したいというふうに思っております。

それからもう一つは、今までは、かつては森林は財産でございましたけれども、今はなかなか木材価格の低下がありまして、今、若い人たちは自分の山がどこにあるのか、境界がどこなのかわかっていないような、残念な状況になっているのも事実でございます。こういったゲリラ豪雨の発生状況を踏まえますと、青木村の山もかつてありましたような災害の起こる可能性は十分あるわけでありまして、こういったことを防災、減災の対策からもしっかり管理していく必要があると思っております。

幸いにいたしまして、戦後植えた木が、ここで伐採できる、あるいは売れるということになりましたので、こういったことも持続的に資源として活用していくことも大事ではないかというふうに思っております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 次に、森林税についてお伺いをしたいと思います。

平成20年かと思っておりますけれども、県の森林税が組み立てられまして、それぞれの実施をしてきたわけでありまして、どうか立派な実績を上げてこられたというふうに評価をしておるわけでありまして。この森林税の内容と、それから今日までの経過、あるいは問題点等についておわかりでしたらお伺いをします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 2通り今御質問の中にあつたかと思っておりますけれども、県がかつてやってきました長野県の森づくり県民税、こういったことが1点あります。それから、国が今ま

で環境税とかいろいろ言われてきました森林環境税という形で、これが制度化されたというこの2点があります。県のほうでは、少し基金がたまっているんで、これはやめるべきだという議論と、推進したほうがいいというその2つの議論がありましたけれども、推進するということになりました。少し活用する幅も広がったというふうに承知しております。

それからもう一方、国のほうの関係でありますけれども、森林環境税でありますけれども、これは平成37年からの税がスタートいたしますけれども、前倒しで31年から森林環境譲与税という形で、仮称でありますけれども、各都道府県、そして市町村にこれが付与といいましょうか、収入として入ってくるということになっております。その2つがありますので、私どもの村もこれだけありますので、森林がありますので十分活用していきたいというふうに思っております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 先に申し上げた県民税の関係でありますけれども、いろいろ課題もあったかと思っておりますけれども、問題点等ありましたら伺います。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 青木村から見ると、本当にもう少し大きい村といいましょうか、実態を知ってほしいというふうに思っております。昨年、ことしと県の農林関係の常任委員会が上田に来て意見を聞くという場を設けていただきました際に、昨年とことし、私、ほかの市町村を代表いたしまして行きまして、青木村の松くい虫の話をとくようお願いをしまして、本当にこの税金が余っているということはいかがしたものかという気持ちもありまして、一番困っているところにこういったものを作ってほしいと、使えるようにしてほしいと、どうしても毎回この青木村議会でも話になりますように、今単独費で相当お金を投資しながら松くい虫の対処をしております。一方では、県のこの森林税が余っていると、余っているというのはおかしいんですが、基金として積み立てて活用されていないというこのギャップを何とかしてほしいという話を2年にわたりまして議会にもお願いしてまいりました。この再開するに当たって2つの審議会があって、一方ではやめたほうがいいだろうという話や、あるいはもっとソフトの部分に使うべきだというような話があって、それを決して否定するわけではありませんけれども、本来の目的というのは、一番困っているところに、現場にそういうものを交付してもらいたいというふうに思っております。

今後、今回の北海道、あるいは中国の災害などを見て、もう一度こういったことを県の担当者、あるいは県議会、関係する市議会の皆さんには、もう一度原点に戻ってやってもらい

たい、そういうふうに強く思っております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） この森林税も含めたいわゆる林業の業務についてでありますけれども、先日も上小森林組合の青木支所へ行っていろいろと相談をしてみますと、全般的に今困っていることは、大町森林組合との関係だと。これは直接森林税とは関係ないですけれども、間接的にはやはりそういうところに行き着きますと、こういう話をされておまして、非常に私は残念に思ったんですけれども、やはりしっかりと植林をし、伐採をし、手入れをしていくと、こういう作業がどうも何しろ最近滞ってきておるといようなことを聞いたわけでございますけれども、こんな点についてもし詳細な内容がわかりましたらお伺いします。

○議長（沓掛計三君） 花見課長。

○参事兼建設農林課長兼農業振興係長（花見陽一君） 今議員さんがおっしゃられましたように、いろんな事業の関係、やはり補助事業の関係、いろいろ森林組合、国・県の補助をいただきながら事業を進めるわけでございます。やはり、事業の内容にしましては、計画から申請まで当然すべきことをしていくわけでございますが、その中でやはりいろいろな手続が厳しくなっているのかなという感覚があるようでございます。ただ、事業を進めるに当たりましては、本来の姿でございますので、適切な対応をしておりますので、その中で対応するわけでございますが、その中であと国の予算がどのようにつくかということになると、なかなかいろいろ調整が必要かなということをお伺いしている状況でございます。

以上です。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 先ほどもちょっと出ましたけれども、松くい虫関係について質問をしたいというふうに思います。

松くい虫につきましては、新聞紙上にも掲載されましたけれども、いろいろ問題があるようであります。諏訪、筑北、松本、塩尻、中信の地域でございますけれども、非常に増加をしておる、こういうことございまして、いよいよ中信地区にも大変な状況に入ったかなと、こういう感じを持ったわけでありまして。これらの問題を県的にどのような対処をしていくか、私も心配をしておるところでございます。

青木村の場合には、ほとんど伐倒駆除でございますが、倒して薬剤で処理をしておく、こういう程度のことでございますけれども、一体青木村全体でどのくらいの量を伐採しているんだよと、こういう質問をしましたところ、1,500本ぐらいたよと、毎年1,500本ぐらいたよと、

は伐採をして処理をしておりますということでございますから、1,500本でも10年たてば1万5,000本ですから、こういう松がだんだんと消えていくわけです。非常に寂しさを感じたわけでございますけれども、松くい虫に対しまして村長もいろいろと御意見は聞いておりますけれども、お考えがありましたらお伺いをします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 当郷の管社の入り口に治山興村、山を治めて村を興すという碑が立っております。昔の人たちは、やっぱり経験工学的なこと、山をちゃんとしなければならぬということを知っておられたんだなというふうに思うと同時に、また、村を守るために山を治めてきてくれたというふうに敬意を表しております。

ことし、最近になりまして、夫神で土砂崩れがありました。それから、下奈から別荘に行くところでも同じく崩れがありました。これも両方とも五、六年前に大きな木、あるいは木の数を切ったところであります。急傾斜だったということもあります。ですから、松くい虫対策はそういう意味でも大変伐倒駆除でありますけれども、効果があるというふうに思っております。今、諸般の事情でヘリコプターによる散布はできませんけれども、単費を、私はよく歯を食いしばってというふうに言いますが、財政的に大変なんですけれども、歯を食いしばってこの伐倒駆除、一番効果があるのが基本的にはこれがありますので、伐倒駆除でやっていきたいと思っております。

幸いにして、F・プロジェクトという名称をお聞きになったことがあるかと思っておりますけれども、県下、あるいは地元、あるいは企業と組んで、今バイオ発電を塩尻で始めようとしております。それからもう一つ民間が、東御市の工業団地でバイオ発電をしようというふうに今計画しております、この中で松くい虫も燃やせると、今まで本当にゼロだったものが多少でもお金になるのかなど、こんな方向に見えてきておりますので、そういうことも含めてこの松くい虫対策は青木村は一生懸命やっていきたいというふうに思っております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） このことにつきましては、何回も同僚が質問しておるわけですが、村長の腹としては、松くい虫対策は薬剤散布はできないというそのお考えでよろしいですか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 坂城町で無人ヘリコプターでやっているのを見に行きました。勉強しに行きました。それを見て思ったのは、やっぱりある程度広範囲でやらないと効果が出ない

んだなというふうに思っております。ですから、青木村単独でやるというわけにはいきませんので、今ヘリコプターの散布はするかしないかと問われれば、しないということになります。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） それから、村長、時々言うわけでございますけれども、認証木という言葉でよろしいですね。認証木制度ができましたよと、こういう話をされるわけでございますけれども、今私も考えてみますと、一生懸命先祖、祖先が植えてくれた木が、ヒノキ、松、あるいは杉等が、もう伐採ができる時期になりました。非常に立派な木になっている地域もあるわけでございます。こういうようなときに、村として何ができるか、いろいろやっぱり考えてみれば、やはり販売価格を少しでもとってある、こういうようなことが重要ではないかと思うんです。これは木材市場を通じて販売をしていくというルートしか今のところないわけでございますけれども、そんな点から、やはり植えた木をしっかりと販売をしてやると、こういうことが必要ではないかと思いますが、そういうことによって林業経営のプラスにもなるわけでございますけれども、そんな点について村長のお考えをお願いします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 認証木という制度は、青木村も入っております上田小県の協議会の中でこういうところに参加をし、また、認定をいただいているところであります。私は付加価値を高めるために大変すばらしい制度でありますし、自信を持ってこういうことに今後取り組んでいきたいと思っております。幸いしまして、2020東京オリンピックのメイン会場にも青木村の材が一部使われているというふうに聞いておりますので、大変よかったなというふうに思っております。木材の自給率も40%弱まで、毎年2ないし3%ずつアップするというのはすばらしいことでありますし、それから戦後植えました人工林が、60年、あるいは70年弱たちまして販売できるようになりました。素材の生産量は、この5年間で、日本の場合ですけれども1.5倍になったということで、外国の木を倒して自然環境を傷めているというテレビを見るたびに心を痛めてまいりましたけれども、そういうような状況も少しずつ改善して、県内、国内の木を使う、そういう中で青木村も付加価値を高めた認証木をとりながら高く売っていききたいというふうに思っております。そういうことは、結果として山を守っていくことになるというふうに考えております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 村もそうでありますし、森林組合との関係も重要な連携する事項にも

なるかというふうにも思います、森林組合との関係はどんなふうにご考えていますか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 本当に上小森林組合の皆さんは、よくやっただいて、特に支所の皆さんはよくやっただいて、というふうにご感謝をしております。財産組合も森林組合と一緒に管理をさせていただいておりますけれども、ほかの民地も含めて、青木村の山のごことは、我々よりも消防団の皆さんよりもよく知っているというふうにご思っております、そういう面でも期待をしております。森林組合と青木村は防災協定を結びまして、普通の業務のほかにあわせてプラスしてそういう面でもお世話になることを約束させていただいております。今後も森林組合の発展は、山を治めるためにも大変重要なことだというふうにご考えております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 連携をとりながらしっかりと業務をお願いしたいと思います。

次に、山林にかかわる鳥獣対策でございます。

前に、前任者、増田さんがおったところは、非常にネット張りに御努力をいただいたわけでごございまして、若干これは本当に効果があったなというような時期もあったわけでごございすけれども、最近どこから入ってくるかさっぱりわからんわけでごございすけれども、山林の害だけでなく、農作物の害も非常にふえつつあるように私は思います。これはしっかりと鳥獣対策について、やっぱり林業関係でしっかりと守っていくということが重要ではないかと思っております、この鳥獣対策についてどうお考えかお伺いします。

○議長（沓掛計三君） 花見課長。

○参事兼建設農林課長兼農業振興係長（花見陽一君） 鳥獣対策ということのお話でございますが、やはり今お話しいただきましたように、村内各地区にわたりまして、ネット、有害鳥獣の網柵を張って、地元の皆さんの協力によりまして張っております。私どもが、やはりどうしても小動物とか若干出たことがたまに数件お聞きするわけでごございす、やってよかったというほうが、私どもの情報としては十分耳に届いております。やはりその効果があることによって、まだ今年度もほかの地区でも有害鳥獣のネットを張るわけでごございすので、大分効果が出ているというふうにご認識しております。ただやはり、国・県道とか、大きな道路につきましてはネットを張れませんので、そういうところからやはりどうしても入ってしまう可能性もあるかというふうにご考えております。今後もやはり有害鳥獣につきましては、地元の協力のもと進めてまいりたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） そういう点についてもしっかりとひとつ対応ができるようお願いをしておきたいと思います。

それから、もう一点でございますけれども、これと関連をする事項でございますが、猟友会の皆さんから強い要望がございます。それは、処理をしてからの残渣の処理、これが非常に今困ると、こういうことでございまして、これはにおいがするし、それから近くの民家等については問題が発生する事項だと、こういうようなこともありまして、非常に現状がとにかく猟友会の捨てている場所はもういっぱいであろうもないというようなことでありますので、地域に場所を探してほしいというような希望があるわけでございますけれども、私も何回もお願いをしておるところでございますが、村としてどんなような考えであるか、あわせてお願いをしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 花見課長。

○参事兼建設農林課長兼農業振興係長（花見陽一君） 有害鳥獣ということでございます。通告による青木村の森林についてということの中身かと思いますが、やはり有害鳥獣につきましては、お話をいただきましたように残渣の関係、苦慮しているとはお聞きしております。村としましても、村内に候補地を今探しておりまして、一部地権者の方にはお話をさせていただいております。また、近隣の関係でも今後、お話と相談とさせていただきながら順次進めさせていただければと思っておりますが、やはり有害鳥獣につきましては村内全域でございますので、幅広い意味でいろんな場所で選定をさせていただければというふうに考えております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 十分に考えておりますということではいいですね。

○議長（沓掛計三君） 花見課長。

○参事兼建設農林課長兼農業振興係長（花見陽一君） 議員さんからはそのようなお話、何回かいろいろ御相談をいただきまして大変ありがとうございます。村としても十分に考えております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） はい、わかりました。

それでは、次に、道州制についてお伺いをしたいと思います。

道州制という言葉自体も古くなったかと思いますが、十二、三年前くらいにいろい

ると論じられた経過があるわけでございまして、現状の47都道府県の体制を廃止しまして、より広域的な道州に再編成をしていくと、こういう試案が発表になりまして、非常に私は村長を中心となって反対をしてきた経過があるわけでございます。内閣総理大臣にも答申をされておるわけでございますが、こうなりますと、道州制が実現された場合には、非常に国の事務が地方にかかってくると、こういうようなことが大変心配があったわけでございます。ほぼ市町村の合併が収束をされたというふうに私は感じておりますけれども、さらにこういうようなものがぶつかかってまいりますと、非常に大規模なものになるわけでございまして、村長の最初の挨拶の中にもあったわけでございますけれども、小さい山地は小さい山地なりにとにかくきちんと整理をしていきたいと、こういう考え方から外れるわけでございますけれども、現状どういような内容で整理をされておるのかどうか、道州制について村長にお伺いをします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 道州制は、今御質問の中でも言われましたように、一般的には、現在の都道府県を廃止して、複数の都道府県を合わせた大きな規模を持った自治体、いわゆる州をつくるということでございます。同時に、一番の課題は、これと同時に国のあり方、今堀内議員からの質問の中にもありましたように、県とかあるいは市町村、いわゆる自治体のありようも見直すということでございます。地域の自主性、自立性をより高めた統治能力を指す、こういうふうに言われております。

私は、道州制というのは、発想は平成の合併と同じように行政の効率化を求めているんじゃないかという気がしてならないわけでありまして。私ども実務を担当いたします市町村は、全く異なった意見を持っているわけでございます。もともとこれは、経済界が旗を振っているというふうにいるいろいろなデータから見えてくるんですけども、最近はこういうようなことが余り言われなくなったかなというふうに思っております。しかし、旗をおろしたわけでは、それぞれ関係するところはありませんので、こういったことをしっかり我々も見ていかなければならないというふうに思っております。

まず、今、道州制と同時に地方創生のことを言われておりますけれども、その前に平成の合併の総括をすべきだというふうに思っております。日本経済団体連合会では、改めて道州制の実現を目指す、求めると、こういうふうにアピールしておりますので、我々もこれが終わったということではなくて、注視していく必要があるというふうに考えております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 私は、若干考えたこともあるわけでございますけれども、非常に役所の業務も煩雑になり、なおさらにふえていくと、人員をふやすわけにはいかないというような問題から考えれば、道州制にかわってどのような組織が必要かということも考えなければいけない状況に入っているのではないかと思います。

そこで、今村長にお伺いしたいと思いますが、そういうような補完的な機能として、定住自立圏等は、非常に仕事がやりやすい組織かなというふうに私は考えるわけでございますけれども、その辺の、向こうの話でございますけれども、お考えがあったらお伺いします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 道州制につきましては、県単位のことです。例えば、今まで長野県庁で済んでいたのが、もしかすれば名古屋まで行かなければ仕事が終わらないというようなことがあるかという心配もあるわけです。

今御質問いただきました定住自立圏構想、あるいは広域連合等、広域行政につきましては、私どものような小さな村では大変有益な部分もございます。例えば、消防でありますとか、あるいは介護の認定とか、今実務としてやっておりますけれども、広域的なところではあるものはやっていくということは大変効果があるというふうに思っております。定住自立圏構想も、これは母となる、例えば青木村でいえば上田市と青木村との関係でありますけれども、母となる市の頑張りにも期待したいというふうに思っております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 3点について質問したわけでございますけれども、まだまだもっと質問したいことはあるわけでございますが、この辺で質問を終了したいと思います。

大変ありがとうございました。

○議長（沓掛計三君） 9番、堀内富治議員の一般質問は終了しました。

---

#### ◇ 小 林 和 雄 君

○議長（沓掛計三君） 続いて、8番、小林和雄議員の登壇を願います。

小林議員。

〔8番 小林和雄君 登壇〕

○8番（小林和雄君） 8番、小林和雄です。

農業用ため池の防災対策について質問いたします。

最近、今まで経験のない大規模な災害が連続して起きております。記録的な大雨が西日本を中心に襲ったことしの7月豪雨もそうですが、各地で河川の氾濫や土砂災害は多大な被害をもたらしました。13府県で死者は221人、行方不明は9人となりました。大雨特別警報も1府10県に発表しました。主な24時間降水量も、高知県安芸郡馬路村で691.5ミリ、岐阜県郡上市で472ミリ、佐賀県佐賀市で464.5ミリのように、6月28日から7月8日にかけての総雨量は、四国地方で1,800ミリ、東海地方で1,200ミリを超えるなど7月の降水量平年値の2倍から4倍になったところもありました。48時間雨量、72時間雨量などが中国地方、近畿地方などの多くの地点で観測史上1位となりました。河川土砂災害では、国交省直轄河川が47河川、343カ所、浸水家屋が床上、床下合計で約1,200戸、都道府県管理河川は227河川、浸水家屋が床上、床下合計で約2万4,000戸、土砂災害の発生状況は、土石流が560件、地すべりが54件、崖崩れが1,118件でありました。また、農水省の発表では、農地で6,124カ所で損壊し、このうち、ため池では19カ所で決壊がありました。

青木村でも、今後ため池の防災対策について考えていく必要があると思います。青木村では、農業用ため池は何カ所あるのか。また、塩之入池はわかりますが、その他の貯水量はどのくらいか、その他一般的な防災対策は保たれているのかお伺いいたします。

○議長（沓掛計三君） 花見課長。

○参事兼建設農林課長兼農業振興係長（花見陽一君） 青木村内での農業用ため池は4カ所ございます。うち1カ所は、上田市の今おっしゃられました川西土地改良区が管理する当郷の塩之入池でございます。残りの3カ所は、当郷区の中原池、管社池、また、村松の高山池でございます。

貯水量の関係でございますが、塩之入池は総貯水量が20万8,000立方メートル、中原池が総貯水量が8万8,000立方メートル、管社池が4,850立方メートル、高山池が2,140立方メートルでございます。

また、その次に一般的な防災対策ということでございますが、西日本の農業ため池決壊の事故を受け、県内の農業ため池の全箇所点検を長野県と市町村の担当職員、地元管理者の3者により実施しております。村内では、塩之入池を8月20日に、その他3カ所につきましては8月27日に点検いたしました。点検の結果、ため池周辺の倒木の撤去等をすべきと判断される箇所こそありましたが、ため池の堤体自体の問題は見受けられませんでしたので、防災上の安全性は保たれていると認識しております。

○議長（沓掛計三君） 小林議員。

○8番（小林和雄君） 次に、上田市では、当郷区にある塩之入池も含め56池を対象にため池ハザードマップを作成し、ホームページで公開していますが、耐震対策は、84池の中から貯水量の多さや下流域土地利用の状況、改修経過を判断し、決壊時に大きな被害が想定されている52池をピックアップし、震度5強を想定した耐震性調査を行っております。

当郷区にある塩之入池は、大正13年の旧浦里村の大干ばつにより甚大な被害をもたらし、その被害は、仁古田地区を最大に収穫皆無の70ヘクタール、養蚕の収入も半減状態で、この被害によって地租免除などの対策がとられたようです。地租免除というのは、現在の固定資産税に決められております。当時は、浦里村の中村忠治村長を先頭に青木村のおかんが池の雨ごいも実施されたそうであります。塩之入池の新設が具体化したのは、大干ばつから10年後の昭和10年に国の補助を受けた県営事業としてボーリング調査が始まりました。県営事業ですから、長野県が事業主体として始まったわけです。翌昭和11年7月20日に着手し、作業中の殉職者も出しながらも当時の金額で総工費11万5,000円、人員6万3,000人、勤労奉仕1,000人を要した大工事で、昭和14年12月に完成しました。

この塩之入池は、当郷区を含む川西土地改良区で管理をしております、その指導機関は、上田市農林部土地改良課で行っております。このため池は、上田地域管内でも堤高では18.5メートルと上田市塩田地区野倉にある沢山池に次ぐ池であります。その貯水量も20万8,000立米、流域面積が3平方キロメートル、満水面積が2.3ヘクタール、最大水深が12.5メートル、堤長が122メートルと上小管内でも全てトップクラスの農業用ため池であります。

その後も、昭和41年松代群発地震により、堤体にグラウト施工をしたり、グラウト施工というのは、堤防の頭から圧力をかけてモルタルを注入する方法ですが、ため池の漏水を防止する方法ですが、圧力をかけ過ぎると逆に堤体を傷める場合もありますので、相当に技術を要する施工であります。昭和42年には波どめブロックを施工しております。

最近、この塩之入池のハザードマップが当郷区民に配付されました。決壊した場合の浸水が想定される浸水区域、想定される最大水深、また、決壊した場合の下流域への10分ごとの到達時間を表示したハザードマップですが、これは上田市が作成したのですが、ハザードマップでの被害予想は、塩之入池から阿鳥川沿いに当郷第二組合周辺で1メートルから2メートル未満、第一組合周辺の一部も水深1メートルから2メートル未満となっております。到達時間は、国道143号まで10分以内、浦里小学校まで20分、仁古田付近が30分となっております。最上流の水深は、50センチメートル未満の青木村浄化センター付近となっております。

す。この上田市で作成したハザードマップについて、当郷区民にどのような方法で徹底するのかお伺いいたします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） ことし6月5日に塩之入を管理いたします川西土地改良区主催の龍神祭がございました。この席には、上田市を初め、当郷区の区長さん、関係者も私も出席をさせていただきました。その席上、上田市から今お話のありましたハザードマップを当郷区に配付したいと、関係者に配付したいというお話がありました。関係者のみというお話でありましたので、私のほうから4点にわたってお願いをいたしました。

まず1点は、当郷区全体にお願いをしたい。それから地図を見ますと当郷区以外もありますので、その関係するところにも配付をお願いしたい。それから説明文をつけてほしい。いきなりまかれてもよくわからないということと、それから青木村の文書もあわせて添付をさせてもらいたい。なるべく早く配付をしてほしいということで、地元当郷区の協力をいただいて配付したということでございます。その後、ひとしきり地元では話題になったということは承知しております。このハザードマップは、これに限らずその問題意識を常に持つてもらうために大変効果のあるものだというふうに思っております。

管理は、川西土地改良区、そしてこれを指導する機関が上田市役所ということで、土地は青木村にありますけれども、管理するところは別だという、そういった課題があるわけがあります。ということもあまして、私は毎年この龍神祭には顔を出して顔つなぎをさせていただいております。

このようなことから、今回土地改良区の事務局長の携帯、緊急連絡先、それから上田市の土地改良課の課長さんにも緊急の際の連絡先をお互いに交換を担当者同士でもらうようをお願いをして既に終わっているところであります。

塩之入は、県から既に震度4以上の地震があった際には池をチェックして、上田市あるいは土地改良区が報告するという事になっているそうでありますので、あわせて私のほうから青木村にもその結果を教えてほしいと、連絡してほしいというようなことをお願いしたところでございます。

全て、それから今の御質問の中のことでありますけれども、そういうことを前提といたしまして、公助というのは大事でございますけれども、自助も含めてこのハザードマップを見ながらお願いをしたいと、常日ごろからそういう問題意識を持つてほしいということでありま

○議長（沓掛計三君） 小林議員。

○8番（小林和雄君） この件につきましては、私も川西改良区の事務局長にいろいろお聞きしてまいりました。資料も取り寄せましたけれども、その土地改良区事務局長も、青木村の北村村長にちょっといきなり配ってもだめだということでお叱りを受けたというような話をしていました。

次に、上田市でこのように56池を対象にハザードマップを作成しましたが、塩田平地区は比較的平地に堤で囲ったものが多いですが、谷に堤を築く塩之入池や中原池は、大規模な地震や集中豪雨による堤体の決壊が想定されます。そのため、中原池も決壊した場合、下流域は当郷公民館を直撃して、第四組合、第五組合まで土石流の被害を受ける可能性があります。そのため、中原池も、塩之入池同様のハザードマップ作成の必要があると思いますが、どうかお伺いします。

○議長（沓掛計三君） 花見課長。

○参事兼建設農林課長兼農業振興係長（花見陽一君） ハザードマップでございますが、県では、西日本の豪雨災害でため池の決壊が相次いだことを受けまして、ため池の緊急点検などを行うなどの施策を進めておりますが、それに関連しまして、ハザードマップなどの作成につきましても、今後検討を進めているようでございます。その中で村としましても、そのような事業を活用しながらできるかどうか今調整をしている段階でございますが、いずれにしろ、いろいろトータル的に中原池だけでなく、ほかの池につきましても対応ができるかどうか現在検討しているところでございます。

○議長（沓掛計三君） 小林議員。

○8番（小林和雄君） 上田市でも塩之入池の8万1,000立米ということで、10万立米近辺のところについてはハザードマップを作成するようでありますので、ぜひまたお願いしたいと思います。

次に、塩之入池が決壊した場合、第三組合のほとんどの家屋は被災される想定になっており、阿鳥川右岸の家屋は浸水が1メートルから2メートルぐらいが多く、左岸側は0.5メートルから1メートルぐらいが多くなっています。これは、あくまで浸水区域の想定で、農業用ため池が決壊した場合は、水だけが流れてくるのではなく、土石流が伴います。今回の西日本豪雨もそうですが、土石流を伴うと川が埋まってしまうので、予想外の流れの土石流になるわけでありまして。そのためには、避難場所が当郷公民館になっていますが、中原池も影響を受ければ、緊急の場合は第三組合の皆さんは当郷交流センター、または当郷第二集会所

のほうが近くて安全だと思いますが、どのようにお考えかお伺いします。

○議長（沓掛計三君） 花見課長。

○参事兼建設農林課長兼農業振興係長（花見陽一君） 今、議員さんがおっしゃられましたとおり、やはり第三組合の皆様とも交流センター、または第二のほうが近いということは、そのほうが近いということも想定できるかと思えます。ただ、今回ため池に限ってのお話でございますが、ため池が決壊する程度の雨となると、かなりの大雨という状況でございますので、その時点につきましてはその第二に限らずそれがいいのか、例えば役場、文化会館などほかにも大きな避難場所を想定することができますので、全体を通した中でまたいろいろ対応させていただければと思っております。

○議長（沓掛計三君） 小林議員。

○8番（小林和雄君） それでは、次に、ことしになって十数年間塩之入池を管理しているベテランの人が新しい人にかわりましたが、管理方法について十分細かく引き継がれていると思えますが、前任者の方もため池の管理は非常に大変で、春から夏にかけて池を満水にするため、台風や集中豪雨があると池の見回りを何回も行ったり、非常に神経を使うと言っていました。ですから、大きな台風が来るときは、あらかじめ水位を落とすようなことを日常にやっていたようであります。農業ため池は、9月以降は水位を段階的に落としていきますので、満水にしておかない限り堤体の決壊はほとんどありませんが、ことしのように6月末から7月中旬は、水が必要な時期であるので、西日本の豪雨のときにはため池が多分満水状態であったというふうに思います。ほとんどの農業ため池は、国土交通省や建設事務所で管理しているコンクリートダムのように大量の放水はできません。一般的な水の抜き方は、丸いしんちゅうの栓が、ため池の大小によって違いますが数個から10個ぐらい、斜樋と言いますが、池に斜めについているものを順番に上げていきます。塩之入池の場合は、斜樋間が直径30センチメートルで放水できるようになっています。そのほかに、池の水を全部抜いたり、池の泥を掃いたりする場合に使用する底樋は、直径60センチメートルのヒューム管が堤体の一番下に入っております。このような構造でありますので、集中豪雨があっても、大量の放水はできないわけでありまして、池が満水になると余水吐けがありまして、そこから自然にオーバーフローするようになっております。最近の数十年に一度の大規模な洪水があった場合は、余水吐けの排水だけでは到底間に合いません。そのために、事前に水位を下げて、台風や集中豪雨に対応するというようになります。

最近よく言われる今まで経験のない状態の大雨と言われますが、このため池ハザードマッ

プで震度5強を想定した耐震性調査ですが、これはカンシ土地改良区も市の農林部の土地改良区から資料をもらったらしいですが、満水の状態時に堤体の安全率が1.2以上が基準ということではありますが、これは1.222と基準ぎりぎりにクリアしている状況であります。震度5強の場合です。震度5強の場合が1.2以上が1.222と、基準ぎりぎりあるわけです。最近では、ことし6月18日大阪府北部を震源として発生した大阪区北部地震は、最大震度6弱を記録しております。このときは死者4人、住宅被害は3万棟を超えています。また、9月6日には北海道胆振地方で震度7の地震があり、北海道全域の295万戸が停電し、各地の役所や交通機関のインフラ機能がストップし、震源地を中心に土砂崩壊が無数にありました。このように、満水の場合、震度5強を超えると安全率をオーバーしますので、非常に危険になります。そのためにも池を管理する人に防災上のため池管理方法について専門家に依頼して研修をしたらどうかと思いますが、どのようにお考えかお伺いします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） この塩之入の改良区の中で管理をしていただいた前任者の方には大変感謝をしております。長い間地形とか水利とかそういうものを熟知されて、今小林議員がおっしゃったような管理を十二分にさせていただいたというふうに感謝しております。次のバトンタッチされた方も当郷にお住まいで農業もされておりますし、私も個人的なおつき合いがあって大変いろいろなことに真面目で前向きに取り組んでおられるということで、私は心配はしていません。そうはいいいながらも、最近の気象は異常なことが続くわけでありまして、2年ぐらい前でしょうか、近隣の市でもため池の水が田植えの時期にほとんどなくて、大変ミスをしたというようなこともあります。確かに紙に書けない、ペーパーに書けないような引き継ぎ事項ってたくさんあるだろうと思います。こういうことを一生懸命やっていたきたいというふうに思っております。

それから、訓練は、自治体の職員を対象でありますけれども、ため池管理体制の強化のための研修会、こういったものがありますので、そういったようなことを含めてこの新しくなられた方とは情報を共有してまいりたいと考えております。

○議長（沓掛計三君） 小林議員。

○8番（小林和雄君） 次に、今後、青木村でも気象庁の特別警報や記録的短時間大雨情報が出ないとも限りません。特別警報とは御承知のように、東日本大震災では、気象庁は、大津波警報などは発表しましたが、必ずしも住民の迅速な避難につながらなかった例がありました。また、平成23年台風12号による大雨災害等においては、気象庁は警報により重大な災

害への警戒を呼びかけたものの、災害発生の危険性が著しく高いことを有効に伝える手段がなく、関係市町村による適時的確な避難勧告・指示の発令や住民みずからの迅速な避難に必ずしも結びつきませんでした。気象庁は、災害に対する気象庁の危機感を伝えるために、特別警報を創設しました。また、記録的短時間大雨情報は、大雨警報発表中に数年に1回の程度しか起こらない1時間に100ミリ前後の猛烈な雨が観測された場合に、气象台から発表される情報であります。このような警報が出た場合等は、区より小さい常会単位の防災訓練、または避難方法の説明会等を実施したほうがよいと思いますがどうですか。

私も実際に第三組合のひとり暮らしの高齢者の方からどのようにどこに避難すればよいのかということをお聞かせいただきました。この点についてどのようにお考えか伺います。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 私のところに、毎年度当初に消防長から市町村長による危機管理の要諦、最も重要なことというんだそうですけれども、小冊子が送られてまいります。ことしのテーマは、初動対応を中心としたというテーマでありまして、その内容をちょっとかいつまんで申し上げますと、市町村長の責任、心構え、あるいは村長の緊急参集、災害時の応急体制の早期確立、避難勧告等の的確な発令、都道府県、消防機関、自衛隊等に対する応援要請、マスコミ等を活用した住民への呼びかけ、こういったことが事例集も含めて送られてきます。これを毎年読みながら、年度当初に青木村が今御質問あったような際にはどうすべきかということをお頭のなかでトレーニングをしているところでございます。

先日、各全議員さんにも御出席いただきました9月2日に村の防災総合訓練がございました。御質問にもありましたように、細かな単位での自主避難というのも今後訓練も必要になってくるというふうに思っております。その際も、あえて私のほうから最後のまとめのところで挨拶をさせていただきましたけれども、災害は公助も大事でありますけれども、どうも最近の災害を見ておきますと、自分の命は自分で守るという自助も大変大事でありますので、今後は決して役場の義務を放棄したということではありませんけれども、自助ということもしっかりお願いを、村民の皆さんにはしてまいりたいというふうに思っております。

例えば、大雨で特別警報で避難指示で実際に避難した住民というのは、約3%弱とのことでございます。今後、各地区の地域支え合い、こういったことで既にやっている地区もありますけれども、箇所もありますけれども、災害についての勉強会、あるいは避難訓練をしていきたいというふうに思っております。そういったことを今後啓発してまいりたいと思いません。

○議長（沓掛計三君） 小林議員。

○8番（小林和雄君） いずれにしても、安心・安全な居住のために、行政からの的確な指導というのが必要ではないかというふうに思います。

そんなところでよろしく各地域の指導についてはお願いいたしたいと思います。

答弁はよろしいです。そういうことでよろしくお願いいたします。

それでは、私の質問はこれで終わります。

○議長（沓掛計三君） 8番、小林和雄議員の一般質問は終了しました。

---

◇ 坂 井 弘 君

○議長（沓掛計三君） 続いて、2番、坂井弘議員の登壇を願います。

坂井議員。

〔2番 坂井 弘君 登壇〕

○2番（坂井 弘君） 議員番号2番、坂井弘でございます。

3点にわたって質問をいたします。

1点目、小・中学校等教育機関の教育環境整備、とりわけエアコン設置について質問をいたします。

子供たちの命にかかわる問題だから、小・中学校のエアコン設置に関する話題になると、決まって村長が口にされるフレーズです。この言葉に象徴的に示されるとおり、ことしの猛暑に対し、村長には素早い対応をとっていただきましたことに感謝を申し上げます。この件については、本議会開会冒頭村長挨拶で、来年の夏には小・中学校に導入したいという表明がありました。また、さきに宮下壽章議員からも質問があり御答弁があったところでございます。したがって、重複する部分についてはなるべく避けて質問をいたします。

夏休み前の7月、連日猛暑が続く中、私は小・中学校や児童センターに出向いて、現場の先生方に状況をお聞きしました。児童センターでは設置しているエアコン3機のうち創作活動室のエアコンが不調で、スイッチを入れても30分すると大きな音がするようになって使えない。必要なときは子供たちやお母さん方にエアコンのある児童クラブ室に移動してもらって、しのいでいる。修理を依頼してあるが直してもらえていないということでした。早速、村長に伝えたところ、村長まで話が通じていなかったということで、すぐに動いていただき、

夏休み明けには修理を完了していただきました。また、夏休み明けには小学校にエアコン設置業者が入り、見積もり作業を行っていただいていると聞きました。子供の命にかかわることだから何よりも優先してという村長の姿勢、行動力に心より敬意を表します。

さて、1点目の質問として、各教育機関、保育園、小・中学校、児童センターのエアコンの設置状況について質問通告をしてございましたが、さきの宮下議員の質問への答弁がございましたので割愛をいたします。教育長並びに村長の御答弁にございましたとおり、これまで保育園はリズム室を除き完備されていたものの、小・中学校では保健室であるとか、あるいは一部の特別教室、そういったところにエアコンが設置されていたものの、普通教室には全く設置されてきませんでした。そうした中、特に今夏は、健康的な学習環境にはほど遠い現実がありました。文科省はことし4月、今夏の猛暑を予想しない段階ではありましたが、学校環境衛生基準を見直し、教室の望ましい温度の基準をこれまで10度から30度としていたものを、17度から28度に改定しました。そうした中、青木小学校では、ことし6月より、各教室の室温調査を実施してきました。手元にそのデータをいただいております。室温測定は毎日昼休みに行われました。改定された文科省基準の28度を超えた日は何日あったでしょう。6月7日から調査が開始されたその開始日早々30度に達していました。調査日数17日中4日間、28度超えでした。7月調査日数21日中、19日です。7月は西日本豪雨に見舞われた5日と6日以外、全日28度を超えています。うち、9割の日数が30度超えです。夏休み前の7月後半には34度から35度という日が連続し、とりわけ3階の音楽室では連日35度に達していました。先ほど申したように、これは昼休みの室温ですから、最高温度に達する午後2時ごろに、室温はこれより2度ほど高いものと判断すべきかと思えます。

こうした環境下の中、各教育機関では今夏、暑さ対策としてどのような対策がとられたのでしょうか。また、子供たちの健康状態はどうだったのでしょうか、教育長にお願いします。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 保育園ですけれども、保育園は各教室にエアコンが設置してあったため、乳幼児の健康状態に問題は特になかったと聞いております。外遊びをせず、プールでの水遊びが中心になりました。小学校は暑さ指数をはかる環境省のWBGTを常に参考にし、35度を超えたら外遊びを禁止するなどの活動の制限を行いました。教室では今のお話しのよう、毎日、温度の測定を行い、本当に困ったときは涼しい教室の活用ですとか、扇風機の利用、水分補給も10分から15分を目安に行いました。音楽室には冷風機を2台購入してございます。現在は、WBGT測定器を購入して必要時に計測を行っております。猛暑により

頭が痛いなどの訴えが、時には1日に10名から20名ほどおり、保健室で少し涼むとまた落ちついて帰っていったという状況でした。大変心配したところですが、熱中症になった児童はいないと聞いております。中学校でも同じようにWBGT測定器により限界警戒レベルのときにはクーラーのある特別教室に各学級の生徒が移動し、クーラーのある部屋で学習を行いました。また、部活動でも測定器を使用し、部活動途中で15分程度、クーラーのある会議室等でクールダウンを行うなどの配慮をいたしました。保健室に、頭痛や夏ばてを訴える子供もおりましたけれども、ここも熱中症になった子供はいなくてほっとしているところあります。

児童センターではクーラーがあるため、その部屋で遊ぶようにしたところですが、外遊びがしたい子は校庭ではなくて川遊びを行って校庭では遊ばないようにしました。センターではぐあいの悪くなる子はいなかったと聞いております。

以上です。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 今、お聞きいたしましたとおり、現場の先生方には、子供たちの健康を守るために並々な御努力のあったものというふうに思います。私が小学校に伺った際、子供たちの求めに応じて、校長先生みずからが、校庭に面した壁に取りつけられている温度計を見られ、もうちょっとで35度になるから、きょうは校庭に出ちゃだめだなというふうなことを子供たちに呼びかけられている姿をお見受けしました。また、今の御答弁にもございましたとおり、中学校ではエアコンが設置されている特別教室のほうに移動するというふうなことで暑さをしのいだというふうに聞いていますが、これも中学校ではクラス数よりも特別教室でエアコンが入っている教室のほうが多いという現状から、普通教室から特別教室に避難して授業を受けられている、そういう体制にあったというふうに聞いております。しかし、小学校ではそうした対策をするにはエアコンの数が少なかったと、クラス数のほうが多かったという現状かと思えます。

さて、こうした状況に鑑み、来年の夏までには各教育機関にエアコンを設置する方向で御検討をいただいているわけですが、具体的にはどれだけの規模で、いつ工事がされるんでしょうか。各教育機関のエアコン設置場所、工期とともに予算についてお聞きをしたいということで、通告をしておりましたけれども、この点についても、さきの質問に対する御答弁がありましたので、割愛をしていきたいと思えます。

今夏の猛暑を受け、国が補助金を増額する動きを見せていますけれども、これまでエアコ

ン設置に対する補助金がなかったわけではありません。村長の御答弁の中にもございましたが、申請しても本年度までは一件も認められなかったという実情があります。こうした国の欺瞞的な姿勢が改善され、補助金がしっかりつくことを願うわけですけれども、その見通しについては既に御答弁がありましたから、繰り返しお聞きしませんが、そうした中で、村長答弁で、もし補助金がつかなくても村単独で実施するという力強いお言葉をいただきました。大変心強く、ありがたく思うところであります。議会としても協力したいなというふう思うところですよ。

予算についてのお答えの中で1点、ちょっと確認しておきたいというふうに思います。7,000万円から8,000万円、数字がひとり歩きしてはまずいという話の中ですが、そうした予算も必要だろうというふうなことでございましたけれども、この予算は小・中、あるいは児童センター等について、今計画しているもの全てを設置した中での予算というふうなことでよろしいでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 大変、先ほど申し上げましたように、条件所見が決まっていない段階でありまして、ひとり歩きするのは大変困るんですけども、今、その七、八千万円というのは、先ほどやりたいと、最低でもやりたい、あるいはできればやりたいと、この額でありますし、さらに児童センターは1室のクーラーだけですか。全体から見れば大した額ではありません。それから、リズム室ですね、保育園もそう高額のものではありませんので、それを含めてということで御理解いただければと思います。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ありがとうございます。

予算等について、そのほか、今、私のほうで十分に質問をしないで、割愛した部分もございますが、なお補足説明することがありましたらお聞きしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 先立つものが一番頭に痛いわけでありまして。他に先駆けてということでありまして、財源確保、その一方では、繰り返しになるかもしれませんが、一方では夏までにやりたい。一方では、来年度予算を待って、3月に成立した国の予算を待って申請して、交付決定いただいて、あるいは議会の議決案件になるかもしれませんが、発注して、物がなかった、作業する人がいなかった、したがって夏に間に合わなかったという

ことがないようにというふうに、財源については思っております。

もう一つ、起債ができればなというふうに思っているんですが、耐用年数の関係ですね、これもハードルが高そうな状況でございますので、単独でやらざるを得ない状況というのは今のところ強いというふうに思っております。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 補助金の活用という点で、大変苦慮されているということでありまして、いろんな手を考えてくださっているということでありがたく思うところでありまして。

設置場所について、小学校では普通教室全て、そして音楽室、そういったところについて完備していくというふうな御答弁をいただき、図工室を除くところということでありました。検討中の理科室についてもぜひ、残すところなく設置をお願いしたいと思うところがあります。また、中学校に関しましては、普通教室の2プラス2というのは最低限ということで、プラス普通教室6もあわせてというふうなことも検討中だということでもございましたが、中学校について若干申し上げますと、先ほど申し上げました中学校ではエアコンのついていない普通教室から、特別教室に避難して授業をするということがあったという中で、7月、私、中学校を訪問した際、校長先生は、きょうはそれほどまだ暑くないとおっしゃっていましたが、にもかかわらず11時時点で中学校の教室温度を見ましたところ、その時間、空き教室だった1年B組32度、2年A組30度、3年A組34度、空き教室でなくて、子供たちがいれば、もっと暑かったんじゃないかなというふうに思われます。検討中の普通教室についても設置をお願いしたいというふうに申し上げておきたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 中学校のところで最低4、できれば9というお話をしました。中学校には、校長先生と、この夏以来、いろいろ議論をする中で、最低限、どれだけという話の中で、普通教室にC組、D組の4という数字が出てまいりました。私ども、今、坂井議員がおっしゃったようなことも含めて、できればというふうにおっしゃったのは、そういうようなことも含めて、中学校からは4という数字が出てきましたけれども、今、坂井議員がおっしゃったことも含めてといいまじょうか、我々はできればということで9という数字を申し上げます。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 鋭意御努力していただいておりますことに感謝を申し上げ、よろしく多くのところが設置できますよう、お取り計らいをお願いしたいと思います。

さて、これまでエアコンの設置について質問を重ねてまいりましたが、設置後の管理についても多少、触れておきたいと思います。

エアコンが完備されますと、当然のことではあります、光熱費がかさみます。予算措置は、この点も当然踏まえらるるものと思いますが、室温管理の目安はどのようにお考えでしょう。学校にエアコンが既に入っている自治体で、先生がエアコンのスイッチを入れてくれないという保護者からのクレームがあると、そんなことも聞いております。先生が意地悪をしているというわけではなくて、予算節減のなせるわざであろうというふうに推測がされます。

繰り返しになりますが、文科省学校環境衛生基準で示された教室の望ましい温度は28度以下です。また、冬場についても、これまで10度とされていた最低気温が一気に17度に改められました。当然、ことしの冬の教室内の温度管理にもはね返ってくるものと思います。予算も多く必要になると思います。こうした点を踏まえ、予算確保並びに教室内の室温管理について、教育委員会のお考えをお聞かせください。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 先ほど申したように、各校に今、WBGTの測定器がございます。心配になった場合には、この測定器の値を見て動いていただくということになると思います。基本的には、今、議員お話しのように、教室の温度が28度以下になるようにしてほしいと願っているんですが、湿度の様子ですとか、風の様子等関係するために、教育委員会が一方的に28度じゃなきゃいけないなんて決めるんじゃなくて、各学校で判断して、そんな意地悪をしないように行っていきたいというふうに思っています。

現在のクーラーの機能だと、朝の涼しいうちにスイッチを入れて、1日稼働し続けたほうが経済効率はよいという話も聞いておまして、設置された後、業者からの説明を受けて有効に活用してほしいと願っています。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ありがとうございます。判断は当然、現場の先生方ということになるとは思いますけれども、そうした基準に適合する範囲で室温管理をするのに十分見合う予算措置をしていただくよう、ここでは要望しておきたいと思います。

さて、今夏の猛暑を受けて、県教育委員会では夏休み期間の延長を模索する動きを見せています。この点に関する教育長の基本的な考え方並びに、延長化する場合に考慮しなければならないこと、また、考え方を確定するに至る手順、進め方について御説明をお願いいたし

ます。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 県の原山教育長さんの意見として、報道で知っただけでありまして、私も、直接の指示は今のところないのであります。ことしのような暑さが続くとなると、さまざまな対応を考える必要はあると、私たちも思っております。一方で、授業時数を確保することも重要になってくるので、そうすると春休みを短くすることができるのか。そうすると、高校の合格発表の時期をどうするのか。あるいは、他県はどのように今動いているのか等の研究も必要になってくるというふうに思っています。今後どうするかは調整が必要だと考えておりまして、それも早急に結論が出されなければならないというふうに考えておりますので、今後は県教委と市町村教委、学校との検討を丁寧に行う必要があると思っております。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 今、教育長からお答えいただいた、そうした数々のことについて、検討を重ねなければならないだろうというふうに思いますが、と同時に、これまで夏休み中に行っていた地域の行事、あるいは延長化に伴う親御さんの、あるいは家族の負担の増大と、そういったことも一方であわせて考慮する必要があるかと思えます。そうした点についても地域住民の、いや保護者の声も十分踏まえながら考え方を深めていただきたいと思います。

以上、1つ目の質問を終了し、続いて2つ目の質問に入らせていただきます。

2、「日本一住みたい村」であり続けるためということに質問いたします。

日本一住みたい村を標榜し、村長を初め行政職員、村民こぞって、そのための努力を続けているところではありますが、最近、気になることが出てまいりました。と申しますのは、日本一住みたい村に夢を持って移住されてこれながら、ついの住みかとはなり得ず、またもとの地に戻ってしまう、あるいは別の土地に移ってしまうという方が意外といらっしゃるのではないかと思います。ことしに入っても、そういった御家族をお見受けいたしました。青木村に土地を購入し、住居も新築し、何年も暮らしていらっしゃるにもかかわらず、せっかく建てた家を売り払い、都会へ帰ってしまう。あるいは、御夫婦で生活されていた方がひとり身になってしまったことをきっかけに村を去ってしまう。そうした事例が後を絶ちません。

そこでまず、青木村人口の社会増減、流出入の動向についてお尋ねをいたします。この間、10年ないし20年間の転入並びに転出された家庭数はどれくらいになるでしょうか。年度ごと

のデータ、また、世代別の数並びに転入転出理由がわかるデータがありましたらお示ください。

○議長（沓掛計三君） 新津課長。

○商工観光移住課長（新津俊二君） お尋ねの、転入転出家庭数ですとか、世代別の数というものに関しましては、残念ながら統計をとっておりませんのでわからない状況でございます。また、転入転出の理由につきましては、個別の家庭や個人情報にかかわることでありまして、こちらも統計をとっていないのでわからない状況ではあります。ただ、その人口動態の分析としまして、昨年現在で小学生に当たる平成18年から23年に生まれた子供について着目して調べてみましたところ、各年度、生まれたときの子供の数は176人だったのですが、本年3月31日現在ですと218人となっております、小学生に限ってみれば42人ふえて24%の増になったということがわかりました。

それから、転出理由につきましても、県の調査がありまして、県で転入者の窓口アンケートというものを始めております。あくまで窓口でアンケートに答えてくださった方だけでして、数が非常に少ないんですが、これによりますと昨年度、青木村への転入者、お答えいただいた方は3世帯の8人、世代は30代と60代と70代の方が入ってこられて、30代の方は村で起業やら創業をしたい。60代、70代の方はともに田舎暮らしをしたいという理由で転入されたとお答えをいただいております。

以上です。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） プライバシー等のこともあり、理由まで調べるのは困難だということもよくわかります。そうした中で、今のお話のように、小学生に係る人口動態、それから昨年度からの県の調査による調査の状況等、そういったことをお示しいただきましたが、来た方へのアンケート調査ということでもありますけれども、そうしたことを今後とも積み重ねて村の動向をつかんでいただきたいと思うとともに、過去の動向についても、先ほど、小学生の動向について述べていただいたように、数を洗い出していけば、ある程度データ化することができるのではないかなと私は思うところであります。理由まではちょっと無理にしても、そうした数値としてのデータはできるかなというふうに思うんです。そうした基本的なデータを整えることから対策も生まれてくるのではないかと、そんなふうに思いますので、取り組んでみていただきたいなと思うところであります。

さて次に、青木村に転入していただいた方に、青木村に永住していただくために、村とし

て取り組んでいることがございましたら教えてください。また、転入者の要望をお聞きするような取り組みをしていらっしゃるかどうかについても、あわせてお聞かせください。

○議長（沓掛計三君） 新津課長。

○商工観光移住課長（新津俊二君） 転入者に永住していただくために、村として取り組んでいることということでございますが、基本的なところは、転入した方の支援が在住している村民の方への支援と同一で、村民が住みやすい村づくりが転入者への支援につながると思っております。その中でも、転入者の方向けに幾つかの補助制度を設けております。例えば、住まいを確保するために、住宅の新築購入、用地取得に対しまして上限100万円の補助。それから、村営住宅や若者定住住宅への充実、それから、今回、議会で補正予算をお願いしております民間活力による村営住宅の充実、そういったものをお願いしております。また、子育て支援としましては、保育料の軽減が第2子は半額、第3子は無料になったりとか、出産祝いの祝金制度などがございます。また、生活になじむまでの間は必要に応じまして、個別に相談があれば職員が相談を受けるという態勢をとっております。

それから、転入者要望の把握をどのようにされているかというお尋ねでございますが、空き家バンクを利用されたり、事前に移住相談を受けている方に関しましては、その時点で職員が移住希望をされる方の疑問ですとか、質問にお答えをしております。そのほかは、区長さんを通じまして、村民の皆様の要望としてお聞きをしているという状況でございます。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 在住の住民に対する住民サービスの施策と内容を異にするものではないという中で、幾つかの施策が有効に働く中で転入者をふやしているという実情があることは理解するところであります。また、個別相談等をしていただいているということについてもありがたいことかなと思います。ただ、私は、移住者の要望について、当然、移住者全てというわけではありません。何人かの移住者の声をお聞きしてみました。永住するためにどんなことが必要なのかという点であります。幾つかの要望が挙がってまいりました。診療所に若い先生が見え、医療体制が整えられてきて大変ありがたいといった声が聞かれる一方、診療所や病院に行く際に自家用車が使えずタクシーを利用することがあるが、タクシー代がばかにならない。補助をしてもらえないだろうか。ガスレンジを新しく取りかえたら消し忘れ安全装置がついていた。こういう装置があるとありがたい。火事を起こさないためにも安全装置つきに買いかえるように村でも推奨し、補助を出してはどうか。家の中で一定時間人の動きがないと、家族に知らせるシステムがある。ひとり暮らしの人に取りつけてもらうよ

う村であっせんできないか。これらの声は移住者に限らず、先ほど、商工観光移住課長からお話がありましたとおり、在住者、とりわけ高齢者対策としても求められる内容であるかと思えます。

しかし、村に古くから住まわれている高齢者と、移住されて高齢になられた方との決定的な違いは人とのつながりであると思えます。そのつながりが十分確保されているかどうかということです。困ったとき、助けを求めることができる人、あるいは親身になって声をかけてくれる人が近くにいるかどうかです。ひとり暮らしで近くに身内がないので、入院するとき、保証人になってもらう人がいなくて困ったと打ち明けてくださる方がいました。あるいは、支え合いの会もあるけれども頼みづらいからという方もいらっしゃいます。支え合いの会については、地区によってかなり活用されている地区もあるとお聞きする一方、まだ一人も依頼者がいないという地区もあります。十分機能を発揮するための手だてが今、求められているのではないかなと思えます。

さらに、今夏の猛暑の中、全国で熱中症で亡くなる方が相次ぎました。特に高齢者が目立ちます。村内でも高齢者の住宅でエアコンもないというお宅が多いことと思えます。ある方が、村内の高齢者世帯の何件かに、エアコン設置について尋ねてみたところ、未設置の世帯は3分の1に上ったといいます。前の質問で、学校へのエアコン設置について取り上げましたが、高齢者世帯へのエアコン設置補助についても考えられないでしょうか。

以上、移住者の声を紹介しました。全てをすぐ実現することは困難なことと思えます。しかしながら、移住者の声を生かし、一歩前進させていただけるようなことはないでしょうか、御答弁をお願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 転入された方だけというわけではありませんけれども、たくさんの人の意見を聞くという姿勢は基本的にしっかりやっていたらというふうに思っております。一昨年、5カ年作成の際にもパブリックコメントだとかアンケートなどを実施させていただいております。

先ほど、新津課長が御答弁しましたように、村との、入ってくる時の村営住宅、あるいは応援補助金、住宅バンク、そういったことを通していろいろ意見を聞いたりしております。最近では、東京農業大学の学生が今、坂井議員がおっしゃったような趣旨も含めて、青木村の子供たちが将来も青木村に住み続けるための定住要件の調査も行ってございまして、この3月にはそういった報告もあろうかというふうに思います。それから、ちょっと前になります

けれども、信大生もこういったアンケートをしまして、こういった報告書も出ております。

それから私は、転入者の人の意見を聞くという姿勢をいろいろと機会を設けてやっておりますけれども、例えばことしはお盆のときに別荘で朝市がありました。こういった村の方々が何年か続けてやっておられますので、そういうところに行って、別荘の皆さんとお話をしております。移住ということ言えば、別荘には管理事務所を設けてきめ細かに、そういった別荘に限定しますけれども、意見を聞く姿勢をしております。移住される皆さんは非常によく青木村のことを勉強してこられています。例えば、来的时候に、各県、山梨、群馬、栃木、それからその中でも、長野県もやりますけれども、勉強しますけれども、調査しますけれども、じゃ、どこの地域がいいか、じゃ、上田地域がいいのか、青木がいいのか。そういったこと、あるいは水道料金だとか、国保は少しここより高いとか、よくよく熟知して来ていただいております。ですから、非常に、来られた方が活躍しておられまして、七、八年目には民生児童委員の会長さんになったり、13年目でソフトボールの会長になったり、それから福島から3.11以降、来られた方には震災の体験談やゲートボールの会員になっていただいたり、こういうこともやっておられますし、それから料理に秀でた人は、広報誌に今、掲載されておりますけれども、こういったことで活躍していただいているわけであります。

もう一方では、こういう話も聞いています。村に来て、都会と同じような、人との交わりが嫌で田舎に来たんだと。だから、余り交わりたくないという方も中にはいらっしゃいます。それから、坂井議員がおっしゃいましたように、村から、嫌なので、青木村が嫌なので出ていったという話もあるのかもしれませんが、私が聞いておりますのは、例えば病気で暖かいところへ行って、沖縄へ、その人行かれましたけれども、暖かいところに行ったほうがいいのか、孫の世話が必要になったとか、1人になったら子供と同居するとか、そういう人もいるというふうに承知しております。

人とのつながりと言えば、実は中挟で御夫婦で来られた方が、奥さんが病気、けがをされたのですか、近所の方が食事の世話などをしてということで大変感激されて、社協に寄附をいただいたり、そんなことをやっております。日本一住みたくなったときに106項目のアンケートで青木村は1位になりました。そういったことを堅持し、さらにバージョンアップしてまいりたいと考えております。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 幾つかの施策をしていただいたり、あるいは転入者の声をお聞きいただいたりしているということで、そうしたことを生かした村政を行っていただいているとい

うことを感謝申し上げたいと思います。今の村長の御答弁にもありましたように、当然、村が嫌でということではなく、個々人の御都合でということもおありでしょうかと思います。また、村の中で既にいろんな力を発揮されているという方も多くいるということも同感であります。

さて、先ほど、私も移住者の声の中で幾つか例を挙げたんですが、その中でちょっと1点、2点取り上げて、さらに聞きたいと思いますが、タクシーの利用ということについてお話をいたしました。これについてはどうでしょう、近隣では御代田町が実施しています。70歳以上の方が1枚400円の助成券を購入し、1,000円分のタクシーの利用ができると。年間48枚限度で、最大で計算しますと1万9,200円の負担で4万8,000円のタクシー利用が可能になります。同様に、小海町でも70歳以上同様の形で1枚300円の助成金で1,200円分のタクシー利用、年間48枚、1万4,400円の負担で5万7,600円のタクシー利用ができる計算になります。小諸市では75歳以上、1,000円の助成金の年間30枚、すなわち3万円分を利用することができます。高齢者だけでなく、障害者に対しても東御市、千曲市、御代田町などがタクシー利用料金の助成をしています。

もう一点、先ほどの、入院の際に保証人がいなくて困ったというふうな声を紹介いたしました。そういったこと等についても、先ほども村長が、青木村のことを十分研究して移住者は来られると、今ある施策の中でというふうなお話かと思いますが、さらにこうした近隣の施策についても学ぶところはあるかなと思っております。御検討をお願いしたいと思います。

さて、移住者の声はそうした、今まで申し上げてきた村への要望だけにとどまりません。青木村は自然よし、空気よし、人とつながり合うことができればさらによしというふうなことを言って、村を宣伝してくださっている方もいらっしゃいます。先ほど、村長の御答弁にもありましたけれども、村に転入されてこられる移住者の方々の移住の理由はさまざまです。農業をしたいという前途洋洋たる思いで移住される方もいらっしゃれば、お話のように、田舎で静かに暮らしたいという気持ちが強い方もいらっしゃいます。いずれにせよ、そうした移住者の方々、それまでに培われてこられた知識や能力、特技といったものを少なからず内包されているのではないのでしょうか。そうした知識や能力を移住後もいかんなく発揮され、村や地域の活動に大きく貢献されていらっしゃる方が少なくないことは、先ほどの御答弁からも明らかなおりで。

一方、そうした知識や能力を移住によって遮断してしまっている方も多くいらっしゃるように思います。そうした移住者の持つ力を村の力としてさらに活用することはできないで

ようか。子供たちの指導、援助につなげる、社会教育の場で活用するといった取り組みを考えてみてはいかがでしょうか。そうした点で、これまでに村として取り組んできたことがございましたら教えてください。また、転入者のそうした持つ力を、能力をどのように把握しているかについてもお聞かせいただければありがたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 教育長。

○教育長（沓掛英明君） 青木村では、村の子供は村で育てよを合言葉に、多くの方にかかわっていただいております。はつらつネットワークの会議を毎年行いまして、そこには31のグループが連携をとりながら子育てにかかわっていただいております。これが一覧表になります。また、公民館活動としても毎年、サークルがふえている状態でありまして、これが全村民に、村中に配られているものですから、58のサークルが現在ございます。さらに、児童センターの水曜クラブは13の講座。それから、中学のアイリスセミナーは12の講座。これらの活動、単純に立ち上げると114の活動が教育委員会関係だけでもあると。さらに、福祉課のボランティアの会とか女団連とかということになると、かなり膨大な数の活動が展開されると思っています。これが青木村の誇る人とのつながりだというふうに思っています。児童センターの水曜クラブですとか、中学校のアイリスセミナーなど、移住された方にも絵手紙ですとかボーイスカウトのリースなど、多彩な講座を持っていただいております。また、郷土美術館でのワンコイン講座であります。染め物講座、それから音楽サークルの活動もありますし、陶芸活動、ヤギの会、こだわりの食堂など今でもさまざまな専門性を生かした活動が展開されていると思っております。これを見てもみますと、転入された方たちがみずから積極的に動いて始められたり、本人から関係する部署に自分の特技をお話しされたり、また、人づてに高い専門性を持つ方がいることがわかり、関係の機関から依頼をして実現したりした結果であるというふうに考えています。

いずれにしても、転入された方たちの発信がまずはスタートになるかなというふうに考えております。教育委員会としても村としても、さまざまな力のある方たちが青木村の文化の向上ですとか、そういう方たちにもその活動を通して生きがいがあるという面もありますので、応援をしたいし、本当にお願いをしたいところであります。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 今、御紹介いただきましたように、数々の場所では在住の村民、あるいは移住された村民、多くの方が活躍されているということは承知をしているところであります。そうした今、教育長の言葉をかりれば、移住者側の発信と、そこが第一歩だというふう

におっしゃっていただきましたけれども、そういう形で今、村の中でしっかり力を発揮されている方、多くいらっしゃることは存じ上げておるところですが、一方で、持っている力を吹聴することなく奥ゆかしく黙っていらっしゃる方、そういう方も案外多いんじゃないかなというふうに思います。そうした点で、村あるいは教育委員会としてそうした移住者の皆さんのまさに眠っている力を引き出す取り組み、これをしてみたらどうかというふうに提案申し上げておきたいと思います。さらに、子供たちのために、あるいは社会教育のために、こんなことだったら協力できますというようなアンケート調査をしたり、語り合いの場を設けて引き出したりということではできないでしょうか。

移住を呼びかけて、移住してもらったらそれでオーケーというのではなく、やはりアフターケアをしていくことが、日本一住みたい村であり続ける、その鍵ではないかなというふうに思います。人とのつながりを欠いたときに、ある面では簡単に村を去ってしまうと、そういうことになりかねないのではないかなと思うところがあります。移住者もまた村で力を発揮し、存在価値を高め、人とつながり合うことができる、そうしたことで永住の鍵をつくってほしいなというふうに思うところがあります。

以上、申し上げて、3点目の質問に入らせていただきます。

3、認可外保育施設通園児に対する通園補助について質問をいたします。

この問題については、昨年12月の議会でも一般質問をいたしました。そこでその際の答弁の内容を最初に確認させていただきます。教育長による答弁の趣旨は次の2点でした。

①認可外保育施設通園児に、通園補助が支給できないのは、国の制度がないためである。

②青木村の子供は全て青木の保育園に通園してほしいと願っているが、子供の多様性、保護者の考えについては十分尊重するというものです。この点について間違いはないでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 教育長。

○教育長（沓掛英明君） 議員おっしゃるとおりであります。青木村では待機児童がないという、そういう状況であります。保小中一貫教育を行っておりまして、インクルーシブ教育システムについても県内ではモデル的な取り組みをしております。この体制により、早期支援ができる、そのような理由から基本的には全ての子供が青木保育園に通ってほしいと願っているところでもあります。その一方で、さまざまな考えをされる保護者の考えも尊重し、幼稚園就学奨励費補助金の制度を昨年導入いたしました。現在、国が定めた制度では、無認可保育園は対象にならないため、助成はしておりません。しかし、現在、国は幼児教育の段階的無償化に向けて動いており、その動きを注視していく必要があると、そう回答を申し

上げました。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 答弁内容の1点目、国の制度がないということについては、国の制度はないものの、県の制度があること。また、隣の上田市では県の制度を利用しつつ、市独自の制度を発足させ、運用している実績があることを前回、指摘をしてきました。また、2点目の、子供の多様性、保護者の考えについて十分尊重するのであれば、経済的補助もひとしくなされるべきものであることを再三にわたり申し上げてきたところです。

そこで、お聞きをいたします。

昨年12月議会以降、ただいまの教育長の御答弁では期待できない向きもございますが、この件に関して改善された内容があれば教えてください。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） その後、私も上田市とか県とか、いろいろ話を伺いました。県の保育の担当の課に聞いたところ、県下では制度として導入しているのは、市では上田市、松本市、塩尻市、大町市であります。長野市は中核市でわからないということでありました。町では富士見町、池田町でありまして、平成29年度には村は一つもないということでありました。昨年は宮田村が入っているというふうに聞いていますので、29年度は1つなくなったのかなというふうに思います。このことから、12月に回答した内容で今も考えております。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 周りを見れば村でやっているところはないと、だからやらないというお答えだったかと思います。この件に関して、昨年以降、全く手がつけられずないがしろにされているということに、私はいささかの驚きと怒りを禁じ得ません。

この12月議会、昨年12月議会以降、私のところに、青木村生まれ、青木村育ちのある御高齢の方から電話がありました。「俺は、あんたに言っていることに全部賛成というわけではない。意見も違うことも随分ある。しかし、保育園のことについてはあんたの言うとおりだ。青木の子は青木の保育園で育てるなんていうことばかりにこだわっていると、いつまでたっても発展しない。青木の子は高校へ行って苦勞するとよく言われる。保育園の時代からもっと広い視野で物を見ることができるようにはしておかないと、いつまでもお山の大将だ。青木の子は青木でなんていうみみっちい考え方は改めるべきだ」というお話でした。

改めてお聞きをいたします。認可外保育施設通園児に対し、通園補助を行わない理由は何なのでしょう。青木村保育園、他町村の認可保育園、あるいは幼稚園に通園する場合には通

園補助をしながら、唯一、認可外保育施設への通園だけには補助しないというのは、これは行政差別ではないでしょうか。みんな集まれと声をかけて、集まってきた子供たちに、ああ、青木村の保育園に通っているから、あなたにはあめをあげるよ。あなたは認可保育園に通っているから、村外だけどあめをあげるよ。幼稚園に通っているの。じゃ、あめをあげるよ。残念、あなたは認可外保育園だからあめはあげられないよ。こんなひどい話がありますか。教育長、認可外保育施設通園児のみ差別する理由は何ですか、お答えください。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 国の幼保無償化をめぐる、現在さまざまな議論がなされております。そのときに、これは5月の新聞ですが、認可外保育施設の利用料について上限を決めて国が補助すると決めたときに、新聞では保育の質が下がるという指摘、そういう世論がありました。この新聞でございます。認可外保育、月3.7万円上限でという国が決めた制度に対して、この右側が世論なんです、ここのところに、運営基準を満たさなくても補助、これについては保育の質が下がるという指摘がありました。さらに、これは5月ですが、7月19日、これは厚生労働省がニュースとして流したんですが、認可外保育施設4割超が基準違反。これは人手不足、訓練せずということで4割超の認可外保育施設が国の基準を下回っている。要するに、心配であるという、そういう世論があります。

ということで、制度として、この制度を決定すると、全ての無認可保育施設が該当になるために、将来も含め、子供に対する保育のあり方、その質を考えたときに、青木村の制度として導入するのは困難と判断しております。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 今、報道をもって、認可外の保育園が質が下がるということをおっしゃっていたんだと思います。そうではないことは、前回12月議会の際に、認可をとり、認可外であっても基準をきちっと満たし、そうしたことをやっていて運営しているんだという実態を申し上げました。その点については繰り返し申し上げません。今の教育長の御答弁は甚だ、そのときの議論を無視していると思います。

具体的なお話をします。既に、教育長には、上田市認可外保育施設児童処遇向上事業補助金交付要綱をお渡しし、お目通しいただいているかと思いますが、上田市のこの制度は3つの事業から財源を得て行われています。保育料減免事業、子育て支援総合助成金、多子世帯保育料減免事業の3つです。1つ目の保育料減免事業は市の単独事業です。国や県からの補助はありません。しかし、公平な保育行政を進めるには認可外保育施設通園児に対しても通

園補助をすることが必要だとして助成を行っているのです。これが上田市の姿勢です。そのことは、支給基準を幼稚園就園奨励費補助金を参照基準とし、第1子年額単価の3分の2を補助するとしていることから明らかです。幼稚園就園奨励費補助金を支給対象者と額は同じではありませんけれども、趣旨はこの制度にのっとっている、依拠しているということにほかなりません。青木村では、なぜ同様の事業をしないんですか。これはまず姿勢の違いですよね。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） これは3つの制度をみんなまとめてお答えしたいと思うんですけれども。

○2番（坂井 弘君） いえ、1つで結構です。

○教育長（沓掛英明君） もし、青木村が認可外保育施設への助成を行うとなると、現在行っている私立幼稚園就学奨励費補助金交付金、その要領にあるように、青木保育園との差額を補助するということになると思います。つまり、青木村では幼稚園補助金については補助制度があるからという考え方ではなくて、補助金を交付するという、幼稚園に通っている子供については多子世帯保育料減免事業を申請していないということも含めて、補助制度があるからということじゃなくて、村としてその認可外保育施設を積極的に認めるかどうかにかかっているんです。補助制度があるからやるのではなくて、認可外保育施設、そもそも論のところでは議員の議論とはかみ合わないと思っております。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 基本的なお考えはお聞きしました。そもそも、そうですね、私もそう思いますよ。今、教育長答弁は認可外保育の通園は認めないということですよ、基本的な姿勢として。そういうことをおっしゃったんですよ。多様性を十分尊重するとしながら、一方で、認可外保育については補助するという、そういうふうな考えはないと、そういう考えに基本的に立っていないんだと、つまり排除の論理ですよ。

第1点目の保育料減免事業、これについては上田市の要綱では、上田市に住所を有する者、これに対して補助をしているわけです。それに対して、もちろんこれはあれですよ、認可外ですよ。それに対して、教育長のほうでは、青木村はそういう考えに立たない、認可外については補助しないという基本的な考えであるということですよ。

では、3つ目の事業について話を飛ばします。

多子世帯保育料減免事業の活用についてお聞きをいたします。

県のこの事業を、青木村ではどのように活用しているのかお答えください。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 保育園に通っているお子さんについては、多子世帯保育料減免事業は活用しております。だけれども、議員が言われるように、認可外保育のところで活用しないかというのは、先ほど言ったように、そもそも論の違いで、私はこれは該当しないというふうに考えております。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 今、お話があったように、青木村保育園の通園に関しては、第3子以降について、これを活用して全額免除というふうなことで実施をしているかと思えます。県では、この制度の趣旨、どう述べているでしょう。県では安心して子供を産み育てやすい環境づくりを推進するため、保育所等に通う多子世帯のお子さんの保育料等の負担軽減を支援するとしています。ここで言う保育所等の中には、当然、認可外保育園も含まれます。過日、県に問い合わせをしました。県でそのように答えています。県では今の趣旨、安心して子供を育てられる、そのために負担軽減をするんだということで支援しているんですよ。保育園によって差別をしていいです、差別しなさいなんてどこでも言っていませんよ。そういう制度です。まだ話は続きます。

県でそのように答えているのに、何で青木村は青木村保育園に通園する者にしか適用しないんでしょう。まさにこれこそ行政差別そのものです。お答えください。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 県の制度は承知しております。しかし、その運営主体は市町村ということになっております。だから、市町村の判断に任されているわけです。青木村では先ほど言いましたように、青木の早期支援のシステムができているところに、なぜ、それに乗らない子供を助長する制度をつくらなければいけないのか。基本的に、青木に来てほしいという、それは一貫して考えているところであります。例えば、先週も青木の保育園で障害のあるお子さんに対して、奥田先生という日本的な臨床心理士ですが、青木によく来ていただいていると思うんですが、その方に来ていただいて保護者の方とよく話をさせていただいて、それで通園が可能になりました。もう一回、再度11月に来てもらって、今度はその子の困り感に寄り添った支援を保育園、家庭、みんなで決めて、そしてその子の将来に備えていこうということになっています。これは毎日顔を合わせて、その子の困り感に寄り添っているからできる体制で、そうでなかったときに、このせつかくある制度が使えなくなったとき、本当

に2年、3年と支援がおくれたときに、その子の将来の生活をどう保障するんですか。私は逆にお聞きしたい。そういう責任を、私が、400人の子供たちが後ろにいると思っていますので、私はその責任で動いているつもりです。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 今は、逆質問ですか。答える必要ありますか。

〔「いいですよ」の声あり〕

○2番（坂井 弘君） 3分という、あと時間がありませんから、その質問についてはここで言うとまたいろんな議論になると思いますので飛ばしたいと思いますが、一応、逆質問として承りしておきます。

教育長の、そのお考えはわかります。ですが、青木村の子は青木村でというふうなインクルーシブの考え方だという教育長のそういう話は従来、承ってきたし、そういうお考えであることは承知をするところです。しかしながら、だからといって、そこに乗らない、そこについて切るといえるのはいかがでしょうか。子供の多様性、保護者の考えを十分尊重すると言いながら、青木村の子は青木村の保育園に通園してほしい、そのために県が2分の1助成している制度について意に沿わない保護者の考えで勝手に通園しているんだから、認可外に通園している者については補助しない。これ見せしめの差別行政そのものじゃないですか。県では、この制度の適用について、市町村の考えに基づいて制度運営をされるもので干渉できない、これは今教育長がおっしゃったとおりです。としつつも、しかし、こうも答えています。制度の趣旨を踏まえて全員に行き渡ることが望ましい。そのように答えをいただいています。少なくとも、少なくともですよ、この制度を活用しないということはありませんよ。それは、教育長の考えはおありでしょうけれども、その考えからしても、この多子世帯については活用すべきだというふうに思います。

まだ話をしています。

差別行政に終止符を打ち、青木村として認可外保育施設通園児に対する通園補助制度を早急に創設すべきと私は思います。教育長並びに村長のお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 坂井議員の教育、とりわけ今回の認可外の保育施設の通園児に対する補助制度についての強い姿勢というのはよく理解できました。そうはいいながらも、私は今、多様性とか排除の理論とか、上田市にいる者には出すとか、そういうキーワードがありまし

たけれども、まずその青木の保育園がなぜだめなのかなということ、これはよく私にはわかりません。青木村だけで教育しないで上田へ行って大きく成長しろと、それはありますけれども、保育園のときに、例えば、時間がないのでそれ以上言いませんけれども、保小中一貫教育の推進だとか、障害児の対応だとか、地域の関わりとか、青木村の保育園は外国語の触れ合いだとか、村外の保護者からもいろいろ、いい保育園だとかこういうふうに言われているところが、まず使っていただけない。一步譲っても、上田の認可しているところへ行っていたらいい。私、その教育者、教育関係ではありませんから、何が認可の基準なのか、何がだめなんで無認可なのか、まず資料は教育長からいただきましたけれども、その書いてあることはわかりませんが、よくわかりませんが、何かその心配するところ私、あるんですよ。なぜ無認可になっているのか。さっき、教育長は400人のおっしゃいましたけれども、村民として認可されている、例えば上田の認可されている保育園、幼稚園というのは56あるそうです。そして、そのうち認可外、そのほかです、認可外の保育所が14あるそうです。ただ、14あるうち11は病院とか事業所の保育施設だそうでありますので、したがって今、御議論あるようなところは3ですよ。56認可されていて、無認可、認可外が14あるけれども、病院だとか事業所ですか、除くと3、そういうところ、たくさんあるわけですから、坂井議員、多様性とおっしゃいますけれども、そういうところが、なぜ行かないのだろう。何か私は心配があるんですよ。無認可の無というのが。認可されているのがあるじゃないですか。というふうに思います。

一番は、繰り返しになりますけれども、青木村の保育園に来ていただきたいと、よく学校の先生から言われると、小学校1年になったとき非常に、よそから来た子供さんたちの対応に苦労するというか、子供さんたちかわいそうだというような話も聞いております。それはある程度、1年たてば解消するのかもしれませんが、私のこだわるのは、多様性、結構ですよ。排除の理論と言うけれども、56出しているじゃないですかということも申し上げたいというふうに思っております。

以上の理由をもちまして、坂井議員のせつかくの御質問でございますけれども、お応えできない状況であることを御理解いただきたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ありがとうございます。1分で話をまとめます。

すみません、今、村長がおっしゃったこと、なぜだめかということについては、まさに保護者の考えであり、青木村の保育園よりもその方は考えるわけであります。それについて

は、なぜだめかと言われても、そこはやはり多様性を尊重するという事で考えていただきたいと思うわけです。同時に、認可外保育園と認可の件ですけれども、これについては12月の議会で私、十分申し上げたつもりでございます。そこで、なぜ……

○議長（沓掛計三君） 坂井議員、時間になっております。

○2番（坂井 弘君） はい、わかりました。

じゃ、以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（沓掛計三君） 2番、坂井議員の一般質問は終了しました。

先ほど、反問の件につきまして、時間がないからということにしたけれども、反問権を与えてありますので、このことについてはまた議会運営委員会等がまた議員の中で話し合ってくださいようにいたしますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして暫時休憩といたします。

再開は1時半から行います。

休憩 午後 零時36分

再開 午後 1時30分

○議長（沓掛計三君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

◇ 宮 入 隆 通 君

○議長（沓掛計三君） 1番、宮入隆通議員の登壇を願います。

宮入議員。

〔1番 宮入隆通君 登壇〕

○1番（宮入隆通君） 議員番号1番、宮入隆通です。

さきに通告しました3点につきまして質問しますので、よろしく御答弁お願いいたします。

まず、猛暑対策についてですが、さきに質問しました宮下議員、坂井議員のところで御答弁いただいたところにつきましては割愛させていただきますので、よろしく願います。

ことしの夏は災害レベルの暑さで、今まで経験のないような暑さでした。上田の最高気温

は8月5日に38.3度、これも史上最高の気温となったと聞いています。35度以上の猛暑日は7月で13日間、この夏の合計は24日間の猛暑日があったそうです。ちなみに、真夏日は58日だったということでした。ここは青木村ですので上田より1度ぐらい低いわけですが、それでも暑かったことには変わりありません。

気象庁によりますと、地球温暖化で大雨と高温はふえており、将来的にもふえると予想されていると指摘されています。このまま異常気象と言われていることが、いつものこととしてなる可能性はあるということです。

このような状況において村としてどのように対応するのか、また、今後どのようにして対応していくのか。保育園、小学校、中学校、エアコンの設置状況については、先ほど回答いただきましたので割愛させていただきます。

猛暑、この暑さは災害であるという観点で話をしたいと思います。

やはり守らなければならないのは、人の命であります。全国ではそのような中で、猛暑による熱中症でお亡くなりになられた方が多くいました。その多くは、部屋の中でエアコンがない、もしくはあったけれども使わずにいた高齢者だったとのことです。多くの方々が暑さにより亡くなられているという事実を私たちは理解していないといけないうわけで、それが青木村にも近づいてきているという意識を持たなくてはなりません。つつい私たちは青木村の説明をする際に、エアコンがなくても平気なところだと言ってしまうのですが、これはなかなかもう通用しない状況になってきているわけであります。ここにいる私たちのように、暑ければ空調のある場所にいることができたり、涼しいどこかへ移動するとか、例えば青木であれば図書館や道の駅、上田まで行けばショッピングモールなど行くことも可能ではありません。

しかしながら、乳幼児を抱えた方や車の運転をすることができない高齢者の方は、こういったときに行く場所がありません。このように乳幼児を抱えた家庭であるとか高齢者、足の不自由な高齢者が、エアコンがあり休むことができる避難場所、こういったところはあるのでしょうか、回答お願いします。

○議長（沓掛計三君） 片田課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 今議員さんのお話にもありましたとおり、自由に出入りができるということになりますと、現状では公共施設では役場のエントランスホールといいますかホールの1階、2階、2階には授乳室もございます。また、今お話にありましたけれども、道の駅のプラットフォーム、こちらにも授乳室も完備してございます。あと

は図書館なんかも自由に出入りができる施設ということになるかと思います。

また、乳幼児などの皆さんといいますか親子の皆さんなんかは、児童センターにも集まるような親御さんもいらっしゃいます。児童が放課後に来るまでは利用が可能かなといった状況でございます。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 今回答いただきましたけれども、やはり青木の中心部にそういったところは集中しているわけでありまして、本来の理想は各地区の公民館、ここで対応できればいいのではないかと考えています。そもそも災害のときの避難場所として公民館が指定されていることが多いわけですし、大いに活用すべきことだと思います。特に自動車を運転することができない高齢者の方々には、歩ける距離の範囲内で避難する場所があるということはお助かるのではないのでしょうか。将来的には猛暑の際に避難場所として活用できるように整備していく必要があると考えます。各地区公民館でのエアコンの整備支援、こういったものを検討していただきたいと思います。

ただ、まず今ある施設で活用できるものがあれば、そこから始めるべきであると思います。先ほど役場のエントランスホールや道の駅のプラットホーム、図書館、児童センターと回答いただきましたけれども、こういった猛暑日の予報があるときには、役場であれば、例えば保健センターであるとか文化会館とか、要は老人の方が行って横になれるような場所、そういったところをつくっていただきたい、避難場所として考えていただきたいと思うんです。そういった際には、避難という形になりますから、家からその場所への移動することに対する支援というのも考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 片田課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 今の議員さんの御質問を受けまして、実際にエアコンが完備されている公民館とか集会所というのはどのぐらいあるのかなということちょっと調べてみたわけなんですけど、村内には大小、地区の集会施設も含めてですけれども、4カ所にとどまっているような状況でございました。建設時に設置したところもございまして、区の独自の予算で設置されたところもございまして。公民館へのエアコンの設置、これ各区のお考えもあるかと思うんですが、公民館のほうで改修補助金というような3割の補助の制度もございまして。事業費30万円以上というような縛りもございましてけれども、そのようなものもまた御利用いただいて、ぜひ導入も検討いただければというふうに思っております。

村の施設の開放ということもございましてけれども、通常開放している場所については、御

利用、今申し上げたとおり可能なわけなんですけれども、例えば会議室ですとか、保健センターというのは、会議や健診ですとか相談事業等で利用していることも多いわけですので、猛暑日だからといって常時開放できるという保証がないという、そのような課題もあるわけですので。きょうはいいけれども、あしたはだめだとか、この時間いいけれども、この時間はだめだよというようなこともあって、課題もあるかなということですので。

今後クールシェアスポット的な考え方で考えられるとすれば、例えば役場の中でも、議員さんの御了解をいただければですけども、議員控室なんか割とあいていることが多かったりですとか、あるいは老人センターの横に交流ハウスという建物がございまして。あそこにもエアコンございまして、そのようなこと、あるいはまた民間の事業所さん等でも協力いただけるようなところがあるのであれば理想だと思いますので、そんなことをまた研究してまいりたいかなというふうに思っております。

また、移動に対する支援についてということですが、現状ちょっとなかなか難しい部分もあるかなというふうに考えております。村営バスを御利用いただくとか、あるいは地域の支え合いの中でお願ひすることができればというようなふうに考えてございます。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） クールシェアスポットの考え方はぜひ進めていただきたいと思っております。先ほども交流ハウスであるとか議員の控室、そういったことが可能なのであれば、そういったことも皆さんで話し合いながらやっていくことも必要になってくるかと思っております。

移動支援に関しましても、引き続きちょっと検討いただきたいと思っておりますが、地域交通のことも含めまして、そのようなときに使える公共交通のあり方というもの、村の課題としてぜひ検討いただきたいと思っております。

続きまして、青木村の水道事業について伺います。

青木村の水道事業については、日ごろより安心・安全な水を絶え間なく供給していただいているということで、本当に感謝申し上げる次第であります。当然のことながら、水は私たちにとってはなくてはならないものであります。ひねれば当たり前のように出てくる水道の水ですが、それをつくるためにはさまざまな施設を使って管理された上で、おいしい水となって水道から出てきているわけでありまして。これも、今まで村の簡易水道事業として責任を持った対応をしてきたからだと思います。

しかしながら、今後待ち受けている課題は多いようにも思います。人口減に伴う収入減、水道管老朽化に伴う入れかえ工事費用負担、その費用をどのようにやりくりするのか、水道

料金を値上げしていくのかという問題、安心・安全な水道の水を提供しながら解決していく必要があります。現在の水道事業の課題と対応についてお答えいただきたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今青木村にこうやってあります水道、簡易水道と、こういうふうに全国的な仕訳の中で言われておりますけれども、課題について、人口が減るとか財源のお話は既にいただいてあるところでございます。ことしの春に、御案内のとおり簡易水道、2つの水道を5カ年計画で1つにいたしました。さらに市之沢、それから原池の水も確保いたしまして、1.4倍に当たる水源の確保をしました。ことしの夏の直前ぐらいには大変水が全国的に渇水状況になりましたけれども、青木村は全く問題なくできましたので、ああ、よかったなというふうに思っております。

課題は、既に議員さんのほうからお話がありましたように、やはり安全・安心な水を供給する、それから不足なくするということであります。一番はやっぱり老朽管の対策についてでありますけれども、これは昭和50年代から始まったものも古いのはありますし、平成5年から12年のものも多く抱えておりますので、こういったことをちゃんとしなければならないというふうに思っております。

国のほうでも、会計の考え方を一般会計的な考え方ではなくて公会計の中で公営企業会計の導入をなさいと、いわゆる収支のバランスのとれた会計制度になさいと、こういう指導をいただいております。そのために、今私どもは予算をいただきまして、今までの施設のデータの集積を行っております。こういう中で、今後料金体制も含めて長期的な見直しを図っていく必要があるというふうに思っております。

一番は人口減少によりますこと、かかる費用はそう減じないわけですよ、供給は同じでも利用する人が少ないということで人口減少に伴う水需要の減少でありますとか、老朽化、それから専門の職員がいなかったりとか、こういったことが今後水道の安全・安定な供給をするために課題であるというふうに考えております。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 水の確保等、村でよくよく考えた形で対応していただいているのは、私も議員になりましたからよく理解しているつもりであります。ぜひ今後とも安全・安心な水の提供をしていただきたいと思います。

続きまして、水道法の改正について伺いたいと思います。

水道法の改正案が衆議院で可決しまして、参議院にて継続審査中となっております。次の国

会で成立するのではないかとされている状況であります。今までは水道事業を委託するということはありましたが、今回の改正で、運営権も含めて民間企業で持つことが可能になると言われています。実質的に民営化ではないかとも言われています。

このような水道法改正が目前に迫っているわけですが、青木村としての影響はどのようなことが考えられますでしょうか、お願いします。

○議長（沓掛計三君） 花見課長。

○参事兼建設農林課長兼農業振興係長（花見陽一君） ただいまの水道法の改正ということでございますが、議員さんおっしゃられましたように、国では継続審査となっております。

なお、影響ということでございますが、詳細などにつきましてはまだちょっと情報をつかんでおりませんが、今現段階でお話しできる点でちょっとお話しさせていただきたいと思えます。

まず、この改正になった場合ということでございます。民間等の活用によるPFI法の公共施設等運営事業、コンセッション方式の仕組みを活用しまして、水道事業について公共施設運営事業を実施する権利として水道施設運営権を設定し、民間事業者による水道の管理運営を可能にするものとなります。厳しい地方財政を踏まえ、老朽化した水道施設の更新に民間資金を活用しまして、地方公共団体としましては運営権対価の支払いを受けますので債務等の返還に充当することも考えられます。

なお、近隣の自治体同士が統合し運営をすれば、コストを低減する可能性もありますが、民間事業者は基本的に利益を上げなければならない点もあり、運営方法によりましては料金の設定やサービスの質に影響があることも考えられます。

ただ、現段階では、事業者の設定での水道についての施設運営、供給につきまして専門的な情報はまだありませんので、今後の課題と認識しております。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 今ありましたように、民間活用という形での水道法改正の話なんですけれども、世界的に見ますと水道事業の民営化というものは、世界の事例からも余り成功した事例というものは少ないと言われています。フランスなどでは再公営化されるなど、そういったいろいろ問題があって、結局また公営化されるということもあります。安易な水道料金の値上げであるとかコスト削減することによって、水質低下を招くおそれがあると言われてしています。

昨年3月の青木村水道事業経営戦略には、PFI等の活用については、受託水道業務技術

管理者の資格を持った会社や業務を包括的に実施できる組織が近隣になく難しい状況ですとあります。この件に関しては、現在も変わらないということによろしいでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 花見課長。

○参事兼建設農林課長兼農業振興係長（花見陽一君） 現在も変わりなく、やはりそのような組織といますか企業ですね、近隣にはちょっとつかんでおりません。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 変わらないということです。実質、こういった民営化じゃないかと言われているコンセッション方式、これは問題がやっぱり多いんじゃないかと、今、日本国内でも大きな問題として取り上げられています、このコンセッション方式に関してはどのような考えをお持ちでしょうか、お願いします。

○議長（沓掛計三君） 花見課長。

○参事兼建設農林課長兼農業振興係長（花見陽一君） コンセッション方式でございますが、先ほども1点ちょっと触れましたが、民間事業者に水道施設の運営事業を任せるということでございます。例えば、村としては財政負担がなく整備、維持管理、運営することができ、その運営権による対価により債務減少させるということ、また、民間事業者のノウハウによりまして経費の効率化、サービスの向上にもつながるのではと想定されます。ただ、村の水道事業では、将来的には人口減による給水収益の減少や施設の老朽化の更新に伴い財源が不足することも考えられますので、民間による高い専門力や技術力、ノウハウにより業務の効率化を図ることが、水道事業の継続の上では一つの方法としては理解しております。

一方で、民間事業者が収益を確保できる程度の水道事業の規模に満たない場合等においてはPFI導入のメリットが確保されないために、参画する民間企業がない場合も想定されます。

いずれにしても、水道は住民の大切なライフラインでもありますので、民間に任せるとは慎重な判断が必要と考えております。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 今のところ、そういった考えはないところとは思いますが、村民の方からも、青木村は大丈夫なのかと、そういう御意見をいただくことも最近ちょっと多くて、村としても、どういう形がいいのかわかりませんが、村として今後こういうふうやっていくよということをおある程度ちょっと明言していただくこと、そういった心配がないと言えるのかどうか、その辺を村民の方にわかるような形で、水道事業に関して村民に

わかる形で伝えていただければと思いますので、お願いします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今課長が申しあげましたように、水は最も基本的なライフラインでありますので、これはやはり最後まで公的な機関でやっていく必要があるだろうというふうに思っております。民間の活力を活用して、例えば学校給食でありますとか保育園とか、図書館とか、こういったものを民間に任せた、最近、いろいろ今議員さんの質問にもあったようなことを主な原因としてやりましたけれども、結局うまくいったのは少なかったですね。隣の筑北村でも、議員さん研修行ってお聞きしましたとおり、温泉施設についても今大変苦労しています。ですから、この公設民営についてどうかと問われれば、最後までこれは水道に関しては村でやっていきたいというふうに考えております。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 心強い御発言ありがとうございます。回答いただいたことを、村民の方にも私のほうからも伝えていきたいと思えます。

多くの村民の方からいろいろ意見をいただくわけなんですけど、移住者の方からいただく意見として結構多いのが、青木村の水道の水はおいしくていいんだけど、料金が高いんだよということをよくいただくことがあります。20立方当たり1カ月の料金の比較の表が公開されているんですが、それを単純に比較していいのかどうか、いろいろな計測の方法があるのでわかりませんが、一つの比較として、上田だとそれが1,156円、青木村だと1,934円という数字が出ています。その数字だけ見てしまうと、上田市から引っ越してきた方は、何か水道高いなということを感じる方が多いかもしれません。

ただ、ちょっと私も、それはちょっと近隣の話なんで全国的に見てみたらどうなんだろうと思ひまして、いろんなデータ、同じようなデータを全国的に見てみると、青木村の1,934円という値が高いかと言われると、高いとは言いがたいと、安いとも言えないんですけども、余り言えないところでもある。例えば、高いところだと北海道の夕張市ですと6,841円という値があります。ただ、ちょっとこれもどういう計算法なのかということにもよりますので、一概にこれが高いとちょっと言い切れないんですけど、参考にはなるかとは思ひます。

私は、水道料金が安いから、今値下げをしてくれと言っているわけではありません。こういった水道料金のことについても村民の方に、何でこういう水道料金になっているのかとか、青木村の水道というのはこういうことなんだよということを理解していただく必要があるんじゃないかと思ひます。そういった納得していただく何か足りないのではないかとい

うことです。

実は、私も議員になる前は、青木村の水道は高いんじゃないかとずっと思っていたんですけども、実は今正直言って余り高いとは思っていない。そういった考えに変わった出来事というのは、実はありました。それは、昨年の断水の事故がきっかけであります。自分たちが使っている水道の水がどこからどうやって来ているのか、今まではわからないまま、ひねれば出てくるものとして使っていましたけれども、この断水事故をきっかけにしまして、さまざまな経路を通り、初めて水道から出てきているということを知ったからなんです。私の実家の村松の家も、まさか私は夫神の貯水のところから来ているとは全然思ってなくて、ちょっと驚いた、でも、知って何かためになったと思ったんですね。その後、村の水道施設の見学を議員としてさせていただいたんですけども、非常に興味深く、正直言って感動、感激したんです。

やはり理解するということが重要でありまして、村民に対してやはり理解していただくことにとってとても重要なんじゃないかなと思った出来事の一つなんです。やはりこういった理解を深めてもらうための大人のために社会見学みたいな、村民向けの水道施設の見学会というものをさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 大変示唆に富む御質問をいただいたというふうに思っております。

水道料金はいろいろありまして、例えば上田は相当数県水を買っているかと思えますし、長野県でも生坂村のように隣の市から全水量を買っているところもあります。私どもは村のうちでできるということは、そういう意味では大変しっかりした管理ができる、運営ができるということでは、先輩たちの御苦勞に感謝し、敬意を表したいというふうに思っております。

確かにおっしゃられるとおり、御質問にありますとおり、水道とか下水道とか、そういったものを理解いただくということは当然でありますけれども、どうも私どものくせで、一度広報誌で流せば、あるいは一度広報誌に紙を挟めば終わりというような、どうも悪いくせがありまして、これじゃいかんよというのが職員同士で話すんですけども、どうしてももう少し半分以上、できれば4分の3ぐらいの人が理解できるようなことを言っていかなければならないというふうに思っております。私も心がけて、村長、そんなこと3回目だわいとか言われて、4分の3ぐらいの人に行き渡るかなというふうに、会う人は同じこと言っていると思うかもしれませんが、努めて村政のPRをそういうふうにさせていただいて

おります。

今御質問の水道の件に関してはおっしゃるとおりで、小学校の学習の時間に上下水道入れていただいておりますのと、5カ年計画でここで1.4倍に水量がなった、あるいは一ノ沢、そして原池の水もこうなったというようなことで、今パンフレットを作成中でございまして、このパンフレットをもって、多くの村民の皆さん、あるいは小学生の社会科見学に用を供していきたいと思っております。

議員さんには見ていただきましたけれども、高齢者、老人クラブとか、女団連の皆さんとか、いろいろそういうところにも上水道のみならずいろいろPRさせていただいておりますけれども、パンフレットのPRもあわせて今後させていただき、水道料金の御理解をしていただきたいというふうに思っております。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） パンフレットはもちろん大変ありがたいことではあるんですけれども、私自身はやはりそこで理解を深めたということは、実際にやっぱり施設を見たから、やっぱりこれはすごいと、これはお金がかかっていると実際やっぱり理解できたこともありますので、ぜひそういった見学会等もこれから検討していただけたらと思います。

経営も含めて、今後も安全・安心の水道水を供給していただきますよう、お願いします。続きまして、障害者雇用について質問します。

国では障害者雇用は、障害のある人が障害のない人と同様、その能力と適性に応じた雇用の場につき、地域で自立した生活を送ることができるような社会の実現を目指すという考えのもとに行われています。青木村の障害者雇用に対する考えをお願いします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 障害のある人が障害のない人と同様に、その能力と適性に応じた雇用の場につきまして、地域で自立した生活を送ることができる、そういった社会を青木村でも目指しているところでございます。障害のある方が、働くことを通して誇りを持って自立した生活を送ることは大変必要でありますし、その障害の方の特性に応じましたきめ細かな支援をしていかなければならないというふうに考えております。青木村の中では、クロスロードでありますとかNPO法人のあい・友とか、こちらの中で障害者の支援をいただいているところもありますし、またこういった組織とおつき合いもいろいろな形でさせていただいているところでございます。

最近農水省では、今までデスクワークみたいなことが多かったり、あるいは工業的な軽作

業が多かったんですけれども、農水省では最近、知的、精神の障害のある方に農業分野での支援も最近始めております。青木村でも若干やっってはおりますけれども、こんなことを青木村としても取り組めればというふうに思っております。

今後も役場内は当然でありますけれども、村内企業等と連携いたしまして、障害者に配慮した優しい村づくりをしてまいりたいと考えております。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 村長おっしゃられたように、最近では農福連携という言葉もありますとおおり、障害者の方と農業の作業、農作業というのは非常に相性がいいと言われてますし、今青木村での農業のあり方をいつも私ども考えていますし、村としても今の課題だとは思いますが、そういった農福連携等も視野に入れながら、障害者雇用に対して考えていただけたらと思います。

現在、国や県でも障害者雇用の水増し問題ということが大きくなってきております。国の機関でも障害者手帳のチェックをしていないとか、糖尿病患者の方を入れていたという事例もありました。行政機関では、チェック機能もなく、またペナルティもありません。

障害者の雇用対策としては、障害者雇用促進法において、企業に対して雇用する労働者の2.2%に相当する障害者を雇用することを義務づけています。このことを障害者雇用率制度というらしいですね。これを満たさない企業からは納付金を徴収しており、要はペナルティですね、このような納付金をもとに、雇用義務数より多く障害者を雇用する企業に対して調整金を支払ったり、障害者雇用するための必要な施設設備費等の助成をしたりしています。このことを障害者雇用納付金制度というんですね。

民間の法定雇用率は、2018年4月1日から2.3%、現在経過措置として2.2%であります。国や地方公共団体の法定雇用率は、2.3から2.5%に上がったと聞いています。私の調べたところでは、青木村は平成28年6月1日現在のデータでは、障害者の方は2名、実雇用率は1.73%でした。現在の青木村の障害者雇用率をお願いします。

○議長（沓掛計三君） 総務課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 今議員さんおっしゃられましたとおおり、この4月1日から国、地方公共団体の障害者雇用率は、それまでの2.3%から2.5%に引き上げられたところでございます。この法定雇用率に基づきまして雇用が必要な障害者数は3名ということになります、村では。当村では、現在、その率についてはクリアしている状況でございます。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 2.5%以上の雇用率だと理解しました。

そのチェック方法など、障害者手帳のチェックなど、正しく行われていると考えてよろしいのでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 片田総務課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 議員さん御指摘のとおり、障害者手帳の写し等によりましてしっかりと確認をさせていただきます。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） しっかりとしたチェックをした上で障害者の方を雇用していただいているということです。障害者の方が働きやすい環境は、この世の中全体的にも働きやすい環境につながります。今回雇用率の数字の話で終わりとしませうけれども、雇用率のことが本質的なことではありません。全ての人が平等に幸せに生きるための仕組みの一つであるということを理解していただき、行政の方にも積極的に取り組んでいただきたいと思います。

私からの質問は以上です。ありがとうございました。

○議長（沓掛計三君） 1番、宮入隆通議員の一般質問は終了しました。

---

#### ◇ 山 本 悟 君

○議長（沓掛計三君） 続いて、10番、山本悟議員の登壇を願います。

山本議員。

〔10番 山本 悟君 登壇〕

○10番（山本 悟君） 議席番号10番、山本悟です。

さきに通告いたしました2点について、村長並びに担当者にお尋ねをいたします。お疲れのところかと思いますが、よろしくお願ひいたします。

まず、1問目の青木村における障害者雇用等についてということでお尋ねいたします。今、宮入議員さんのほうから御質問がございましたので、できるだけ重複しないようにと思ひますが、どこを切ってどこを削除したらいいのちよっとあれなのでダブるかもしれませんが、その辺よろしくお願ひしたいと思ひます。

マスコミの報道によりますと、中央省庁、地方公共団体が障害者雇用促進法で定められた

法定雇用率を水増ししていた、先ほど宮入議員さんのほうからありましたけれども、2.5%に達していない。教育委員会の場合は2.4%ということのようですし、民間は2.2ですか。本来障害者基本法や障害者雇用促進法等により、これもちょっとダブるかもしれませんが、障害のない人と同じく基本的人権が保障され、個人の尊厳の尊重と、その尊厳にふさわしい生活を保障される、社会の一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会が保障される。基本原則、医療、教育、雇用、年金等、基本施策がございます。

障害者の雇用の促進等に関する法律なんですが、民間企業や国、地方公共団体に対して障害者を一定の割合で雇用することを義務づけたもの、これは昭和35年1960年に制定されたんだそうですが、民間企業はいまだ満たしていない。民間全体で人数的には45万3,000人余り、パーセンテージでいくと1.88%だそうです。企業の達成率は47.2%。先ほどもありましたけれども、未達成の企業から納付金を徴収し、達成されている企業に助成金を支給する、調整金という形かと思えますけれども、支給するという形のものでございます。これは義務なんですけれども、45.5人以上の企業は必ず1名雇用しなさい。納付金ですけれども、100人以上の企業の場合、もし1人不足していると1人1カ月5万円、さっきもありましたペナルティ、納付金を納めなければなりません。逆に、今度は超過していれば、1カ月調整金という形で1人月2万7,000円いただけるそうです。18年までは身体障害者に限定されていたんですが、ことしからは知的及び精神障害も対象になったとのことなんです。

障害者という定義なんですが、私、広辞苑見たら、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）があるため、日常生活、社会生活に継続的に相当な制限を受ける者とありました。それから、大辞林では、身体または精神に何らかの障害を持つ者、心身障害者とありました。

子供さんといいますか、障害児の学校の教育の面でなんですけれども、障害児の学校教育は障害のない子供と同じく7歳から15歳までは義務教育であり、学校教育法に特別支援教育として掲載されている。2007年施行の改正学校教育法によって、障害ごとの盲学校、聾学校、養護学校——この中には肢体不自由あるいは知的障害者、病弱な方も含むそうです——障害種別を問わない特別支援学校となったと。一般の小・中学校には特別支援学級が設置できるほか、通常の学級に在籍しながら部分的に障害に応じた指導を受ける通級指導、通級、通うクラスですか、通級指導の制度もあると。なお、通級学級に比較的障害の軽い子供が在籍する場合も多く、小・中学校への必要な支援を行うことは特別支援学校の義務、役割でもあるとのことなんです。

具体的な質問に入ってまいります。

役場の中だけの話と、それから村内全体の話と両方聞きたいと思うんですが、村内の障害者の実態ということでお聞きします。これは、身体、知的、精神を含めて現在何名おられるのか、お願いします。

○議長（沓掛計三君） 小宮山課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（小宮山俊樹君） お答え申し上げます。

身体障害者手帳をお持ちの方ということでございますが244、療育手帳をお持ちの方が24、精神保健福祉手帳をお持ちの方が43、自立支援医療の給付を受けている方が77ということでございます。合計388でございます。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） はい、ありがとうございます。

この中で手帳を持たない鬱とか躁とかという方もいらっしゃると思うんですが、そういう数はどうなっているのでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 小宮山課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（小宮山俊樹君） その点につきましては、把握は完全ではないというふうに私どもも考えております。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） さっきの答えの中で役場の中では3名ということなんですが、これは正職員、臨時、あるいは嘱託、全部含めて何人中何人なんでしょうか、分母は。

○議長（沓掛計三君） 片田総務課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 今ちょっと、正規職員、嘱託職員、臨時職員という中の内訳はちょっと今数字が手持ちになくて申しわけありませんけれども、分母は136名でございます。今申し上げましたとおり3名を雇用しているわけでございますが、1名の方、重度の障害をお持ちの方が1名いらっしゃいますのでカウントは2名のカウントになりますので、算定上は4名というような形でございます。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 採用するときに障害者は別枠で採用されているのか。あと、採用してから不幸にも障害者になってしまわれたという方もいるのかどうか、この辺をお尋ねします。

○議長（沓掛計三君） 片田総務課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 2名の方につきましては、当初から障害者ということで雇用。逆ですね。障害者枠ということでなくて、普通に採用して、たまたま障害をお持ちだったという方が2名でございます。1名の方は、障害者枠ということで採用したという経過がございます。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 採用時は普通だったんですが、何らかのあれで障害者になられてしまったということなんですけれども、将来的にはまたそれ解除といいますか、障害者じゃなくなるということもあり得るわけですかね。

○議長（沓掛計三君） 片田総務課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 現状雇用させていただいている方につきましては、障害者じゃなくなるというようなことはないと思われま。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 確認は、障害者手帳、療育手帳、あるいは障害者保健福祉手帳ですか、そういったもので確認をされている、国や県みたいな、ずさんというところ言葉はよくないんですが、そんなことは当村においては絶対ないと思うんですが、それでよろしいですね。

○議長（沓掛計三君） 片田総務課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） はい、そのとおりでございます。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 今度は、障害者基本計画についてお尋ねをいたします。

障害者基本法の11条第1項に、「政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。」というふうに書いてあります。2項には、都道府県も右に倣えで策定しなければならない。それから、市町村も同じく市町村障害者計画を策定しなければならないと書いてあります。11条の6項には、「市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、第36条第4項の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては障害者その他の関係者の意見を聴かなければならない。」となっています。これは策定しなければならないという義務づけなんですけれども、当村においては障害者基本計画はどうなっているのか、お尋ねいたします。

○議長（沓掛計三君） 小宮山課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（小宮山俊樹君） お答え申し上げます。

青木村の障害者基本計画につきましては、平成29年度に作成しております。平成30年度から35年度までの6年間の計画ということで制定済みということで御理解いただきたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 今言った合議制の委員会といいますか、何かそれは村長といいますか、村のほうで指名か何かしてつくったんでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 小宮山課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（小宮山俊樹君） 障害者基本計画の策定委員ということで10名の方を委嘱して、その会議の中で決定をさせていただきました。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） わかりました。

この策定委員さんというのは、じゃ、村長が指名でおやりになったということですか。

○議長（沓掛計三君） 小宮山課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（小宮山俊樹君） 公募等の手続はとっておりませんので、そういうことでございます。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） わかりました。

いずれにしても、法律にのっとって基本計画をつくられ、それから合議制の委員会の意見もお聞きしてということで、よかったな、すばらしいなと思っています。

それから、関連がありますので、簡単でいいんですが、現在の村における障害者福祉サービス、こういうサービスとこういうサービスとこういうサービスがあるよという、簡単で結構ですからちょっと列挙してもらえますか。

○議長（沓掛計三君） 小宮山課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（小宮山俊樹君） 具体的に事業名と申しますと結構いろいろありますので、主な項目という形で申し上げたいと思います。

障害者の福祉施設入居者の地域生活へ移行するための施策、それから精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムというものもございます。地域生活支援拠点等の整備、こちらもございます。福祉施設からの一般就労への移行等、こちらもございます。障害児の関係の支援の提供体制の整備、こういったことをやっております。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 教えてほしいんですが、精神障害者あるいは知的障害者というのは、どこで私は線を引くのかよくわからないんですよ、何が違うのか、その辺はどうなんでしょう。

○議長（沓掛計三君） 上原係長。

○住民福祉課住民福祉係長（上原博信君） 知的障害者の方は療育手帳という手帳をおとりなられておまして、精神障害者の方は精神保健福祉手帳をお持ちの方ということでお願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 形式的なことは、それはわかるんですが、実際にはあれでしょうか、どこが違うのか。精神障害と知的障害というのは、どうも、俺は両方かもしれないけれども。

○議長（沓掛計三君） 上原係長。

○住民福祉課住民福祉係長（上原博信君） 最終的には受診しているお医者さんの判断で決まってくるかと思います。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） そうするとあれですか、村としては、この方はどちらということ把握してないということですかね。

○議長（沓掛計三君） 上原係長。

○住民福祉課住民福祉係長（上原博信君） そのドクターさんの出していただいた診断書で、療育手帳になるのか精神保健福祉手帳になるのかで、その方がどちらの障害の方かということとは判断しております。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） わかりました。じゃ、手帳によって判断すると。あとは、プロの先生に診ていただくと、はい、わかりました。

それから、上田広域との連携といいますか関係なんですけれども、どんな関係があるのか。介護とは違いますけれども、この関係で。

○議長（沓掛計三君） 小宮山課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（小宮山俊樹君） 障害福祉の関係では、介護保険という介護認定ではありませんけれども、障害者の方の支援区分の認定を広域連合のほうに委託してございます。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） わかりました。

それから、ちょっとこれはきょうのものとは直接は関係ないんですが、出生前診断というのがありまして、これちょっと人間の尊厳とか人権とかいろんなことにかかわってくるので難しい問題だと思うんですが、この辺について、村長はあれでしょうか、何か御所見といたしますか、何かございましたらお聞きしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 医学も大分発展してきました、生まれる前あるいは妊娠した初期にいろいろなことがわかってくるようになってきました。これを出生させないということは、もう親の判断になるわけでありまして、こういうことが、今尊厳という言葉がありましたけれども、人間の倫理上いかなものかという考えの方と、それからその療法に対してこういうことを早く知って考え方をどちらかに決めるというのも今の現代科学の中ではよしとすると、両方の考え方があって、私は両方ともそれぞれ正しいし、それは親の判断によっていいんじゃないかというふうに思っております。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 行政に何かそういうことの相談がふえたということは過去にありますかね、妊婦さんから保健相談。

○議長（沓掛計三君） 宮澤介護支援センター長。

○住民福祉課課長補佐兼地域包括支援センター長（宮澤章子君） 今まで特に妊婦さんとか女性の方からの御相談というのは、特に受けておりません。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） はい、わかりました。

じゃ、この問題は以上にしまして、2問目のそば（タチアカネ）栽培、オーナー制等の立ち上げについてということでお尋ねをします。

当村、タチアカネそばに力を入れて、大分知名度も上がってきましたし、最近はいよいよすばらしいキッチンカーも購入して、こらからますますPRをして、青木村イコールタチアカネというふうなあれになるのかなと思います。

今までタチアカネ、私は県でもって開発といいますか誕生させた種を、青木村が優先的に交配としないという意味で栽培して、もちろん独占ではないんですけども、その中で一定知名度も上がってきたし、青木村へそば食べに行こうという声も聞こえてきます。

そんな中で今後いろんなことでますます宣伝とかしてほしいんですが、その一つとして、オーナー制度、例えば芋のオーナーとか、あるいは塩田なんかでやっている大豆のオーナーもそうですけれども、ある程度2万円とか3万円とか金額はいろいろあると思うんですが、ある一定の面積の権利を持つのか、製品になったお粉をいただける、あるいはそばを食べることができる、もちろん体験的なそば打ちだとかいろんなことをやる。そうすることによって、いろんな面で相乗効果が生まれてくる。村へ来ることによって、どこかへ泊っていただくとか、あるいは何か食堂とか旅館を利用していただくとか、いろんなことでプラスは大きいと思うんですが、どうでしょうか、オーナー制度について何かお考えになったことがあるのか、そんなことをお聞きします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 非常にすばらしいアイデアといいたまいますか、ああ、なるほど、そういう考え方もあったなというふうに思いました。

おかげさまでタチアカネ、好評でありまして、この8月のお盆の最高に食堂に入ったときのデータを見ますと、67%がタチアカネ関連でした。平均大体お盆は6割がタチアカネ関連の味処こまゆみでは御利用いただいております。

そういう中でいつも言うように、信州で、村で、そばというイメージが大変いいことに加えまして、青木村ではタチアカネがありますし、もちろん手打ちでありますから、そういう効果もありまして、いろんな人からお褒めをいただいております、御利用いただいております、大変ありがたい、村おこしの一つになっているなというふうに思っております。

そういう中で今オーナー制度ということで、種まきから除草から管理から収穫から製粉から、それからそば打ちをして自分で食べると、これは最高のぜいたくだらうというふうに思いますね。リンゴの木のオーナーと違いまして、これは非常に手間暇かかることでありまして、職員とも相談したんですけれども、誰が一体やるんだい、誰が一体この管理をするんだいということになりまして、今持っている仕事で正直なところ精いっぱいな状況です。これは、どなたか民間なり、やっていただくところがあれば応援はさせていただいてというふうに思いますが、今これを役場の中で全て役場の職員がイニシアチブをとって事務局をやっているのは、少し整理するといいたまいますか、今の体制では無理な状況でありますので、まず民間でやってくれるところを探すとか、そば全体で村づくり、タチアカネのそばの村づくり全体の中で、おそば屋さんをふやせという意見もありますし、もっと夜もやってほしいとか、村全体の村おこし、タチアカネによる村おこしの中でまた考えていければいいというふ

うに思いまして、非常に示唆に富む御質問いただいたというふうに思っております。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 道の駅でこれだけこだわった本格的な手打ちそばを出すところって、まずないんじゃないか。それは専門店はもちろんあるんですけども、道の駅という、やっぱりそんなこだわりのおそばを出してくれるところはないと私は思っているんですが、そんな中で青木は個性が強く大分PRしているなど。

今村長おっしゃったように、たしか村の職員がやるというのはあれですけども、例えば今民間のそば屋さんなんか聞くと、自分のところでソバ園といいますか栽培したり、あるいは契約栽培したり、いろんなイベントをやったり、オーナー制度もやっているというふうなのが民間ではあります。行政がみんなやるということじゃなくて、行政と一緒に後ろ盾といいますか、民間と協力して何らかの形で立ち上げてやれば何とかうまくいかないかなど。そうすることによってより知名度も上がって、来村者も多くなって、結果的には青木村の活性化につながるかなと私は思うんですが、何せ限られた人数でちょっと守備範囲が広くて、皆さんお疲れぎみというか、これ以上まだ何かやれって言うのかと言われそうなんですけれども、それはできる範囲で、今そうしろとかこうとかということじゃなくて、少し長い目で見て、またそば店さんなんかとの話の中とか栽培している大口の皆さんなんかとも相談したりして、何かいい方法はないか、また考えてやってほしいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今観光とか、それから修学旅行とかということは、今体験が一つのキーワードになっていますよね。だから、ええっこ村さんが活躍しているのもやっぱり体験ということを前面に出しているのが、農業体験、農家体験ということができるとというのが、非常にこれが好評のもとだろうというふうに思っております。したがって、そばもその一つであると思えますし、オーナーということじゃなくて、粉をそばにして食べるというだけでも非常にすばらしい体験だというふうに思っております。

今民間が青木村でも、以前も沓掛の奥で民間が畑をつくったりやっておりましたし、また最近ソバを主とする、製粉を主とする会社が青木村でもタチアカネを栽培させてほしいというふうな話もありますので、そういうふうなことも含めて民活しながら、こういうことができるといふふうに思っております。

いずれにしても青木村のタチアカネというのをいろいろな面で売り出していきたいというふうに思います。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 道の駅も大分充実してきて、今言ったそばも本当に素晴らしいですし、これから駐車場もできましたし、ますますよくなって、143ができたらしばらしいなど。そんな中で今私は、この前もちょっとこのことはお話ししたんですが、RV車をとまれるような、キャンプができるようなスペース、それからバーベキューができるようなスペース、できたら温泉、今道の駅の本なんか見ても温泉施設がある道の駅と違ってなっていますよね、やっぱりすごく人気があるみたいで、そこへ行くと、もちろんトイレから始まって食べるところ、それから風呂、なおかつキャンプできたり、バーベキューもできたりというと、鬼に金棒といいますか、絶対勝ち残れると思うんですよね、道の駅の中で、将来的に。それは、やっぱり青木はどちらかというと田舎ですし、スペース的にはまだまだ町場と違うんで確保できるかなと。そういった中で長い目で見て、もっともっと道の駅を充実させて、本当に青木の道の駅が青木村にとってもいろんな情報発信の基地としてますます村の発展に寄与できたらいいかと、今の質問とはちょっと横にそれましたけれども、そんな中でまたこれからも行政よろしくお願ひしたいと思ひます。

じゃ、これで私の質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（沓掛計三君） 10番、山本悟議員の一般質問は終了しました。

---

#### ◇ 松 澤 正 登 君

○議長（沓掛計三君） 続いて、3番、松澤正登議員の登壇を願ひます。

松澤議員。

〔3番 松澤正登君 登壇〕

○3番（松澤正登君） きょうは一般質問が私で終わりでございます。皆さんお疲れと思ひますけれども、最後、お聞き取りをいただきたいと思ひます。

議席番号3番、松澤正登でございます。

私は、通告に従ひまして2点についてお伺ひをしたいと思ひます。

まず、最初に、我が村の防災、減災は万全かにつきまして、お伺ひをしたいと思ひます。

今年と思ひもよらず日本列島が災害とも表現される猛暑が続くこの夏、小・中学校の夏季休暇の延長や冷房施設の設置などが叫ばれている一方、活発化した梅雨前線による豪雨災害

は、西日本を中心に拡大して死者200人を超す甚大な被害を出す事態となりました。

地球温暖化の影響で従来の防災対策では通用しない豪雨がふえております。堤防が決壊して4,000棟以上の家屋が浸水した岡山県倉敷市真備町地区では、高齢者を中心に約50人が犠牲になり、多くが溺死と見られている。屋内で見つかりリュックサックを背負ったままだったり、廊下で倒れていたたりした。避難が間に合わなかった状況がうかがえます。避難のタイミングをどう判断するか、危険が迫っていることを高齢者にどう伝えるか、水害の危険性を日ごろからどう意識するか。体が不自由で2階に逃げるできない人がいた。深夜の情報に気づかなかった人も少なくないと。特に高齢者は行動に時間がかかったという状況があります。

青木村では過去に昭和34年8月の7号台風で死者4名、流出家屋7棟など、大災害がありました。平成22年7月の梅雨前線豪雨による土砂災害は記憶に新しいところです。以後、砂防堰堤や溪流保全工が整備されることもあり、また、豪雨もなく、大災害の経験を持たない世代になってきています。

こうした中、8月14日午後4時過ぎから6時ごろまで、役場では46ミリ、弘法では32ミリの降雨があり、一方、入奈良本では4ミリと、まさにゲリラ豪雨がありました。村は平成19年に青木村洪水ハザードマップ、26年10月には土砂災害ハザードマップ、平成29年8月、地滑りハザードマップが作成され、住民に配布されております。

ある新聞によりますと、甚大な被害が出た岡山県倉敷市真備町地区の浸水地域は、市が作成した洪水・土砂災害ハザードマップの想定とほぼ重なっていたそうであります。一方、広島県福山市では、ハザードマップが指定していなかった農業用水ため池が決壊し、死者が出るなどの被害が発生しているところから、既存のマップの再点検が必要となってきたとありました。問題は、実際に役立っているのか、村民がどの程度認識しているのか、問題です。

豪雨は今後もふえてくると想定されます。避難所の環境整備や住民が声をかけ合う早目の動き、一人一人が備えを意識する必要があると思います。

過日、地区防災マップ作成にかかわる意向確認についての通知が各区長宛てにありました。各区の取り組みは区それぞれと思いますが、感ずるところは、区は背負って立つ役員の若返り、過去のような身近な大災害の未経験世代、災害経験者が先入観で捉えており過小評価で終わるのではないかと心配するところです。今後一層の行政指導が必要と考えています。

そこで、まず、何点かお伺いをしたいと思います。

まず、初めに、現在青木村防災計画やハザードマップ、洪水・土砂災害・地滑りは、仮に西日本災害のような豪雨に対応できるものがあるのか、見直しを考えているものなのか、まずお伺いをしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 先日の豪雨の今データが出ましたけれども、あのとき最高は役場の付近で10分間で28.5ミリという非常に大量の雨が降りました。これも10分、20分の単位で、これが60分続くと大変なことになるわけでありまして。というのが前段の1つ。

それから、もう一つ、昭和34年でしたか、青木村大水害がありました。あのとき上田の雨量を、当時しっかりした雨量計はこの辺では上田しかなかったんですけれども、その雨量計を調べてみると、とても考えられないんですよ、こんな大水害になるのは。実はそのデータをもって気象庁の長野県の台長さんが来ていただいたことがありましたので後で資料を送ったら、また立派に学術的な見解の論文をいただきましたけれども、今でいう線状降水帯だというふうなことで、非常に狭い範囲で集中的に降るということであります。

ハザードマップについてまずお答えを申し上げたいと思いますけれども、防災計画というのは、災害の予防から、災害が発生した場合の初期の対応から復旧に至るまでのことを考えているわけでありまして、非常に幅広い災害の種別ごとにまとめてあるわけでありまして。風水害については、降水量だけではなくて最悪の川とかそういうことを含めての見解を持っております。3種類のハザードマップについてでありますけれども、考えられる洪水ハザードマップにつきましては、100年に1回あるかないか、いわゆる降水量24時間で170ミリ、それから県の河川の区域の氾濫も想定しているところがございます。ただ、これをよく見ると小河川、例えば今回、岡山でしたかありましたように、小河川のバックウォーターがありました。そういうようなことかどうも入ってないんじゃないかという心配もあるわけでありまして。こういったことで、県管理の河川だけではなくて、網として河川の状況も認識しなければならぬというふうに思っております。

最近、私は、公助、共助ではなくて自助ということをお願いして、強くお願いしつつありますけれども、日ごろから家の周りだとか雨が降った様子だとか、洞の皆さんは牛乳瓶を置いてというようなことを学習しているというふうに伺っておりますので、そういったことをもって早目に避難するというようなことで、ハザードマップについては考えております。

今後、長野県は幸いにして、いつも申し上げますように高い山に両側、青木村は特に囲まれておりまして大きな災害はありませんけれども、今後こういったこと、ハザードマップに

ついて必要があれば見直しを行っていきたいと考えております。

○議長（沓掛計三君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） ありがとうございます。

今お話しいただいたように、本当に想定外というような災害が起きる状況にあるわけでございます。また、慎重にハザードマップ等の点検をお願いしたいと思います。

それでは、次の質問にいきたいと思います。

地区防災マップの作成は、タイムライン、災害に、誰がいつ何をどれだけすべきかというようなことを作成することが、地域の防災意識と防災力の向上を目指すことから大変私は重要と考えているわけでございます。地域により意識の違いはあると思いますが、今後行政指導がより必要と考えますけれども、地区防災マップ作成について、今後の進め方についてお伺いをしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 片田課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 今議員さんのお話にもございましたとおり、ことしの7月の下旬に住民主導型の地区防災マップの作成支援事業の取り組みについて、各区長さん方に御提案をさせていただいたところでございます。また、あわせて議員さんの皆様にも同じ文書をお送りさせていただいたところでございます。

地区防災マップにつきましては、今お話しのとおりでございますけれども、地域の皆さんの自由な意見ですとか経験、体験に基づいた地域の危険箇所を図面に落としたりですとか自主避難ルールなど、地域独自の知恵や工夫を冊子等にまとめて各家庭で情報を共有すると、住民みんなで備えて災害時の犠牲者ゼロを目指すものでございまして、防災意識の高揚、今のお話にもございました、自助、共助の醸成に大いに役立つものというふうに考えております。

行政からの指示がないから逃げおくれたというのではなくて、みずからの命は自分で守るというような意識を持っていただくこと、また、みんなで逃げるということなので逃げないという人がいなくなる、みんなで逃げるので逃げられない人のことが気になってくるというようなことございまして、まさに地区単位だからこそ見えてくる防災や避難の形ではないかというふうに思うわけでございます。

このようなことから、多くの地域に取り組んでいただけたらというふうに考えておりますけれども、早速問い合わせをいただいて地区の会合に合わせて職員が説明に伺っておるところでございます。現在2地区に説明にお伺いしまして、この9月にも1地区の説明会を予定

してございます。また、そのうちの1地区は既に県への申請を行っておりまして、11月から作成のための地区懇談会を予定しているところでございます。

区長さん方の任期というのが12月の切りかえというようなこともございまして、今年度は見送りますよというようなところもあるようでございますけれども、できるだけ多くの地区で取り組んでいただくように、また、折に触れまして区長会等でこの事業を再度御案内してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（沓掛計三君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） わかりました。区長さんの意識というのもあるとは思いますが、ぜひまた行政からもお話を積極的にしていただいて、それぞれが早くできるような御指導をお願いしたいと思います。

次に移らせていただきます。

最近のゲリラ豪雨が多い現状の中で、現況をいち早く把握することが減災にもつながるのではないかと考えます。現在、村の雨量計は3カ所に設置されておりますけれども、増設設置の考えはありますか。

また、水位計についても、現状は1基だと思いますけれども、上流河川にも必要と思うが、設置の考えはありますか。

また、幾つかの避難所は危険な箇所にあると思いますけれども、改善の考えはあるでしょうか。

3点についてお伺いしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 雨量計について私のほうから答弁させていただきますが、その前に地区の防災計画ですね。これは結果が大事でもありますけれども、私は各区長さんをお願いしたいのは、つくる過程も大事だと。これが住民参加でたくさんの方が参加して、たくさんのお意見が出て、たくさんの方の共通の認識があってということが大事なので、そのつくる過程も大事にさせていただきたいということをお願いしているところでございます。

それから、御質問いただきました雨量計でありますけれども、現在役場と、御案内のとおり、弘法と入奈良本とそれぞれ公民館等にあるわけであります。非常に精密な機械であります。私も役場でやったとき、あるいは写真を全部見まして、ああここまでやるのかというぐらい1年に1回メンテナンスをしていただいております、非常に0.5ミリが狂わないような精度とか、中にはごみも多少入るときもありますし、非常にメンテナンスを大事にやって

いただいておりますので、非常に精度があるものだというふうに思います。

増設について、堀内議員から2回今まで質問がありました。私も気象台に電話いたしまして、こういう状況でというお話をしたんですが、最近は雲の量で、雲の量が非常によくわかる、上から見てると非常に雲の量がわかる、それで降水量もよくわかるので、57平方キロの村にこういうところに3つあれば十分ですよというお話をいただいております。そういう目でテレビなんか見ていると、気象台の観測によれば、雲の観測のよればというような、そういうような表現もテレビでやっていますので、そういうことかなというふうに思います。

先日の8月14日の際も気象台から、気象台からですかね、県のほうから連絡がありまして、私どもの雨量の報告も見ているんでしょうけれども、やはり雲の動きを見ながらこういう情報だというような確な情報もいただきまして、雨量計につきましては、最近の上から見ているとか、いろいろ機器の発達によりまして、3つあれば大丈夫かなというふうに思っております。私はいろいろなところで、その3つの雨量、今回の雨量はこのぐらいでしたとか最高どうでしたというようなことを言うのは、議員さん皆さんにも、村民の皆さんにも、常にそういった問題意識を持ってもらいたいということでもあります。

なお、ここの役場のものは、そのほか風速だとか秒単位の最高風速だとか、いろんなことがわかるようになっておりまして、そういうものを常にデータを蓄積して今後の防災に活用してまいりたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 片田総務課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 今の御質問の中に水位計のお話があったかと思えます。水位計ということでございますけれども、村内の主要な河川は、1級河川あるいは砂防河川等でございます。長野県の管轄、管理の河川がほとんどであるわけでございます。そんなことで、建設事務所にも確認をしましたところ、現在水位計については増設の方向で計画をしているというお話をいただいておりますので、村としましても引き続き県に対して要望をしてまいりたいというふうに考えてございます。

あと、避難所についてでございますが、青木村につきましてはほとんどの集落が扇状地に集落を形成しているという地形的な特質がございます。警戒区域内に避難所たる公民館があるところが多いというふうに理解してございます。そんなこともあって、避難所の上流部分に砂防堰堤を入れていただくですとか順次対策を講じているところではございますが、本当に余裕のときには文化会館ですとか役場ですとか体育館ですとか、より安全な場所への誘導を行ってまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（沓掛計三君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） 今お答えのような形で、ぜひまた進めていただきたいと思います。

それでは、次に移らせていただきます。

深夜の情報伝達で、独居老人であるですとか、ひとり暮らしですとか、そういう中で情報端末がないお宅もごぞいます。そういった伝達方法についての方法、それからまた、伝達の仕方といいますか、徹底の仕方についてどんなふうにお考えか、お願いしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 小宮山課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（小宮山俊樹君） お答え申し上げます。

防災メール、それから広報車等による伝達が考えられるわけですが、災害の規模によれば道路のほうがつながっていなかったり、またメールのほうも混んでつながらなかったりということも考えられます。最終的には、地元の皆さんの民生委員さん、それから近隣の方々、地区の役員さん、こういった方々の共助の部分が大変大事になってくるかと思えます。そういったことで、村としても可能な限りのことは伝達のほうは伝えていきますが、そういうことで地元の皆さんもあわせてともに協力していただけたらというふうに思っております。

○議長（沓掛計三君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） 今お答えいただいた中で、民生委員さんというのは、そういうことはしっかり御指導されているということによろしいですか。

○議長（沓掛計三君） 小宮山課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（小宮山俊樹君） 月1回、民生委員と開き、その中でそういったことを毎回協議しております。

○議長（沓掛計三君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） はい、ありがとうございました。

次に移らせていただきます。

こういった災害等が起きる中で、小・中学校での防災教育はどんな形で行われているか、お伺いをしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 小・中学校ともに、年度当初に年間計画の中に防災教育を位置づけて避難訓練や防犯学習を行っております。小学校では、火災、地震の避難訓練を年に3回行います。また、6月には、講師を招いて防犯教室を行っております。さらに学校として児童

引き渡しカードを作成しまして、非常時にはきめの細かい対応ができるように、親御さんがいないときはどこか親戚の家にとか、そこまできめの細かい対応を考えております。中学校では、年に2回、火災と地震を想定した避難訓練を実施しております。訓練の後は災害マップを使用しまして危険箇所を確認したり防災講座を実施したりして、避難と同時に防災の知識を学ぶことにしております。

また、これは不審者対策なんですけど、小・中学校ともに不審者に対する校内放送もあらかじめ暗号で決められておりまして、考えられる対応は丁寧に行うようにしております。

○議長（沓掛計三君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） ありがとうございます。

次に進めさせていただきます。

今後ハザードマップ等の周知など、住民自身が危険に目を向けることが大切だと強調されることが大事だと思いますけれども、村として今後、減災、防災の進め方の考えはあるでしょうか、お願いしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 不幸にして災害があったときに想定外だったという言いわけはしたくないなと常に思っているところでございます。ことしの各地の災害、全国各地の災害は、各自治体だとか学者だとか省庁の皆さんだとか、想定外のことはたくさんあった。そして災害に遭った人は、こんなことは初めて、何十年住んでいるけれども初めてだったというようなことがあって、恐らく歴史的には、地球規模の歴史的にはあったでしょうけれども、人間が住んで何千年もの間にそうはあるようなことではないことが何回もあったんじゃないかというふうに思っております。

最もことしの災害で衝撃的だったのは、北海道の厚真町のあの多くの山が崩れてむき出しになっていましたよね。あれを見たときは、本当に衝撃を受けた映像でございました。青木村は軽石が堆積したところはそうはないと、ほとんどないだろうというふうに思っていて、ああいう災害はないかもしれませんが、約54年ぐらい前でしょうか、ああいうこともあり得るという前提で考えなければならないというふうに思っております。青木村はそれ以来約半世紀、死者の出るような災害はなかったという大変幸せな村であるわけですが、どうしても平和なれをしていないかという心の警鐘を私自身が鳴らしているところでございます。

青木村も台風、風水害はもちろんある可能性はありますけれども、松本の牛伏寺断層、そ

れからそれに関係します糸魚川静岡のフォッサマグナ、こういうことも至近にある、距離的には近いわけでありますので、そういうことも当然想定した中でやっていかなければならないというふうに思っております。

ことしの大阪北部の地震、それから西日本の豪雨、台風21号、胆振東部地震、こういうことを青木村に置きかえて、頭の中のトレーニングあるいは課長会議あるいは担当者との会話の中でしているところがございます。

今後、防災・減災につきましては、関係する国・県の機関あるいは村内の関係団体あるいは議会の皆さん等に御協力いただきながら、危機管理につきましては連携をとってハード面、ソフト面両面で取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（沓掛計三君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） ありがとうございます。一層のまた御尽力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、2番目の質問に移らせていただきます。

中学生、高校生の自転車通学生に対する自転車保険加入補助金制度についてお伺いをしたいと思ひます。

最近、自転車事故についてがニュースの報道や新聞にも載っていて、注目を集めております。元大学生の女性が歩行者にぶつかり死亡させたとして重過失致死罪に問われた、横浜地裁が禁固2年、執行猶予4年という言い渡しが行われた事故は耳に新しいところでございます。また、ある新聞記事に載っていましたが、男子小学生11歳が歩行中の女性62歳と正面衝突して、女性は意識不明の重症で、2013年、神戸地裁から小学生の母親に9,521万円の損害賠償を命じております。

警察庁によりますと、2017年中の自転車加害者となった事故は1万5,000件を超えており、歩行者側が重症もしくは死亡した人数は299人に上っているとされており、このうち加害者となる自転車側の3割は保険未加入だったということでもあります。ちなみに、県下の平成30年8月の27日現在でお話を聞きましたけれども、自転車事故件数は、人身事故だけで539件、上田警察署管内では551件、また、このうち高校生が起こした自転車事故は県下で137件、そのうち上田警察署管内では19件の人身事故が起きているとの報告を聞きました。

さて、自転車保険でありますけれども、自動車損害賠償責任保険のような強制保険ではなく、他人にけがを負わせたときなどに補償する個人賠償責任保険と自分のけがに備える傷害

保険を組み合わせた保険だそうでございます。年間数千円の保険料で1億円程度の個人補償がついているのが主流だそうでございますが、現在自動車保険や火災保険などの特約に含まれている場合もあるそうです。

近くの千曲高校に現状をお聞きしました。担当者のお話ですと、学校では入学時に自転車保険の話をしているそうでございます。現在、傷害総合保険と自転車保険をブックで勤めておりまして、PTA連合が担当している傷害保険と保険会社が担当している自転車保険を勤めているそうでございますけれども、いずれの保険も死亡保障は1億円で、掛金は保険の内容により年間2万円から4,000円との話でございました。また、加入状況は、クラスによって違いますが、9割から5割の生徒が加入しているということでございます。

道路交通法上、自転車は軽車両に位置づけられておりまして、車と同じように安全運転の義務を負う、運転者が歩行者を死亡させたりけがを負わせたり、加害者側に高額な損害賠償が命じられる昨今であります。

そこでお伺いをしたいと思います。現在、青木中学で自転車通学されている生徒は何人ぐらいいるでしょうか、お伺いをまずしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 現在37名おります。

○議長（沓掛計三君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） はい、ありがとうございます。

そこで次にお伺いしたいんですけれども、小・中学校でそうした自転車通学を含めて自転車安全教育の指導等はどんなふうに行われているか、お伺いしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 小学校ですが、4月と10月に交通安全教室を行っています。自転車の指導については、4月に行う安全教室で自転車による交通ルールの基本を教えます。該当するのは基本的には4年生以上の児童ということになります。自転車教室の後、自転車点検と安全な乗り方の様子を家庭に知らせ、その後、自転車の修理、必要な修理ですとか乗り方の技術的な問題が改善されたとなったところで公道を乗ってよいという、そういうふうにしております。

また、小学校では、子供自転車大会に参加しておりまして、これは東信地区では1校のみであります。したがって、ここ8年間連続で県大会に参加しておりまして、正しい自転車の乗り方の啓発に、その子供たちを中心に努めておるところであります。

一方、中学校ですが、4月の入学式の後、1年生全員と2、3年生の自転車利用者を集めて自転車の指導を行います。その際に自転車総合保険への加入をあっせんしておりまして、その後通学路届けを確認した時点で自転車通学を認めるということになっております。

○議長（沓掛計三君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） ありがとうございます。

それで、最後にお伺いしたいわけですが、小・中学校、またあわせて高校へもかなりの方が自転車通学をしていると思います。特に高校の場合はなかなか使いにくいわけですが、大げがするとももちろん高校の場合はヘルメットをかぶるということなしで普通の帽子で通っている生徒がほとんどだと、こんなふうに見受けられるわけでございますけれども、そういった危険な昨今、自転車保険加入の促進と補助制度について創設をぜひお願いしたいと思いますけれども、その検討についてどうでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 小学校の自転車の乗り方の勉強とか法規上の勉強、県大会に東信地区代表として青木村の小学生が出て、大変毎年いい成績をおさめておりますので、そういうことで学校全体がそういうことに取り組んでいるということも一つ御理解いただきたいと思います。

御質問の件でございますけれども、小・中学校では長野県PTA連合会の小・中学校総合保険制度というのがありまして、こういった保険、あるいはコープの共済保険の加入をあっせんしているところでございます。加入した時点で自転車通学を認めるということで制度を整えておりまして、自転車が加害者になるということも、今後も保険の加入は大切だというふうに考えております。

それから、村では、ことし2月に広報あるいはチラシで東北信の交通災害共済に入っているようにお願いをしているところでございます。

御質問の今後の補助制度につきましては、検討課題の一つにさせていただきたいと思えます。

○議長（沓掛計三君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） 非常に昨今、私たちも自転車通いをしておりましたけれども、自転車で人をあれたなんてことはほとんどないような、それだけ人も少なかつたろうと思えますけれども、今これだけかなりこういう青木にも都市化、また交通量も多いという中で、ぜひ御検討いただいて、お願いをしたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（沓掛計三君） 通告のありました7人の議員の質問は全て終了しました。

---

#### ◎総括質疑

○議長（沓掛計三君） 引き続き会議を進めます。

これより平成29年度一般会計及び特別会計決算についての総括質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 以上で総括質疑を終了します。

---

#### ◎委員会付託

○議長（沓掛計三君） 続いて、委員会付託を行います。

本会議に上程されました議案第1号から議案第8号までを常任委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） それでは、委員会付託の案件につきましては、事務局より資料を配付いたします。

〔事務局資料配付〕

○議長（沓掛計三君） 皆さん、お手元に資料届きましたか。

片田事務局長より内容について御説明申し上げます。

○事務局長（片田幸男君） 平成30年第3回定例会議案等委員会付託明細について御説明を申し上げます。

委員会に付託する案件につきましては、議案第1号から第8号までについて、それぞれの委員会へ付託いたします。

以下の報告2件と議案第9号から17号につきましては、最終日の本会議で御審議をお願いいたします。

初めに、議案第1号平成29年度青木村一般会計決算の認定につきましては、次のページをお願いいたします。初めに、歳入につきましては、2枚目と3枚目に記載がございます。該当するページにつきましては、左端に記載してあります12ページから33ページまで、よろしくをお願いいたします。

歳出につきましては、4枚目をごらんいただければと存じます。該当するページは、34ページから101ページとなります。

また、特別会計につきましては、表のとおりとなっております。

なお、付託の委員会名につきましては、右側の欄におのおの記載してございます。委員会で御審議をお願いいたします。

最初のページに戻っていただきまして、議案第2号と第7号、8号は、社会文教委員会をお願いいたします。議案第3号から第6号につきましては、総務建設産業委員会をお願いいたします。

以上、委員会付託明細について御説明を申し上げました。

○議長（沓掛計三君） 事務局長から説明ありました。

何か御不明な点、ございますか。ありませんか。

[発言する声なし]

---

### ◎散会の宣告

○議長（沓掛計三君） それでは、以上で本日の日程は全て終了しました。

これにて散会といたします。

どうも御苦労さまでした。

散会 午後 3時13分

## 平成30年第3回青木村議会定例会会議録

### 議事日程(第3号)

平成30年9月20日(木曜日)午前9時開議

- 日程第 1 議事日程の報告
- 日程第 2 委員長審査報告
- 日程第 3 報告第 1号 健全化判断比率について
- 日程第 4 報告第 2号 資金不足比率について
- 日程第 5 議案第 1号 平成29年度青木村一般会計決算の認定について
- 日程第 6 議案第 2号 平成29年度青木村国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第 7 議案第 3号 平成29年度青木村簡易水道特別会計決算の認定について
- 日程第 8 議案第 4号 平成29年度青木村簡易水道建設特別会計決算の認定について
- 日程第 9 議案第 5号 平成29年度青木村別荘事業特別会計決算の認定について
- 日程第10 議案第 6号 平成29年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第11 議案第 7号 平成29年度青木村介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第12 議案第 8号 平成29年度青木村後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第13 議案第 9号 青木村農村地域工業等導入地区に係る村税の課税免除に関する条例を廃止する条例について
- 日程第14 議案第10号 青木村地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例について
- 日程第15 議案第11号 寄附採納について
- 日程第16 議案第12号 教育委員会委員の任命について
- 日程第17 議案第13号 人権擁護委員候補者の推薦の同意について
- 日程第18 議案第14号 平成30年度青木村一般会計補正予算について
- 日程第19 議案第15号 平成30年度青木村簡易水道特別会計補正予算について
- 日程第20 議案第16号 平成30年度青木村別荘事業特別会計補正予算について
- 日程第21 議案第17号 平成30年度青木村介護保険特別会計補正予算について

出席議員（10名）

1番	宮入隆通君	2番	坂井弘君
3番	松澤正登君	4番	金井とも子君
5番	宮下壽章君	6番	沓掛計三君
7番	居鶴貞美君	8番	小林和雄君
9番	堀内富治君	10番	山本悟君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	北村政夫君	教育長	沓掛英明君
総務企画課長 兼事業推進室長	片田幸男君	参事兼 建設農林課長 兼農振係長	花見陽一君
住民福祉課長 兼保健衛生係	小宮山俊樹君	教育次長兼 公民館長	横田孝君
保育園長	若林喜信君	会計管理者兼 税務会計課長	多田治由君
建設農林課長 兼補佐兼建設係長	宮下剛男君	商工観光移住 課長	新津俊二君
建設農林課長 兼上下水道係	横沢幸哉君	住民福祉課長 兼補佐兼支援 センター長	宮澤章子君
住民福祉課長 兼住民福祉係	上原博信君	総務企画課長 兼補佐兼総務係	稲垣和美君
税務会計課長 兼住民税係	早乙女敦君	総務企画課長 兼財政係	小林利行君
税務会計課長 兼資産税係	奈良本安秀君	総務企画課室長 兼事業推進係	塩澤和宏君
建設農林課長 兼国土調査係	小林義昌君	総務企画課長 兼庶務係	小林宏記君
商工観光移住 課長兼商工観光係	上原信子君		

---

事務局職員出席者

事務局長 片田幸男

事務局員 稲垣和美

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（沓掛計三君） 定刻になりましたので、本日の会議を開会いたします。

初めに、9月13日の一般質問で議会基本条例第8条第4項による反問に対する議員の答弁に関する取り扱いについて、9月14日に開催されました議会運営委員会において次のように決定されました。

一般質問は、各議員に対して40分の質問時間が付与されており、その中で村長等が議長の許可を得て質問に対する反問を行い、当該議員が議長の許可を得て答弁する場合は、40分の質問時間内において簡潔・明瞭に答弁されるものとしました。

ただし、今回に限り特例として、議会の最終日の冒頭に反問に対する答弁を行うこととするとされました。

なお、基本条例の中には、本会議、委員会及び全員協議会についても同様の方法で行われることができますが、議会の会議規則53条、65条により、議長及び委員長の許可によって実施されるようお願いいたします。これに対して御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 異議なしと認めます。

これからについては、このような方法で実施していくようにいたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、沓掛教育長からの反問に対する答弁を坂井議員に許します。

簡潔・明瞭をお願いします。

坂井議員。

○2番（坂井 弘君） お願いいたします。

沓掛教育長の反問に対する答弁の機会をとっていただきありがとうございます。

私の一般質問に対する沓掛教育長の反問の内容は、青木村では保小中一貫教育、インクルーシブ教育といわれる教育体制の中、障害を持っている子供の早期支援システムができていながらもかかわらず、この制度に乗らなかったために支援がおくれた場合、その子の将来の生活をどう保障するのかという趣旨の反問であったと理解をしております。

お答えを申し上げます。

もとより私は、教育長の言われる、障害を持っている子供の早期支援システムの制度を否

定する立場には立っておりません。早期支援システムによって救われている子供たちがいること、同時に、そうした子供たちのために村内の教育機関の教職員の皆さんが多大な御努力をいただいていることにも敬意を表するものであります。

しかしながら、私が一般質問で主張してまいりましたのは、この制度に乗ることなく、別の流れで子供を育てたいと願う親御さんの考え方もまた、保証されてしかるべきだということです。

そもそも、保育園に入ることは強制されていません。保育園に全く通うことなく小学校に入学する子供さんがいたとしても、制度的には何ら問題ではありません。

また、青木村以外の市町村で育ち、転入によって青木小学校に入学してくるお子さんもいます。他市町村の小学校に入学した後、青木小学校に転入してくるお子さんもいます。

こうしたお子さんへの青木村の支援は、当然のことながら、その時点からということになります。だからといって、青木村の誇る支援教育を、こうした途中からの転入児に対しては行わないということでは決してないはずです。どのような立場のお子さんに対しても、平等に支援を行うのが青木村の支援教育だと理解をしております。

青木村の保育園に入らずに支援が遅れたらどうするんだということを問うのではなく、青木村に在住し、青木村で育つ子供に対しては、青木村保育園に入園する、しないのいかんにかかわらず、あらゆる方法を駆使し、早期支援を行っていくことが重要ではないでしょうか。

青木村保育園入園を早期支援の絶対条件にするのではなく、別の道を歩む子供にも、全ての制度が平等に降り注がれるべきだと思います。

以上、申し上げ、杓掛教育長の反問に対する私の答弁といたします。

○議長（杓掛計三君） 坂井議員の答弁が終了しました。

---

### ◎議事日程の報告

○議長（杓掛計三君） 続いて、本日の日程は、委員会付託について委員長報告をいたしまして、その後、報告第1号から第2号、議案第1号から第17号までを議題とし、質疑、討論、採決の順で行います。

なお、報告第1号、報告第2号の討論、採決はございませんので御承知おきをお願いします。

---

◎委員長審査報告

○議長（沓掛計三君） それでは、各委員長より、委員会審議の内容について報告をお願いします。

最初に、総務建設産業委員会における質疑内容等について、委員長より報告をお願いします。  
堀内総務建設委員長。

○総務建設産業委員長（堀内富治君） 青木村議会議長、沓掛計三殿。

総務建設産業委員長、堀内富治。

委員会の審査報告を申し上げます。

本委員会に付託の事件について、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第74条の規定により報告をします。

議案第1号 平成29年度青木村一般会計決算の認定について、総務建設産業委員会関係であります。

歳入につきましては、村営住宅の使用料、村営バスの使用料などについて、質疑及び意見が出されました。

歳出においては、総務企画課、税務会計課関係では、空き家対策計画、村営バスの運行と経営状況、情報センターの機器の更新、消防施設の備品の購入などについて質疑されました。

また、建設農林課商工観光移住課関係では、道の駅あおき高機能化事業の状況、有害鳥獣対策、松くい虫対策の状況、観光施設の活用などについて、いろいろと質疑がされたわけでございます。

反対討論はなく、賛成討論では、村税も高い収納率を維持しており、限られた財源の中で交付税措置や補助率の高い交付金、補助金を積極的に活用されていることに対して高く評価します。

歳出では、情報センターや村営バスなど、村民の生活に密着した事業について、確実に事業が展開されており、さらに村民の要望に応えるよう事業の充実を望みます。

また、松くい虫や有害鳥獣対策など、青木村の自然豊かな環境を守る努力に対しても評価をします。

事業が完成しました、リニューアルオープンした道の駅あおきの新しい拠点施設として、さらに有効活用するとともに、今後も健全な財政運営を堅持しながら、村の発展に向けてさ

らに努力を希望するとの賛成討論があり、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定を  
しました。

議案第3号 平成29年度青木村簡易水道特別会計決算の認定について、水道管本管の修繕  
や耐用年数等の状況及び水質検査による水質管理の安全状況の質疑、答弁があり、討論なく、  
全員賛成にて原案のとおり認定することに決定をしました。

議案第4号 平成29年度青木村簡易水道建設特別会計決算の認定について、水道建設施設  
の国庫補助事業に関する委託料及び工事請負に関する質疑があり、本年度で終了する排水地  
等の事業内容の答弁があり、討論なく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定しま  
した。

議案第5号 平成29年度青木村別荘事業特別会計決算の認定について、管理士の収納状況  
や居どころ不明者に対する対応などについて質疑がございました。討論なく、全員賛成にて  
原案のとおり認定することに決定しました。

議案第6号 平成29年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について、  
浄化センターの維持管理業務の委託内容について、今後の維持管理についての質疑、答弁が  
され、討論なく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定しました。

以上、報告します。

○議長（沓掛計三君） 続いて、社会文教委員会について、委員長より報告を願います。

居鶴社会文教委員長。

○社会文教委員長（居鶴貞美君） おはようございます。

平成30年9月20日。

青木村議会議長、沓掛計三殿。

社会文教委員長、居鶴貞美。

本委員会に付託の事件につきまして、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、会  
議規則第74条の規定により御報告を申し上げます。

議案第1号 平成29年度青木村一般会計決算の認定について、社会文教委員会関係部分で  
あります。

決定をいたしました理由を申し上げます。

教育委員会関係では、児童センターの利用、教育における働き方改革、部活動のあり方、  
小・中の支援員、学力向上の取り組み、運動施設の利用、文化祭の活用などについての質疑  
がなされました。

住民福祉課関係においては、障害者福祉施策の状況、シルバー人材センターの現状、福祉医療費への支給、予防接種や人間ドックの状況、資源物回収、生ごみ処理、し尿処理施設の運営などについて質疑応答がなされました。

財政運営は健全であり、限られた財源を工夫し、効率的に予算執行したことを評価しますとの賛成討論があり、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定をいたしました。

続きまして、議案第2号 平成29年度青木村国民健康保険特別会計決算の認定についてであります。

国保税不納欠損の内容、国保基金の現状、特定健診、保健指導の受診率向上策について質疑応答がなされました。討論なく、全員賛成にて原案のとおり決定することに決定をいたしました。

議案第7号 平成29年度青木村介護保険特別会計決算の認定についてであります。

歳出における趣旨普及費及び任意需用費の内容、緊急通報体制等、整備事業の内容について質疑応答がなされました。討論なく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第8号 平成29年度青木村後期高齢者医療特別会計決算の認定についてであります。質疑、討論なく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定をいたしました。

以上であります。

○議長（沓掛計三君） 以上で、付託事件の委員長報告が終了しました。

---

#### ◎報告第1号の質疑

○議長（沓掛計三君） それでは、9月11日の議会開会日にお配りしました議事日程に従って進めてまいります。

報告第1号 健全化判断比率についての質疑のみを行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 報告第1号 健全化判断比率についての質疑を終了します。

---

◎報告第2号の質疑

○議長（沓掛計三君） 続いて、報告第2号 資金不足比率について質疑を行います。  
質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 報告第2号 資金不足比率についての質疑を終了します。

---

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続いて、議案第1号 平成29年度一般会計決算の認定についての質疑を行います。

質疑のある方。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） それでは、質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

宮入議員。

○1番（宮入隆通君） それでは、平成29年度一般会計決算につきまして、賛成の立場から述べさせていただきます。

歳入総額35億2,980万1,000円、歳出総額32億1,323万2,000円、実質収支は2億9,713万8,000円の黒字決算となりました。

財政状況を示す数値も良好な状態で、健全財政の運営を認めます。

歳入について、各種事業実施に当たりまして、国からの交付金並びに財政措置の有利なものを選択し事業を推進してきたことを評価したいと思います。

歳出については、総務企画課関連では、村営バス運営事業等、生活に密着した事業が行われ、将来的にわたる各課題解決のためにも実施されておりますが、さらに村民の要望に応えていただきますようお願いしたいと思います。

住民福祉課関連では、少子高齢化の中、社会福祉関連の民生費、住民生活に直結する衛生費等について、広範囲にわたり実施されました。今後も、住民福祉、サービス向上を考えた社会福祉施策を希望します。

建設農林課関連では、有害鳥獣駆除、松くい虫駆除の事業が実施され、また、商工観光移住課関連では、情報提供施設が完成したことから、今後、高機能拠点化施設として、今後の青木村の発展のために活用されることを期待します。

教育委員会関連では、青木村独自の教育施策をとり、成果を上げていることを評価します。今後の青木村の将来を担う子供たちに対する、魅力ある子育て政策をお願いします。

今後も、健全な財政運営と事業推進をお願いし、賛成討論とします。

○議長（沓掛計三君） ほかにありますか。

[発言する声なし]

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第1号 平成29年度青木村一般会計決算の認定については、原案のとおり可決、認定されました。

---

#### ◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続いて、議案第2号 平成29年度青木村国民健康保険特別会計決算の認定について質疑を行います。

ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（沓掛計三君） 質疑を終了し、討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第2号 平成29年度青木村国民健康保険特別会計決算の認定については、原案のとおり可決、認定されました。

---

#### ◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続いて、議案第3号 平成29年度青木村簡易水道特別会計決算の認定について質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（沓掛計三君） 質疑を終了し、討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第3号 平成29年度青木村簡易水道特別会計決算の認定については、原案のとおり可決、認定されました。

---

#### ◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続いて、議案第4号 平成29年度青木村簡易水道建設特別会計決算の

認定について質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第4号 平成29年度青木村簡易水道建設特別会計決算の認定については、原案のとおり可決、認定されました。

---

#### ◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続いて、議案第5号 平成29年度青木村別荘事業特別会計決算の認定について質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第5号 平成29年度青木村別荘事業特別会計決算の認定については、原案のとおり可決、決定されました。

---

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続いて、議案第6号 平成29年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（沓掛計三君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第6号 平成29年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定については、原案のとおり可決、決定されました。

---

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続いて、議案第7号 平成29年度青木村介護保険特別会計決算の認定について質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（沓掛計三君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

議案第7号については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第7号 平成29年度青木村介護保険特別会計決算の認定については、原案のとおり可決、認定されました。

---

#### ◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続いて、議案第8号 平成29年度青木村後期高齢者医療特別会計決算の認定について質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） これで質疑を終了し、討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

議案第8号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第8号 平成29年度青木村後期高齢者医療特別会計決算の認定については、原案のとおり可決、認定されました。

---

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続いて、議案第9号 青木村農村地域工業等導入地区に係る村税の課税免除に関する条例を廃止する条例について質疑を行います。

質疑のある方。

山本議員。

○10番（山本 悟君） 過去において、この条例を適用になった例は何件ぐらいあるのか、それから、もっとも直近で近いものではどのくらいあるのか、今後の見通しについて全くゼロという見通しなのか、その辺をお聞きします。

○議長（沓掛計三君） 新津課長。

○商工観光移住課長（新津俊二君） お答えいたします。

過去に、農村地域工業等導入地域に係る村税の課税免除に関する条例、こちらを適用しまして課税免除を行ったという例なんです、農村地域の工業導入地域ということで指定してある地域が、村内に2つほど地区がございます。その地区に工場ができたときに適用しているわけなんです、すみません、何年度に何社というのが今、手元になくて、大変申しわけないんですが、直近で一番新しく平成25年より前だったと思います。

このところは適用はございませんでした。

それから、今後の見通しでございますが、次の議案第10号、未来地域投資促進法の適用と、そちらのほうに、などの課税免除制度を使って、これから工場ができる場合には、課税免除を受けていただく制度になってまいります、今のところは、新しい、確約できるようなところはございませんが、積極的に課税免除の制度が整備されたらば、PRをしまして工業の誘致を図ってまいりたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 過去の例については、調べて、わかる範囲でまた教えてください。

それから、今の説明の中で、今後、村もいろんな企業を誘致しているわけなんですけれども、それは次の条例で適用するかということなんです、それは問題はないでしょうか。

村長、いかがでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 村の活性化のために、あるいは土地利用の均衡化のために、あるいは雇用促進のために企業誘致を、上田周辺、あるいは坂城まで足を伸ばしてしております。そういう中で雇用確保、次の議案に続きまして、活用していきたいと考えております。

○10番（山本 悟君） わかりました。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

議案第9号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第9号 青木村農村地域工業等導入地区に係る村税の課税免除に関する条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続いて、議案第10号 青木村地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例について質疑を行います。

居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） お聞きをいたしますが、この趣旨の中で、地域の中堅企業等による地域の強みを生かした先進的な事業に必要な設備投資、地域未来投資というふうになっておりますが、具体的にどのような事業、あるいはどのような事業を想定されているのかどうか、お聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 新津課長。

○商工観光移住課長（新津俊二君） お答えいたします。

まず、地域の経済を牽引するような事業ということで、上田地域全体で計画を立てまして、国に提出をして、それが認められているというものがございます。その計画の中で、地域の経済を牽引する事業としまして、地域の特性としまして、こちらは、金型ですとかプレス、プラスチックの成形事業といったようなもの、それから、電子部品等の高度なものづくり技術といったもの、それから、将来を見据えて上信越自動車道などの交通インフラを活用しました先進的なものづくり分野ですとか、生産機械だとかを活用したヘルスケア、健康のヘルスケアですけれども、そういった事業などを計画の中に盛り込みまして、そういったところで企業が該当になってくるということになります。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 上田市で作成されたという御説明であります、青木村の中にこの該当する企業というものが含まれているのかどうかお聞きをします。

○議長（沓掛計三君） 新津課長。

○商工観光移住課長（新津俊二君） お答えいたします。

上田地域として計画を出したわけですが、そのときに、もちろん、青木村としても計画づくりに参加をしております、結果から言いますと、青木村の今現在あります企業、ほとんど該当になります。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 今後、かなり期待されるものだろうというふうには考えておりますが、青木村の中でも、今新たに用地を取得して、村内のほうにおいでになるとか、いろいろ活発に活動されております。今、青木村、大体該当だと、こういう話ですので、これを商工会等には、またよくPRをいただいて、活用のほうお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（沓掛計三君） 答弁よろしいですか。

○7番（居鶴貞美君） はい。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

山本議員。

○10番（山本 悟君） 固定資産税の関係も結構なんです、法人住民税なんかも対象として考えておられるのか。あと、関連としてお聞きしたいんですが、村でも企業の誘致するためにいろんな条件を出しているんですが、今の村でもって誘致のためのいろんな出している

条件、それから、今後こういうこともやってみたいなというようなことで何かありましたら、村長、お願いします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 具体的には、しばらく前の全員協議会に企業誘致、あるいは企業誘致のための優遇策について御説明したところでございます。

坂城町に負けない、あるいは最近では御代田町がある程度大きな企業誘致のために特枠を設けておりますので、それに負けないくらいのもを出したいと、こういうお願い、御説明をさせていただいたところであります。

やっぱり企業誘致を、企業を回って、やはりその周辺の地域に負けないものを持っていないとやはりだめだなというのと、じゃ、いつごろ、どこの場所に、単価幾らで、何平米くらいそろいますか、とこういうふうに言われたときに、今、持ち合わせの答えがありませんので、それに答えるべくやっていきたいと思っております。

それから、民間企業、これは企業誘致ではなくて造成部門です。一度に多額の金とかエネルギーが必要になりますので、企業誘致も含めて土地買収だとか造成について、民間企業のノウハウだとか、あるいは資金が使えるようなことが、もちろん合法的ですけども、村にとっていい方法があれば、そんなこともあわせて研究してまいりたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） いろいろ考えていらっしゃるようで、ぜひ進めてほしいと思います。

もう一つ、企業側にして考えると、例えば、青木なら青木、企業として出てきた場合に、人が集まるのかという問題、これは青木だけの問題じゃなくて、地域全体、いや日本全体の問題ですけども、その辺も今後、ということになれば村民をふやすということなんだけれども、減らさないようにするのが精いっぱい、とてもじゃないけどふやすなんてのは大変なことなんですけれども、その辺について、村長、いかがお考えですか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 人を集めるのは、単に人が移ってくればいいということではなくて、移るためのノウハウといいたいでしょうか、特典がなければだめだというふうに思っております。ですから、今議会でもいろいろ、決算の中で議員さんからも御指摘されましたような教育に対する優遇策といいたいでしょうか、特別なことだとか、ほかに負けないことだとか、いいことだとか、それから、村営住宅を含めて住む場所ですよ。そういうような、単に働く人のためには生活全てのものの条件が整わないとだめだというふうに思っております、そういう

努力もいろいろし始めているところでございます。

それから、今直近で、働く人がいないという商工会、あるいは商工会の総会なんかに行きますと言われましたので、ことしの春、山本さんのところの会社にも参画していただきまして、チラシをつくって上田地域、大きい地域に新聞の折り込みをいたしました。企業によっては、大変、ハローワークに行ってもゼロだけれども、5、6人雇用できたとか、その後、照会の電話があったとか、大変そういうような反響が大きかったものですから、不断の努力を商工会と一緒にやっていきたいと考えております。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） ありがとうございます。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

議案第10号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第10号 青木村地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 議案第11号 寄附採納についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 本件については、8月14日の落雷火災の消火活動に対する寄附であるというふうに理解をいたします。先般の中村区での火災についても、同様の寄附行為が行われました。

これまでの歴史的経緯の中で、こうした消火活動に対する寄附行為は、慣習的なものとなっているのでしょうか。その点をお聞かせください。

○議長（沓掛計三君） 片田課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 御質問でございますけれども、私どもから特に寄附を強要するようなことは当然ございませんし、当事者のお考えの中で行われたことでございまして、決して慣例的に行われているというようなことはないというふうに認識してございます。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 今、慣例的に行われていることはないということを裏返しをすれば、そうしたことを行っていない方もいらっしゃるということでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 片田課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） そのように理解していただいて結構でございます。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ありがとうございます。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 質疑を終了し、討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ただいま質問をいたしました趣旨にのっとっての反対意見を申し上げます。

寄附者は、火災に遭われて、経済的にも精神的にも被害をこうむっている、そういう方であるわけです。加えて、今回の火災は、自然災害によるものであって、本人の責に帰する内容では全くないわけであります。

こうした状況にある方からの寄附は、遠慮すべきではないかなと私は思っております。

消火活動でお世話になったことへの返礼をしたいという当事者のお気持ちは十分理解をす

るところであります。先ほどのお答えでは慣例化になっていないということでありましたけれども、こうしたことが今回、2回にわたって続けて行われているわけでありまして、お気持ちは十分察するところでありまして、今後起こり得る被災に対してもこうしたことが先例となっていくというおそれもあるのではないかと危惧しております。

こうしたことについては、慣習化することなく、状況を鑑みてお断りするの正しいのではないかと私は考えるところであります。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 討論終結、議案第11号の採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（沓掛計三君） 賛成多数。

議案第11号 寄附採納については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第12号及び議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続いて、議案第12号 教育委員会委員の任命を議題とし、あわせて、議案第13号の人権擁護委員候補者の推薦の同意について、村長より説明を求めます。

北村村長。

○村長（北村政夫君） 議案第12号 教育委員の任命について、そして、13号の人権擁護委員の候補者の推薦の同意につきましては、人事案件でございますので、慣例に従いまして、暫時休憩をいただきまして、別室にて説明をさせていただきたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） ここで、暫時休憩といたします。

議員の方は、これで議員控室のほうへ御移動を願います。

休憩 午前 9時42分

再開 午前 9時56分

○議長（沓掛計三君） 引き続き会議を再開します。

事務局より資料の配付をお願いします。

〔資料配付〕

○議長（沓掛計三君） それでは、村長より説明をお願いします。

○村長（北村政夫君） 議案第12号 教育委員会委員の任命についてをお願いいたします。

下記の者を教育委員会委員に任命をしたいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、議会の同意をお願いいたします。

住所につきましては、青木村大字殿戸61番地7、氏名、小林規子さん、生年月日でありますけれども、昭和39年10月15日生まれでございます。

平成30年9月11日提出、青木村長、北村政夫。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 本案について質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

議案第12号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第12号 教育委員会委員の任命については、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第13号 人権擁護委員候補者の推薦の同意についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

北村村長。

それでは、事務局のほうから資料の配付をお願いします。

[資料配付]

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 議案第13号 人権擁護委員候補者の推薦の同意についてお願いいたします。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の同意をお願いいたします。

住所につきましては、青木村大字奈良本469番地の1、夢田定行さん、生年月日でございますが、昭和24年5月6日生まれでございます。

もう一方、青木村大字田沢3779番地の18、井古田眞喜子さん、生年月日につきましては、昭和32年10月12日生まれでございます。

平成30年9月11日提出、青木村長、北村政夫。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 本案について質疑を行います。

ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（沓掛計三君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

議案第13号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第13号 人権擁護委員候補者の推薦の同意については、原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続いて、議案第14号 平成30年度青木村一般会計補正予算について  
質疑を行います。

質疑のある方。

山本議員。

○10番（山本 悟君） 10ページをお願いします。

5目の財産管理費の中の保険料ですが、自動車保険料ということで、キッチンカーの保険料ということなんですが、それはまあいいんですけども、キッチンカーの今後の運行について、どんなふうに考えていらっしゃるのか。先日は県庁へも行ってお披露目もされたということなんですが。

人の問題とか、そういったことが特に起きていると思います。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） きょう午後、全員協議会があって、その他のところで、きのう県庁に行った報告を申し上げようと思っておりました。ここで御質問がありましたので、答弁をさせていただきますと思っています。

知事、副知事、各関係する部長さん等々、それから、県庁に来庁されました皆さんにも、たくさんの方に食べていただきまして、大変好評でありました。

取材も、10社の皆さんからテレビカメラ、新聞等々の取材をいただきました。

記者のある方が、善光寺の門前のそばよりずっとうまいと言っていたのが、大変うれしいことでした。

そのとき、知事が、まず、農林部長に、大変いいことだと、危機管理部長と、いわゆる災害時の炊き出し機能のことなんですけれども、すぐ相談して県でもそろえるように、こういう指示をされておまして、私どもの考え方は知事も、県でも認めていただいたなど、こんなふうに思っております。

今後の使い方でありまして、そこでも申し上げましたけれども、一番は、青木村のタチアカネのPRだけではなく、動く青木村の観光、移住等の宣伝車にしたいというふうに思っております。

目的は、タチアカネのそばを売るということではなくて、それを通して青木村にたくさんの人に来ていただくという機会をつくりたいというふうに思っております。

それから、もう一つ、これも知事に大変お褒めをいただきましたけれども、先日の9月6

日の災害総合訓練のときにもハイゼックスでつくりました災害時の食事、あれも作り方から本物まで持って行ってみんなで食べていただいたんですけれども、災害時のときはこれを活用したい。ガスボンベを3本積みますので、24時間煮炊きができる、こういう状況でありますので、大いに活用していきたいと思っております。

それから、そばの栄養とか、あるいは教育では食育のことだとか、いろいろ多方面に使えるようになりたいというふうに思っております。これは、青木村の方が、そばの同好会とかそういう方が、一定の条件のもとで借りたいと言えば貸し出したいと思えますし、農協、JA信州でも借りたいというふうに言ってますので、そういうときは、一定の条件のもとで貸し出して、青木村のPRもあわせてしていただくようにも考えております。

いずれにいたしましても、大変高価なものをつくらせていただきましたので、しっかり有効活用に努めてまいりたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） やっぱり一番問題というか、人だと思うんですね。

これやってくださる方、例えば村で何らかの形で雇ってその人をお願いするのか、今いる村及び株式会社道の駅とかそういった関連で縁のある方でやっていただくのか、あるいは外部へ委託してやるのか、いろんな選択肢はあろうかと思うんですが、緒についたばかりでございまして、いろんな選択肢を考えた中でやってほしい。

長続きのする方法で、息の長い、そんな方法を知恵を絞って、人の問題が私は一番だと思っています。かつて、例えばラーメン屋さんだとか、タコ焼き屋さんだとか、ポップコーンだとか何かいろいろなものがありましたけれども、なかなか皆さん長続きしないんですね。結局は、採算的に合わなくなっちゃうというのが現実だと思うんで。

これ行政ですし、PRが大きな目的なんで、そろばん勘定ばかりじゃなくて、行政がやる以上長続きするように、青木と言えばキッチンカーと言われるくらいになっていくよう方向性を出してほしいなと思っておりますが、よろしく申し上げます。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） おっしゃられるとおり、今、職員の間では、そばの同好会といいたしよるか、そういうような方を育てるというとこ、少し高い目線の話になるかもしれませんけれども、そういうような同好会をつくっていただいて、一定の条件のもとでそれを貸し出しをすとか、そういうようなことを考えて、なるべく職員の労力を、本来あるべきところへ向きたいなどは思っておりますけれども、当分の間は少し、私どもが直接やらなければだめ

かもしれませんが、青木村の住民の皆さんに活用していただく、あるいは農協に活用していただいて青木村もあわせてPRしていただくというふうに思っております。

それから、きのうもいろんな人に言われたんですけども、置いておくだけでもあれ、PRになるなあということなものですから、上田の駅に置かせてもらうとか、アリオの一角に置かせてもらうとか、本気でそう思っているんですよ。東京駅に置けるかどうかわかりませんが、

それから、まちの中をぐるぐる回っていてもPRになりますし、そういうふうに、本当にせつかく高い費用をかけてつくらせていただきましたので、大いに活用させていただきたいと考えております。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 言葉は悪いですけども、宝の持ち腐れにならないように、フルに活用して早く消耗するぐらいに。村の宣伝に、活性化の源になるように、よろしく願いたいと思います。

以上です。

○議長（沓掛計三君） よろしいですか。

ほかにございますか。

居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） ただいまの9ページ、10ページ、企画費で委託料についてお聞きをいたしますが、こちら、委託料、景観条例というお話でありまして、村長の御挨拶の中で、美しい村づくり条例（仮称）の制定支援業務委託料325万5,000円と、このように御説明をいただきました。もう少し詳しく御説明をお願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 片田課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） この委託料、今、議員さんおっしゃられましたとおり、簡単に言うと景観条例の策定に向けた支援業務を委託していくという形の中でございます。

そんなところで、当然、内容としましては、青木村の景観の特性ですとか概況の把握に始まりまして、住民の意識ですとか意向の把握、分析、それから、事業者の意識ですとか意向の分析等です。

あとは、この村が条例を制定するに当たっての上位計画といいますか、制度とかそういうところの把握をしっかりして、課題と方向性をしっかり整理をする中で、青木村らしい条例

の制定に向けた支援をしていただくということでコンサルタントに委託する委託料でございます。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 今回、補正で出てきましたんですが、これの経緯につきまして、例えば予算ではなくて、ここに出てきましたんですよね。その経緯につきましてお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今、太陽光の設置についていろいろお考えの方がありまして、単価は下がったとはいいいながら、今後太陽光がまだまだ出てくる可能性があります。

それから、もう一つ、公園ができて、ふるさと公園ができて、景観を守りたい地域もありますので、ということと、それから、工業系が規制と誘致を考えていきたいと、工業系を。

ということで、半年後、新規で予算をとってやるということも考えられましたけれども、急ぐということで、緊急性があるということで、ここで補正をお願いしている状況でございます。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 先ほど、総務課長のほうから、コンサルタントに委託というお話だったんですが、これは、どちらの業者を予定されているのか、お聞きをします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 昨年度からいろいろ勉強してやっております、県内の各市町村の条例を大まかに取り寄せてやっております。名称もさまざまでありまして、規制する内容、誘導する内容もさまざまであります。

昨年来、議会の皆さんからもいろいろ御質問や提案をいただいております、非常に多方面にわたりますことから、突出した事業になりますので、ぜひコンサルにお知恵や、それから、事例の収集をお願いしたいということで考えております。

こういうことにたけたコンサルをお願いをしたいと考えております。

○7番（居鶴貞美君） ありがとうございました。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

堀内議員。

○9番（堀内富治君） 10ページお願いします。

10ページの衛生費の19でございますけれども、青木診療所の整備の関係でございます。

具体的な金額が載っておりますけれども、このことにつきまして私は異論はございません。

なおまた、購入の機器等についても、先日前話がございましたとおりであります。

参考でお願いしたいと思っておりますけれども、依田窪病院も組合立でしたよね。依田窪病院の支援の状況、もしわかりましたら、お願いしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 組合立で上田市と長和町が共同運営しております。上田市の状況はよく承知をしておりませんが、長和町の皆さんは、年によって若干差がありますけれども、1億5,000万円程度、毎年というふうに聞いております。

あわせて、東御市にも市立病院がありますけれども、ここは2億5,000万円、一般会計で支援しているというふうに伺っております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） この診療所ですから、これだけ小さい村ですから、限界はあるかと思っておりますけれども、できるだけ、とにかく支援を継続してもらうようお願いをしておきたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） これは村立村営の診療所となると、毎年1億円近い一般会計の支出が必要となってくるだろうというふうに、ほかの市町村の状況を見ます。

今回は、一過性でありまして、基金も6,000万円を超える基金を議会から御承認いただいておりますので、当面その範囲内だと思っております。

今回、私どもは初めて、最近わかったんですが、若い先生が来て、年間の報酬というのは相当かかっていると。一般的には今回の個々の事例は承知しておりませんが、県の医療チームなんか来ますと、若い先生の年代になると、年俸で1,000万円から1,500万円というふうに聞いておりますので、そこは、私どもはノータッチでありますけれども、この基金につきまして、あるいは開始につきましては、お認めをいただきたいと思っております。

○9番（堀内富治君） わかりました。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 先ほど、居鶴議員の御質問にかかわる点でもう1点。そのことにかかわって、お聞かせください。

美しい村条例ですけれども、条例化のめど、大体いつごろ提案いただいとゆうようなこととお考えなのかお聞かせください。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） ひもといてみますと、大変広範囲にわたるんですよ。もう少し、間口が狭いかというふうに思いました。ですから、景観条例というのが普通なんですけれども、さらに私ども欲張ってといいましようか、今の課題をこの中に入れて、仮称でありますけれども、美しい村条例というふうに仮称ではしておりますのは、そういうことであります。

成案につきまして、事務局の案をつくるのは年度内につくれないか。これは行政だけでつくるわけにはいきませんので、その途中で議会の皆さんの御意見を伺う、あるいはパブリックコメントなども必要になってくるかと思っておりますので、そこは、若干時間がかかるかもしれませんが、年度内と言いたいところでありまして、条例を出すのは来年度当初になるかもしれませんが、住民の皆さんの意見を聞く場を設けることから、年度内には我々の事務局の案はつくってしまいたいというふうに思っております。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ありがとうございます。

別の件、いいですか。

同じページにございます、村長からの冒頭挨拶にもございましたけれども、くつろぎの湯についてお聞かせください。

改修工事4,000万円近い高額な額ということになりますが、天井の補修ということが主なことかと思っておりますけれども、この4,000万円の中で、どういう工事にどれくらいのことが必要なのか、そうしたことについて少し詳しくお願いできればと思います。

○議長（沓掛計三君） 小宮山課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（小宮山俊樹君） お答え申し上げます。

具体的な数字につきましては、入札前でございますので、申し上げられません。工事の内容ということをお願いしたいと思います。

工事の内容は、まず、天井の張りかえでございます。こちらのほうは、現状、つり天井でございますが、同じ工法でつり天井で行う予定でございます。さびの出ないステンレス製のものにつっていくということで、あわせてその内側にウレタンの吹きつけをするということになります。

天井裏でございますが、こちらにつきましては、その裏に通っています臭排機のダクトも

かなりさびが出ておりますので、こちらにつきましても新たに交換する。

それから、浴場の中でございますが、こちらのほうの改修で、まず、照明がございます。現在の照明は水銀灯を使っている照明がメインになっておりますが、この機会ですので、全てLED化にして、その後の電気代の節約、そういったものも含めて考えております。

あわせて、内外装の細かな補修も、この際でございますので、それも行うということで、主な内容としましては以上でございます。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 御説明ありがとうございました。

別の件でよろしいですか。もう1点で終わりにします。

次の11ページになりますけれども、衛生費の商工費の移住定住促進費の中の19の負担金にかかわる部分の民間賃貸住宅家賃補助事業ですが、これについても、提案の中で御説明いただいておりますけれども、まず、具体的に住宅の物件はもうお決まりなのかどうか、また、そうしたものを今後どういう形で見出していくのか、あわせて6世帯4カ月分の補正予算というような御説明だったかと記憶しておりますけれども、来年度以降、この数字がどんなふうに変化していくのか、そんな点をお聞かせください。

○議長（沓掛計三君） 新津課長。

○商工観光移住課長（新津俊二君） お答えいたします。

補助金の創設ですので、仮の想定というような形で算出をしているわけでございますけれども、村内の民間の賃貸住宅の建設の状況でございますが、若者定住促進住宅、村が持っているものと同等のような建築物ができそうだというような想定でございます。

冒頭の、初日に御説明いたしましたように、そういったものを6世帯、早ければ4カ月は確保したいという予算の内容でございます。

それから、来年につきましては、それが年間になりますので、4カ月分で36万円をお願いしておりますので、この3倍の予算を当初予算をお願いをしたいというふうに、現在のところでは考えております。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ありがとうございます。

若者定住の住宅と同様のものができそうだというお話でしたけれども、具体的にいつごろでき上がる予定か教えてください。

○議長（沓掛計三君） 新津課長。

○商工観光移住課長（新津俊二君） 想定で申しわけないんですけども、12月に入居ができ  
そうだという想定でこちらの村の財政は用意したいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 12月に入居が6世帯分はできそうということによろしいでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 新津課長。

○商工観光移住課長（新津俊二君） そのとおりでございます。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ありがとうございます。

○議長（沓掛計三君） ありがとうございますは、坂井議員、いいですから。ありがとうございます  
ございましたは、いいですから。

ほかにございますか。

金井とも子議員。

○4番（金井とも子君） 11、12ページ、商工費、道の駅関連施設運営費、需用費の中の修  
繕料で、道の駅関連施設修繕料ということで、これは加工施設のボイラーの改修と伺いまし  
たけれども、早速御配慮いただきありがとうございます。

活性化施設は平成20年3月に完成し、同年6月に利用を開始しております。建設から10  
年を経過し、設備は耐用年数を過ぎたものも多くなっております。ボイラーもここ数年、さ  
びを含んだ茶色いお湯が出ており、衛生面から飲料や調理に使用することは避けており、大  
変不便を感じておりました。そしてとうとう、釜の周辺から水漏れが起こりまして、ボイラ  
ー自体が使用できなくなりました。

このように10年経過しますと、備品や設備には至るところ故障などのふぐあいが生じてお  
ります。加工組合は解散いたしました。引き続き活動を続けているグループも、それぞれ、  
村の特産品など絶やさぬよう努力をしているところでございます。

ここで働く女性は、それぞれ家庭的に事情がある方もおります。比較的作業時間が自由で、  
わずかでも収入を得られる。また、年齢にかかわらず働ける、この活性化施設には、授産所  
的な福祉施設的な要素も含まれているのではないのでしょうか。

今度、株式会社道の駅あおきが管理者に指定されましたが、管理体制強化のため、使用に  
ついて一部不便を感じておるところでございます。

この女性たちが今後も希望を持って働けるよう、こういった設備のふぐあい等について御  
配慮をいただきたいと思うのですが、今後の施設、運営の方針について、村長さんのお考え

はいかがでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 加工組合の皆さんが、たくさんの村の独自産業の先達をしていただいたということに対しましては、大変ありがたく思っております。事情があつて解散して、次の展開に発展的解消をしたわけでありますけれども、たくさんの人にたくさん使ってほしい。パンなどは毎日使っておりますけれども、物によってはなかなか働く方、あるいは材料の関係でしょうか、使わないこともありますけれども、なるべく多くの時間を活用していただければというふうに思っております。

村が直接管理するというのではなくて、道の駅に指定管理の中に入れてありますが、道の駅の販売品も、このグループの皆さんがたくさん出していただいておりますので、両方が連携してうまく器用に、私どももその中に入って、促進方に努めてまいりたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 金井議員。

○4番（金井とも子君） 引き続き女性の生きがいを継続、維持できますよう、また、活性化施設の有効利用のためにも、活性化施設の充実について、今後も血の通った行政をしていただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

小林議員。

○8番（小林和雄君） 10ページの五島慶太翁生家解体の工事負担金が100万円なんです、これについて、全体で、例えば幾らで、その一部が100万円とか、それから、この100万円が今後どのように、工事費が負担が多くなればこの負担金も多くなるのか、その点について、100万円についての内容について、御説明をお願いします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 本当に不幸に、8月14日に出火、家が消失してしまいました。

十二支という言葉がありまして、人生5回転して60年が還暦ということで一周するそうありますけれども、慶太翁は命日に60回目にまたふるさとに戻ってきた。人生といいましようか、人間の太さといいましようか、を感じているところでございます。

100万円につきましては、非常にアバウトな数字でありますけれども、まだ細かい見積もり、詳細な見積もりはまだ出ておりませんが、普通に建物の、焼却した建物を除去す

ると、片づけると約300万円というふうに聞いております。それで、使える柱とか部材について丁寧に取り壊し、あるいは保管するとプラス100万円かかるということで、とりあえず今後のことは、まだ結論は出ておりませんが、とりあえず使える部材については保管をしておきたいということで、100万円を行政で持たせていただきたいということをお願いしてございます。

今後につきましては、東京急行電鉄、あるいは五島育英会も含めて、議会の皆さんにもいろいろ御相談しながら、今後の五島慶太翁の顕彰運動をどうしていくか、また御相談をしたいというふうに思っております。

幸いにして、ことしは「誇らしきわが郷土」再発見事業ということで県から元気づくり支援金をいただきまして、顕彰事業を何点か行うことになっておりますので、この中にも入れてやっていきたいというふうに思います。

○8番（小林和雄君） わかりました。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

松澤議員。

○3番（松澤正登君） 11、12ページになりますけれども、その中で、土木費の土木総務費の中に、補助金で、ブロック塀等撤去費補助事業が載っております。

ちょっと説明の中でお聞きしますと、10カ所ほどあるやに記憶しておりますけれども、この10カ所については公共施設のものも含まれているのか、全部民間のものなのか。

それから、もし民間であれば、10カ所というと平均で割ると30万円です。わずかな金になるんですけれども、こういった全部が全部、補助事業の申し込みではないかとは思いますが、今特に、危険なものがあって、早急にやらなければいけないというようなことの中で、もし民間であれば、既にお話が行っているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 新津課長。

○商工観光移住課長（新津俊二君） こちらも補助金の創設でございますが、まず、箇所数、はっきりと滑舌が悪かったようで申しわけございません。箇所数想定は、3カ所でございます。10万円で3カ所で30万円という想定でございます。

まず、早急に危険な箇所を撤去したいという思いで計上させていただいていまして、目指すところは平成32年の村内の木造耐震化計画、32年までに95%以上耐震化したいという計画が今あって動いているわけですが、そのときには村内の危険なブロック塀の箇所も撤去されていたいと。

来年度からは、その耐震化事業にあわせて、国の補助金をうまく活用できるように盛り込んでいきたいということで考えているんですが、今年度は年度の途中でありまして、国の補助金は活用ができない状況です。

教育委員会がさきに緊急で実施しました通学路の点検事業で、特に危険な箇所2カ所、それから、それにあわせまして、中村地区でやはり人通りが多い所で1カ所、撤去を懸念されるという箇所がありまして、具体的な箇所は3カ所ございます。

そこに、村としての計画に合致しているという審査を経て、補助金を交付したいという手続き、手順を踏みたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） 今のお答えの中で、3カ所ということで私もちょっとうっかりしていたんですけども、早急ということなんですけれども、現在もう既に何か手当ては進んでいるのでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 新津課長。

○商工観光移住課長（新津俊二君） 村としましても、教育委員会の側からも、当事者には早く撤去していただくようにということでお話をさせていただいております、撤去に向けて促進に取り組んでいるところでございます。

○議長（沓掛計三君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） 適正な指導をひとつよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

宮下議員。

○5番（宮下壽章君） 13ページ、14ページの部分になりますが、教育長さんにお伺いするような形になろうかと思いますが、ここに創造館の部分があります。社会教育費、社会教育総務費というところです。

金額的には3,000円ということになっております。創造館への負担は青木村は非常に少ないわけですが、いろんなイベントをやったり、星のこととか、それから、昆虫のこととかいろいろ年間通していろいろイベントを組んでいてもったいないなと思っておりますが、青木村ではもうちょっと使用頻度というものを上げていって、活用していったらどうかと思っておりますが。意外と広報的なことの中でも、創造館に関してのことは余り出てこないの、もうちょっと活用する方向でいったらどうかと思うんですが、いかがでしょう

か。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 小学校では、星を見る学習に使ったり、それから、理科の学習で魚を解剖して勉強するというときに学年を挙げて行くということをやっております。

創造館自体も、実は今、運営を考えておまして、広域で委員会をつくって、私もその委員になっているんですけども、創造館がより活用してもらえるように効果的な広報をしたりとか、あるいはテーマを持った展示をしたりとかということを考えておりますので、議員おっしゃるように、私たちもできるだけ使用頻度を多くしていくように小・中学校にも働きかけをしていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 広域連合で運営しておりますので、私のほうからも一部答弁させていただきたいと思っておりますけれども、ここは、あそこでやる仕事と、いわゆる創造館の場所で行う仕事と、それから、各教育委員会、小・中学校にてやる仕事と、2つやっております。

後者のことと言えば、パソコンといいましょうか、コンピューターといいましょうか、使った、あるコンテストをやっているんですよ。で、その各市町村が何校出て、誰がどれだけ当選、入選したかというようなデータが出るんですけども、青木の子が人数の割に意外に頑張ってくれておまして、やっぱりそういった教育がこういうところで成果が出ているのかなと、毎年そのデータを見るたびにうれしくなっております。

そういった広範囲の、あそこだけではなくて、外に出た仕事も、業務もやっているということも御理解いただければと思います。

○議長（沓掛計三君） 宮下議員。

○5番（宮下壽章君） 創造館のホームページなんかを見ましても、幾日から幾日は何という、かなりの年間通してのイベントをやっています。村の中でも、もうちょっとPRしていただきながら、親子で行くとか、いろんな働きかけをしていけばいいなと思っています。

青木村の負担は少なくて行きづらい面もあるかもしれないんですが、そういうことなく、なるべく教育に活用していただければありがたいなと思っております。

以上です。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 今、宮下議員の質問のその上にありますが、中学校費の学校管理費、修繕費についてお聞きをいたします。

この内容につきましては、音楽室天井、体育館等の修繕という説明をいただきましたが、当初150万円の予算になっておりましたんですが、この150万円と、この98万3,000円の関連につきましてお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） この内訳をちょっと具体的にお話しすると、音楽室の天井修理が21万4,000円、体育館のどんちょう、暗幕修理が15万1,000円、給食室のボイラー修繕が21万5,000円、給食室のベルトコンベヤーの修理が40万3,000円ということで98万3,000円というふうになっておりますが、それでよろしいですか。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 今お聞きしたのは、当初150万円予算を盛ってあるんです。これで要するに補正で出てきていますので、この150万円は別の工事なのかどうかということをお聞きをしたいということです。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 再度確認してお答えしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 補正で出てきていますが、中学も相当、建てかえがいずれというような時期もあろうかと思えます。補修補修でやっていくんだらうとは思いますが。100万円補正で出てきています。

それで、今のこの工事のほかにも修繕を必要とするというような話は中学校のほうからはまだおありなのかどうか、あるいは全面的に改修しなければいけないものがあるのかどうか、その点についてお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 全面的にという話は今のところ起きてはおりませんが、実はきのうも、あしたから文化祭が始まるんですけれども、そのスポットライトが壊れてしまったという話が来まして、至急今、修理をしているところであります。というように、やはり維持のところで修繕が出てくるというのは、これからもやむを得ないかなというところはございます。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） それで、ちょっと表現の仕方ということで、中学校の場合は修繕費ですよ。小学校の場合は修繕料ですよ。大体、修繕料というのが一般的なんです、中学校で修繕費、今までもそうだったと思うんですが、この修繕費というのは特に深い意味がなく、修繕料とそういう認識でよろしいのかどうか、お聞きをします。

○議長（沓掛計三君） 総務課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 内容につきましては、全く同様の内容ということで理解してよろしいかと思えます。私どものシステム上の入力の関係がございますので、統一したふうに直させていただきたいと思えますので、またよろしくお願いたします。

○議長（沓掛計三君） よろしいですか。

○7番（居鶴貞美君） わかりました。

○議長（沓掛計三君） それでは、また後で答弁してください。

そのほかに、ございますか。

山本議員。

○10番（山本 悟君） 11ページ、それから、12ページをお願いします。

先ほど、坂井議員のお聞きした、商工費の中の移住定住促進費の中の補助金の002民間賃貸住宅家賃補助事業補助金なんです、もう一度説明してください。

○議長（沓掛計三君） 新津課長。

○商工観光移住課長（新津俊二君） お答えいたします。

まず、村営住宅の需要の高まりがございます。常に村営住宅が、今、あけば必ず、募集をすともう必ず手が足りまして、入れてくださいというような需要がございます。

その需要に応えるということ、それから、今後、企業誘致等も含めて、村内への移住しやすい環境を備えていきたいということで、住まいの確保の一環として民間の活力を活用した村営住宅の制度というものを創設したいということがまず出発点でございます。

特にその中で、若者定住促進住宅という、間取りがキッチン以外にも居間が2つございまして、今は若者定住ですので51歳未満の方が御家族で住むといったような住宅がございますが、それと同等の施設、民間の賃貸住宅ができましたらば、そこを村営の住宅の、民間を活用した民営の、村が支援する住宅として補助したい。そういうものでございます。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 自給のバランスで言えば、需要者が多いということで結構なことなんですけれども、1カ月1万5,000円の4カ月分の6世代というようなお話を聞いたんです。

が、これは入居者に補助するんですか、そうじゃなくて家主に補助するんですか。ちょっと私、理解がよくできなくて。

○議長（沓掛計三君） 新津課長。

○商工観光移住課長（新津俊二君） 入居される方に家賃の補助として、補助をしたいと考えております。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 言ってみれば、準村営住宅と言ってもいいかと思うんですが、それによって少子化にも少しでも歯どめがかかっているということになればいいんですけれども、1つの前例として、じゃあ今後も民間で若者定住住宅に匹敵する、同じレベルというか、規格の住宅をつくった場合は、また村として補助を出す。

それから、自給のバランスが崩れて、いや村住、もう最近はいっぱいあいているよというときになったら、制度はどうするのか。村住についても、かつて昔はいっぱい入っていたけれども、一時余り入らないというときもたしかあったと、そういうふうに私は記憶しているんですが、その辺これは1つの前例になるのかどうか。今後新たにそういった要請があった場合には、当然それはまたこれと同じことをやる。でも、自給のバランスが崩れたら、あるどこかで線を引いてやめちゃうのか、その辺どんなふうにお考えかお聞きします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 移住政策、あるいは村の活性化を考えたときに、特に若い人たちに移住してもらいたい。その方法としては幾つかありますけれども、住宅の確保というのは大変大きな課題だというふうに思っております。

村営住宅を見ていると、98戸ありまして、この管理に大変時間とかエネルギーとか事務的なものが必要なんです。これを商工会で管理してもらえないとか、あるいは建設を民間でアパートをつくってくれないとか、こういう話をしておりましたけれども、何回も皆さんにはお話ししておりますけれども、使用がないから青木村はペイできないと、3件くらいに3つの業者に頼みましたけれども、みんな断られました。

ここへ来て、先ほど課長が言いましたように、村営住宅の倍率が1を超えることが多くなりましたので、村営住宅の必要性を感じております。これを村でつくとすると、今までのような村営住宅にすると、用地買収、国庫補助の確保をしたり、用地買収したり、建設の設計をしたりということで2年ぐらいかかるんです。スピード感がない。

それから、1戸当たり二千四、五百万円するんです。こういった費用を1戸で突出して出

すのは大変、私どもの財力とすれば、できれば民間を使えないかなということでもあります。

したがって、1戸1万5,000円の補助で、あくまでも村営住宅です。基本は村営住宅です。村営住宅を民間がつくっていただいて、わずかな、月1万5,000円の補助でできれば非常に安価に、財政的には助かるわけです。こういったことで、非常にうまい事例ができたらというふうに思っております。

運用してみて、多少の課題は出るかと思えますけれども、この制度を私どもは今後も活用していきたいというふうに思っております。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） PFI、プライベート・ファイナンス・イニシアチブ。民間のノウハウ、お金を利用してというような、これ非常に自分のリスクが小さくて得るものが大きくていいことを考えたなと私はそう思うんですが、その中で1つだけじゃなくて前例としてこれからもあるでしょうかね。

自給のバランスが崩れたときはどこかではやめることもあるし、もっとふやすときもあるしということでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） つくるときは、民間がつくったアパートを全て村営住宅にするということではなくて、つくるときに私どもからも投げかけますし、向こうからもどうだというようなことで、両方の合意ができた時点でつくってもらいますから、やみくもに村営住宅といいますけれども、民間アパートがふえていく、ある意味では残念ながらなんですけれども、ということはない。

ですから、そういった自給バランスについても配慮しながらやっていくということになります。

○10番（山本 悟君） わかりました。

○議長（沓掛計三君） 先ほど居鶴議員の補足回答をお願いします。

○教育長（沓掛英明君） 失礼します。お願いします。

150万円は、それぞれ全て計画にありました。

当初予算の盛っているその修理については、随時今、修理、必要なところから行っているというところです。トイレ温水器4台の修理、マシン・楽器・体育品修理、舗装機器修繕、給食調理室の機器の修繕、その他設備、それから、事務機器の修繕、こういう項目で足し上げると150万円になっております。

○議長（沓掛計三君） よろしいですか。

ほかにございますか。

宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 11、12ページ、農業振興費の負担金、補助金のところ。ロータリーと播種機と伺っていますが、これはどなたが使うもので、どのような機種で、補助率はどのような感じなのか、もう一度お願いします。

○議長（沓掛計三君） 花見課長。

○参事兼建設農林課長兼農業振興係長（花見陽一君） この機種につきましては、申請されている方は、機械化部会の皆さんでございます。助成の金額は3割の助成になってございます。それで、ロータリーにつきましては、ニプロの機種でございます。播種機もニプロのメーカーでございます。

以上です。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 機会化部会のものだというふうに伺いましたが、青木の農機センターで貸し出ししているトラクターもあるんですが、それにつけるそういった作業機械的なものが今ないので、播種機が機械部会で扱うものだと伺いましたが、貸し出しのトラクターにもつけられるような播種機等も、今後ぜひ検討いただいて、トラクターを借りる方々が、耕起だけではなくて、いろいろな作業をするときにも自動化ができることも今後ぜひ検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（沓掛計三君） 花見課長。

○参事兼建設農林課長兼農業振興係長（花見陽一君） 支援センターが所持しております農機具、草刈り機から始まりましてトラクターなどございます。

現実的にですが、やはりトラクターとか大きいものにつきましては、支援センターでは年間、修繕50万円ほど見ているんですが、40万円近く修繕にかかっているという状況でございます。やはり、機械を扱うに当たりまして、地質的なものもあるかと思うんですが、そういうことを考慮しますと、むやみにこれ以上、附属的なものをつけるというのは現在考えるのはちょっと厳しいと考えております。

また、営農を主体としたというか、こちら農政の補助金でございますけれども、支援センターの貸し出しは一般的に少し農作業の軽減的な要素が主体となっておりますので、本格的な営農にかかわるものはどうかなというふうに考えておりますので、今後の課題としており

ますが、現状ではちょっとまだ厳しい状況でございますので、まだ附属的なものにつきましては、今後の課題とさせていただきます。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 今から私が申し上げるところ以外の補正については、賛成するところ  
であります。歳入の部分の繰入金として、先ほど議案第11号 寄附採納について反対意見  
を申し上げました。その趣旨からその点を含んでおりますので、この部分について反対をし  
たいと思います。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

議案第14号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（沓掛計三君） 賛成多数。

議案第14号 平成30年度青木村一般会計補正予算については、原案のとおり可決されま  
した。

---

#### ◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続いて、議案第15号 平成30年度青木村簡易水道特別会計補正予算  
について質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 質疑を終了し、討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

議案第15号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第15号 平成30年度青木村簡易水道特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続いて、議案第16号 平成30年度青木村別荘事業特別会計補正予算について質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

議案第16号については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第16号 平成30年度青木村別荘事業特別会計補正予算については、原案のとおり可

決されました。

---

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続いて、議案第17号 平成30年度青木村介護保険特別会計補正予算について質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 質疑を終了いたします。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

議案第17号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第17号 平成30年度青木村介護保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

---

◎閉会の宣告

○議長（沓掛計三君） お諮りします。

本定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 異議なしと認めます。

本定例会は本日で閉会とすることに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成30年第3回青木村定例会を閉会といたします。

閉会 午前10時55分